

次に𠂔等とある文字である。殷墟文字では糸といふ字を𠂔と書き、大といふ字を𠂔𠂔と書いて人の形を現はしてをるから、上の字は糸を以て人を縛し手に持する形であり、下の字は人を女に作つてをる點が少しく異つてをる。しかし兩字共に奚の字であるに相違ない。羅振玉氏がこれを解して、

說文解字、奚大腹也、予意、罪隸爲奚之本誼、故从手、持索以拘罪人、其从女者、與从大同、周官有女奚、猶奴之從女矣、(殷墟書契考釋中)

として居るのは正しい。後世でも奚を婢の義に使用してをるから従つて殷代にも奚の字を以て奴婢の意に使用したる例があつたに相違ない。

又𠂔といふ字がある。羅振玉氏はこれを妾の字と爲し、

說文解字、妾从辛从女、此从𠂔、乃辛省、(殷墟書契考釋中)と云つてをる。說文の妾の條には

有辜女子給事之得接於君者、从辛从女、春秋傳云、女爲人妾、妾不媾也、

といひ、これを没官の婢としてをる。妾の字は種々の義に用ゐられる。例へば禮記内則篇に

聘則爲妻、奔則爲妾、

とある如く、妻に對する妾の義に用ふる場合がある。しかし臣妾と熟して說文の如く妾を犯罪による婢の義に解してよい場合が少くない。例へば尙書の周書費誓篇に

馬牛其風、臣妾逋逃、勿敢越逐、祇復之、我商賚汝、乃越逐不復、汝則有常刑、

とあるが如きがそれである。^(一)妾の本義は妻妾の妾ではなくして奴婢の婢であつたことはその文字が辛に従つて居るによつて疑ない所である。従つて殷代にも妾を奴婢の婢の義に用ゐた例があつたに相違ない。

殷墟文字には臣の字を𠂔に作つてをる。

說文に

牽也、事君也、象屈服之形、凡臣之屬皆从臣、

とある如く、人の屈服せる形を現はしたる文字である。臣の字は二様に用ゐられ、一は君臣と熟して臣下の義に用ゐる、一は臣妾と熟して奴の義に用ふるが、龜甲獸骨文の臣の字がいづれの義に用ゐられたか不明である。殷墟文字の中で確かに奴婢の義にも用ゐられたと思はれるのはこの奴奚妾の三字位であるが、兎に角これに依つて殷代に既に奴婢の制ありしを證するものと云つて誤なからう。

官 賤 民 唐の官賤民を發生的に觀察すれば二種となる。一は犯罪による賤民、一は捕虜による賤民である。以下この區分に從つてその由来を探つてみよう。

文獻の傳ふる所では、犯罪による奴婢を以て最初の賤民とする。かの箕子に關する傳説がそれである。この傳説は暫く別としても、前述の如く殷墟文字の中に於て奴婢を意味したと思はれる奴奚妾の三字を見ても、妾はその文字の構成から云へば罪ある女の義であるから、必づや犯罪に依つて官に沒せられたる女を指したるものに相

毛玠傳を見ると、

後有白玠者、出見黥面、反者其妻子沒爲官奴婢、玠言曰、使天不雨者蓋此也、太祖大怒、收玠付獄、大理鍾繇詰玠曰、自古聖帝明王、罪及妻子、(中略)今眞奴婢、祖先有罪、雖歷百世、猶有黥面供官、(下略)

とあつて、魏の世にも相坐沒官の法があり、且つ沒官の奴婢に黥面せし事を記してをる。なるほど漢の文帝は肉刑を除くところから、黥刑も此時除かれたのであるが、しかし晉代にも一般に奴婢黥面が行はれてをるから、漢代に於ても奴婢の黥面だけは行はれたのかも知れぬ。晉代には逃亡の奴婢に黥面した。太平御覽卷六百四十八刑法部黥の條に

奴婢亡加銅青若墨黥、黥兩眼後、再亡黥兩頰上、三亡橫黥目下、皆長一寸五分廣五分、

といふ晉令の文を引用してをる。しかし黥面の酷風はその後次第に廢止された。南朝に於ては梁の武帝の天監十四年に「又黥除面之刑」(隋書刑法志)とあるから奴婢の黥面も廢止されたものであらう。北朝に於ては西魏の文帝大統十三年の詔には

自今應官刑者、直沒官、勿刑、亡奴婢應黥者、止科亡罪、(冊府元龜 卷六百一十一刑法部所引)

とあつて、明に亡奴婢の黥面を除いてをる。これより以後奴婢黥面の風は止んだやうである。南北朝時代になつては南朝では、梁律の相坐沒官の規定が隋書刑法志に引用されてをる。その文を擧ぐれば

其謀反降逆大叛已上皆斬、父子同產、男無少長皆棄市、母妻姉妹及應從坐棄市者妻子女妾、同補奚官爲奴婢、

贖財沒官。

北朝に於ては後魏律にその規定が見えてをる。魏書刑罰志を見るに、世祖太武帝が神麤中に司徒崔浩をして定めしめたる律に

大逆不道腰斬、誅其同籍、年十四已下腐刑、女子沒縣官、

とあり、又魏書卷四十一源賀傳には

若年十三已下家人、首惡計謀所不及、愚以爲可原其命沒入縣官、高宗納之、

とある。これは時に斷獄濫に多きを以て高宗文成帝に上書して崔浩の定めし律を改正したのである。北史卷十三崔昂傳には

依律、婦人年六十以上免配官、

とあり、この律は北齊律にして、これによつて相坐沒官の律は北齊になつて幾分輕減されたるを知るのである。これらの律の規定が北周及梁を経て周律の反逆相坐の規定となつたものである。

唐の武德四年に盜鑄錢を犯す者は死罪に處しその家口は配沒するといふ規定を設けたことがあるが、盜鑄錢沒官の規定は既に古く王莽がこれを制定してをる。漢書卷九十九王莽傳に

(始建國二年十二月)盜鑄錢者不可禁、廼重其法、一家鑄錢、五家坐之、沒入爲奴婢、

とあるがそれであり、地皇元年の條にも

敢盜鑄錢及偏行布貨、伍人知不發舉、皆沒入爲官奴婢、
と見えてをる。

尙ほその他の罪によつて没官さるる者が甚だ多かつた。例へば魏の時代には軍士逃亡すればその妻子を没官し(魏志卷二十一)、宋代には劫を犯す者はその妻子を没官し(南史卷十四)、西魏の文帝大統十三年二月には詔して官刑に代ふるに没官を以てし(隋元龜卷六)、又北齊の天統五年にも同様の詔が出てをり(北齊書卷六)、北齊の格には「私度禁物並盜截軍糧」を犯す者はその家口を配没すとあり(北齊書卷七)、隋の開皇十五年十二月の勅には邊糧一升已上を盜む者はその家を籍没すとあり(隋書卷八)、大業九年には詔して盜を犯す者は其家を籍没する事としてをる(隋書卷九)、如きがそれである。これらの規定は總て唐律には除かれてをる。

唐代には犯罪に依り没官されたる賤民の中に於て官奴婢・官戸・工業の籍は百姓の戸籍とは別になつてをりその所屬の本司に在つたが、その由来も甚だ古いやうである。既に左傳襄公二十三年の條に

初斐豹隸也、著於丹書、樂氏之力臣曰督戎、國人懼之、裴豹謂宣子曰、苟焚丹書、我殺督戎、宣子喜曰、而殺之、所不請於君焚丹書者、有如日、

とあり、晉の杜預はこれに注して

蓋犯罪沒爲官奴、以丹書其罪、

と云ひ、官奴婢の戸籍は百姓と異つて丹書であつたといふ。その條の唐の孔穎達の疏には更に

近世魏律、緣坐配沒爲工業雜戶者、皆用赤紙爲籍、其卷以鉛爲軸、此亦古人丹書之遺法、

といふ文がある。こゝに引用せる魏律を程樹德氏は後魏律としてをる(後魏律考卷上)。これに依ると工業雜戶の戸籍は百

姓とは別にして赤紙にこれを記したといふ。これらはいづれも官賤民の戸籍に關するものであるが、唐の官賤民の戸籍が丹書であつたといふ記載はどうも見當らぬ。然るに前章に述べし如く私奴婢を指して「丹書之辱」(唐大業五年改元天復敕)といひ、太平御覽所引の唐書羅讓傳には己の女奴を免じて「焚丹書」と云つてをるが、これはいづれも

私奴婢に就いて云つたものであるから、唐代の官賤民の戸籍は丹書でなかつたのかも知れぬ。

唐制に従へば官賤民の身分は子孫に相續し、赦免に依るか又は法定年齢に達するか、又は勳をうるかにあらざればこれを脱することは出来ない。此の由来も亦甚だ古いものである。左傳昭公三年の條に

樂卻胥原狐續慶伯、降在阜隸、

といふ句がある。これは晉の叔向が吾公室も亦季世なりと云つて嘆じたる言の一句である。杜預の注には八姓晉舊臣之族也、阜隸賤官、

とある。此の八姓は晉の舊臣であつたが罪により降されて奴籍に在つたといふ意味であるから、この八姓の家に生れたる子女は當然また奴籍に在りしものと思はれる。さうすれば少くとも春秋時代から既に奴婢の身分は子孫に相續したと信じてよからう。降つて漢書卷十三陳勝傳を案するに

秦令少府章邯、免驪山徒人奴產子、悉發以擊楚軍、大敗之、

といふ文がある。奴産子とは文字の示す如く奴婢の産める子を指したるものであらう。これを免すとあるから奴産子が亦親と同様に奴婢たりしことは疑ない。この奴産子が官奴婢の子なりや私奴婢の子なりや少しく明瞭を缺くも、徒人と共に免じて兵とせし所より推せば官奴婢の子と見るべきものであらうか。その下の注には

服虔曰家人之産奴也、師古曰奴産子猶今人云家生奴也、

とあつて、兩者ともに奴産子を私奴婢の生める子と見てをるのは少くとも此の場合はやゝ穩當を缺く。奴産子といふ語は官私婢の子に共通して使用されたものかも知れぬが、家生奴といふ語は恐らく私奴婢の子に専ら使用されたものと思はれるからである。更に前引の魏志毛玠傳の

今眞奴婢、祖先有罪、雖歷百世、猶有黥面供官、

とある文に至りては、官奴婢の身分が永久に相傳することは愈々以て確かである。

唐の官賤民には奴婢の上に官戸・工業・雜戸・太常音聲人といふ階級があつたが、その起原はいづれにあつたらうか。今その起原を尋ねべきその資料を十分持たないが、その由来する所も相當に古いやうである。官戸といふ名稱は餘り見當らぬが、唐律疏議には「官戸者亦謂前代以來配隸相生、或有今朝配没」とあるから、唐以前より存せしことは疑ふ餘地がない。雜戸といふ名稱が工業と共に既に後魏の時から用ゐられたことは左傳疏所引の魏律に「緣坐配没爲工業雜戸者、皆用赤紙爲籍」とあるに依つて明白であるが、魏書を繙く時は次のやうな文を見出すのである。

(太和五年七月) 甲戌、班乞養雜戸及戶籍之制五條。(魏書七高祖紀)

(孝昌二年十一月) 詔曰、頃舊京淪覆、中原喪亂、宗室子女屬籍在七廟之内、爲雜戸。濫門所拘辱者、悉聽離絕。(同九肅宗紀)

(普泰元年三月) 己卯、詔右衛將軍賀拔勝并尙書一人、募伎作及雜戸從征者、正人出身、皆授實官。(同十前廢帝廣陵王紀)

これによつて後魏の雜戸が唐と同様に緣坐配没されたる罪人であること、雜戸のある者は七廟に隸屬せしこと、雜戸を乞養する制ありしこと等を知るのである。降つて北齊時代にも雜戸の存したことは北齊書の次の諸文によつて知ることが出来る。

(天統三年) 九月己酉、太上皇帝詔、諸寺署所籍雜保戸。姓高者、天保之初、雖有優勅、權假力用未免者、今可悉蠲雜戸、任屬郡縣、一准平人。(北齊書八後主帝紀)

(武平七年) 二月辛酉、括雜戸。女年二十已下十四已上未嫁、悉集省、隱匿者家長處死刑、(同上)

(承光元年) 諸宮奴婢闖人商人胡戸。雜戸歌舞人見鬼人濫得富貴者、將萬數。(北齊書八幼主帝紀)

雜保戸は後の所には雜戸とあるから、兩者は同一物の異名である。保は或は衍字かとも思はれる。又隋書刑法志の北齊の條に

とあつて、没官して驛戸に配する規定があつた。この驛戸は雜戸の一種であらう。明律纂注に「雜戸謂驛竈醫卜等戸」とあつて、明代に於ても驛戸が雜戸に入れられてゐる。同書刑法志の北周の條には

盜賊及謀反大逆降叛惡逆罪當流者、皆甄一房、配爲雜戸、其爲賊盜事發逃亡者、懸名注配、若再犯徒三犯鞭者、一身永配下役、

とある。これは保定三年の大律の規定である。然るにその後建德六年に北齊を滅するや悉く雜戸を放免した。その詔が北周書武帝紀に見えてゐる。

(建德六年八月壬寅) 詔曰、以刑止刑、世輕世重、罪不及嗣、皆有定科、雜役之徒、獨異常憲、一從罪配、百世不免、罰既無窮、刑何以措、道有沿革、宜從寬典、凡諸雜戸、悉放爲民、配雜之科、因之永削。

隋書刑法志にも「自是無復雜戸」とある如く、此の詔によつて雜戸は一時その跡を絶つた筈である。然るに唐律疏議には「雜戸者謂前代以來配隸諸司」とあつて、唐の雜戸は唐以前より存続せしものなる事は疑ない所であるから、どうしても隋になつて再び雜戸が生れたものと解さねばならぬ。

工樂の中の樂戸の起原に就て唐會要には

自唐虞迄三代、舞用國子、樂用瞽師、漢魏後皆以賤隸爲之、惟雅樂尙選良家子、(卷十三清樂)

といひ、漢魏の世から賤民を以て樂工に充てたとある。しかし賤民としての樂戸といふ名稱の始めて見ゆるのは恐らく後魏であらう。左傳疏に引用せる魏律(前引の文)に工樂の籍は赤紙を用ふとあるのがそれである。又魏書刑罰

志にも

至遷鄴、京畿羣盜頗起、有司奏、立嚴制、諸疆盜殺人者、首從皆斬、妻子同籍、配爲樂戸、其不殺人及賊不滿五匹、魁首斬、從者死、妻子亦爲樂戸、小盜賊滿十匹已上、魁首死、妻子配驛、從者流、

とあるが、この上奏は侍中孫騰の上言に従つて採用されなかつた。隋書卷六十七裴蘊傳には次のやうな記載も見えてゐる。

煬帝聞其善政、徵爲太常少卿、初高祖不好聲技、遣牛弘定樂、非正聲清商及九部四舞之色、皆罷遣從民、至是蘊揣知帝意、奏括天下周齊梁陳樂家子弟、皆爲樂戸、其六品已下至於民庶、有善音樂及倡優百戲者、皆直太常、是後異技淫聲咸萃樂府、皆置博士弟子、遞相教傳、增益樂人、至三萬餘。

以て隋の大業の三萬餘の樂人は多く北齊北周梁陳時代からの樂戸の子弟であつた事を知るのである。

次に捕虜による奴婢について述べよう。瀧川學士は嘗て「奴の字と夜都古の語義に就いて」(史學雜誌第三十三編第八號)に於て各國の例より推して奴隸(t)の起原は捕虜に在りとし、支那の奴の字の構成がその意味をよく現はせるものと論じてをられる。梁啓超氏も亦支那に於ける奴婢の起原を部落時代の俘虜にありとし、臣の字は俘虜の屈服せる形を現はしたるものにして、これこそ奴婢を呼ぶ最初の名であつたとして居る(中國奴隸)。奴の字も臣の字も共に殷墟文字に見えてゐるから、いづれがその起原古きかは速断し難いが、殷墟文字に見ゆる奴及び奚の字はいづれも捕虜による奴婢を現はしたる文字と思はれるから、捕虜を奴婢とする風習は有史以前から存したに相違ない。周禮秋官

司厲の下には蠻隸・閩隸・夷隸・貉隸が各百有二十人あり、鄭玄が蠻隸には「征南夷所獲」と注し、夷隸には「征東夷所獲」、貉隸には「征東北夷所獲」と注してをる如く、これらは夷狄の捕虜を奴婢とせる者であらう。又呂氏春秋に

魯國之法、凡贖臣妾於諸侯、則取金於内府、

とあるも亦春秋時代に捕虜を奴婢とする風習の存せしを證するものである。唐代に捕虜を奴婢とする風の盛なりし事は既に論述せし所であるが、斯る風習は恐らく太古より引き續き存せし所か。

私賤民 私賤民の起原はいづれの時にあるであらうか。漢の應劭の風俗通には「古制本無奴婢、即犯罪者

或原之、賊者被贓罪没入爲官奴婢、獲者逃亡獲得爲奴婢也」(初學記卷十九所引)といひ、鄭玄は「今之奴婢、古之罪人也」

(同書注)といひ、古の奴婢は皆罪人の没官されたる者としてをる。私家に賤民を養ふ風習が何時から起つたかも

とより明かでないが、既に周禮に私奴婢の存したことを傳へてをる。周禮地官質人の條に

質人掌成市之貨賄人民牛馬兵器珍器、

とあり、鄭玄は「人民奴婢也」と注してをるが、清の孫詒讓が周禮正義に於て

云人民奴婢也者、謂私家奴婢、即大宰九職之臣妾也、(中略)然此職之人民則鬻於市者、蓋古私家自有鬻買臣

妾奴婢之法、

と、この人民を私奴婢と解したのは正鵠を得たものである。たとへば國語の吳語に

王乃命有司、大徇於軍曰、謂二三子、歸而不歸、處而不處、進而不進、退而不退、左而不左、右而不右、身
斬妻子鬻、

とある如く、犯罪によつて没官せる者を賣り下げる風習があるから、この人民は市に賣出されたる官奴婢と解することも出来るが、一旦賣渡されるれば官奴婢も私奴婢となるから、結果に於ては變らない。莊子徐無鬼篇に曰く
無幾何而使梱之於燕、盜得之於道、全而鬻之則難、不若刑之則易、於是刑而鬻之於齊、適當渠公之街、然身
食肉而終。

梱は南伯子綦の子にして、盜賊に掠賣されて齊の渠公の門守になつた。これによつて吾々は戰國時代に良人掠賣の風ありしことを知るのである。しかし私奴婢の激増したのは戰國末から秦漢時代にかけての事であつて、その原因は社會狀態の激變に伴ひ經濟的意味より奴婢を多く蓄積する風が盛になつた結果である。

唐代には私奴婢の賣買が公認されてゐたが、漢代にも奴婢市場が公然開かれてゐた。漢書十八卷賈誼傳に載せられたる彼の上疏文に

今民賣僮者、爲之繡衣絲履偏諸緣、内之閑中、

とあり、服虔は閑に注して「賣奴婢閑」と云つてをる。又漢書九十九卷王莽傳にも彼の言として

又置奴婢之市、與牛馬同蘭、

といふ語を載せてをる。梁啓超氏も引ける如く、漢の王褒の僮約に奴婢の値を記して萬五千と云つてをるが、(十一)そ

の他漢の應劭の風俗通(太平御覽卷五百 奴婢の條所引)にも

南陽龐儉、少失其父、後居閭里、鑿井得錢千餘萬、行求老蒼頭、使主牛馬耕種、直錢二萬、
とあり、老蒼頭の値は錢二萬であつたといふ。蒼頭は私奴婢の異名である。唐代には奴婢の賣買に市券を要した
が、その起原も遠く周禮に在つた。(十三)即ち地官質人の條には

凡賣債者質劑焉、大市以質、小市以劑、
とある。質劑を鄭玄は注して

質劑者爲之券藏之也、大市人民馬牛之屬用長券、小市兵器珍異之物用短券、

と云つてをる。これによれば質劑とは漢代の券であつて、人民(即ち奴婢)及び馬牛の賣買には長券を用いたの
である。又地官司市の下の鄭玄の注には

質劑謂兩書一札而別之也、若今下手書、

とあつて券を一に下手書とも呼んだ。而して質劑は一書を二分して兩者各、その一片を持したのであるといふ。
唐の市券がかくの如きものであつたかは不明である。又隋書食貨志を見るに

晉自過江、凡貨賣奴婢馬牛田宅有文券、率錢一萬、輸侶四百入官、賣者三百、買者一百、無文券者、隨物所
堪、亦百分收四、名爲散估、歷宋齊梁陳如此、以爲常、

とあつて、東晉以後江南に於ては奴婢の賣買には文券を要すると共に、百分の四の税を官に入れこれを散估と稱

したことが分る。

因に梁の頃には私奴婢にも黥されたる者があつたのである。それは南史十卷八賊臣傳の侯景の傳に

又募北人先爲奴者、並令自拔、賞以不次、朱异家黥奴、乃與其儕踰城投賊、景以爲儀同、使至闕下以誘城内、
(下略)

とあるがそれである。但し官奴婢に黥面することは見えてをるが私奴婢に黥するといふ記事は他に見當らぬ。或
はこの奴黥はもと官奴婢にして後朱异に下賜されたるものではなからうか。

唐代に私奴婢を呼んで家人と云つたが、この起原も亦漢代にあつたやうである。漢書十八卷儒林傳の轅固(生)の
傳に

竇太后好老子書、召問固、固曰、此家人言耳、太后怒曰、安得司空城旦書乎、迺使固入園擊虀、

とある家人に對して唐の顏師古は「家人言僮隸之屬」と注してこの家人を以て私奴婢と解してをる。しかし顏師
古の注が當つてをるか否かは疑問である。清の俞正燮の癸巳存稿七卷家人言解の條を見ると、史記に家人といふ語
を用ひたる場合三條を擧げて皆これを私奴婢と解釋してをる。しかしその解釋も亦疑問である。例へば第一に
「史記列國世家所謂爲家人即奴虜」とあるは史記十九卷三晉世家の

靜公二年、魏武侯韓哀侯趙敬侯、滅晉侯而三分其地、靜公遷爲家人、晉絕不祀、

とあるを指したるものであらうが、この家人は必しも奴虜とすべきものではない。何となれば史記十九卷九魏豹彭越

列傳に

魏豹者故魏諸公子也、其兄魏咎故魏時封爲襄陵君、秦滅魏遷咎爲家人、

とある家人を漢書には「庶人」に作つてをるから、これと同じ用例たる晉世家の家人も亦庶人の義と解すべきものと考へられるからである。兪正燮が「梁王彭越爲家人時謂囚奴也」といへる第二條の彭越は魏咎の誤であらう。次に第三條として擧げてをる史記卷一百一馮唐列傳の

夫士卒盡家人子、起田中從軍、安知尺籍伍符、

とある家人も兪正燮の云ふ如く私屬と解することも出来るが、顔師古がこれを「案謂庶人之家子也」と云へる如く庶人とも解される。しかし是非とも私奴婢と解さねばならぬやうに思はれる所の家人の用例が漢代に一つある。それは前引の漢書卷三十一陳勝傳の奴産子に對する「服虔曰家人之産奴也」とある注文である。この家人は一家之人とか庶人とかいふ意味に解しては奴産子の説明にならぬ。これを私奴婢と解して奴産子とは私奴婢の生める奴(婢)也とすれば最も適切な注となる。服虔は後漢末の人であるから、私は私奴婢を家人と呼ぶ風習は少くとも漢末から存したものと信ずる。

唐の部曲の起原及び變遷に就いては、民國十六年六月に北京清華學校研究院より創刊されたる「國學論叢」第一卷第一號に何士驥氏の「部曲考」が掲載されて居り、ほぼその要を盡してをるから、それに就いて見られむことを希望する。何氏の論述せる如く、部曲といふ熟語は初は軍制上の用語として使用されしものにして、後漢書

百官志によれば

其領軍皆有部曲、大將軍營五部、部校尉一人、比二千石、軍司馬一人、比千石、部下有曲、曲有軍候一人、比六百石、曲下有屯、屯長一人、比二百石、(下略)

とある如く部曲は隊伍の名稱であつたのである。しかるに漢代から既に士卒の義に轉用されて居り、漢末からは殆ど私兵の意となつて部曲は父子相繼襲してこれを領するやうになつた。降つて晉書武帝紀には

(秦始皇元年十二月詔) 百姓復其徭役、罷部曲將吏長以下質任、

(咸寧五年四月) 大赦、降除部曲督以下質任、

とある。梁啓超氏はこれは詔により部曲の身分を解除したものと解してゐるさうである。卷三十三これによれば部曲たるの身分は詔によらざれば解除されなかつたらしい。又晉書卷一百一李雄傳には

加范長生爲天地太師、封西山侯、復其部曲、不豫軍征租、稅一入其家、

とあつて、范長生の部曲は全く主家の用にのみ供され租稅も主家に納れたのである。又南齊書卷十四張瓌傳には瓌宅中常有父時舊部曲數百。

とあつて、張瓌の部曲數百は父の時より主將の家中に同居する事僕人と異なる所がなかつたのである。又梁書卷十一張孝秀傳を見るに

頃之、遂去職歸山、居于東林寺、有田數十頃、部曲數百人、率以力田、盡供山衆、遠近歸慕、赴之如市、

といふ文があつて、張孝秀の部曲は専ら農耕に服する事奴婢若くは客戸と異らなかつた事を知るのである。更に梁書^{卷三十九}羊侃傳を見ると

有詔、送金五千兩銀萬兩絹萬匹、以賜戰士、侃辭不受、部曲千餘人、並私加賞、

とあつて、部曲の行賞は主將自らこれを爲してをり、私兵たる性質が愈々明白の度を加へてをる。又魏書^{卷八}侯淵傳を案ずるに

淵爭門不尅、率騎出奔、妻兒部曲、爲暹所虜、(中略)淵進襲高陽郡尅之、置部曲家累於城中、身率輕騎、遊掠於外、

とあつて、部曲を騎と區別して常に妻兒家累と同處せしめてをる。又北齊書^{卷三十三}崔悛傳には

天平初爲侍讀監典書、尋除徐州刺史、給廣宗部曲三百清河部曲千人、

とあつて、部曲は朝廷より臣下に下賜する品物の一種とされてゐた事が分かり、更に周書武帝紀に掲げられたる建德六年十一月の詔は一層注意に値するものであつて

詔、自永熙三年七月已來、去年十月已前、東土之民、被抄略在化內爲奴婢者、及平江陵之後、良人沒爲奴婢者、並宜放免、所在附籍、一同民伍、若舊主人猶須共居、聽留爲部曲及客女、

といふやうに、奴婢を免じて部曲及客女と爲すとあつて、部曲及客女は唐制と同様に奴婢と良人との中間に位する一階級となつてをる。客女といふ名稱もこれより以前には見當らぬやうである。又南史^{卷五十七}范雲傳には

又爲始興內史、舊郡界得亡奴婢、悉付作部曲、卽貨去、買銀輸官、雲乃先聽百姓誌之、若百日無主、依判送臺、

といふ文がある。何氏は注意してゐないが、貨去とは部曲を賣り去るの意であらう。唐制にては部曲は轉事を許し賣買を許さなかつたが、齊の頃には部曲を祕かに轉賣する者があつたのであらう。かくの如くもとは軍の隊伍の名稱たりし部曲が、一轉して私兵となり、再轉して私家の下僕となり、終に唐制の如き私奴婢と良人の間に位する一賤民階級となつたのである。

唐の隨身は唐代に於てすらその用例を見ること稀であるから、唐以前の文獻にも殆どこれを見出すことが出来ぬ。ただ漢書^{卷九十一}貨殖傳に

至成哀間、成都羅裒、嘗至鉅萬、初裒賈京師、隨身數十百萬、

とあるを見出すのみにして、寡聞にして他にその用例あるを知らない。この隨身が如何なる性質のものであるか、明瞭を缺くも、主家の勞役に服する隸僕の一種たることは疑ない所である。これは唐の隨身と何らか發生的關係があるやうに思はれる。

(一) 説文の童の下に「男有辜曰奴、奴曰童、女曰妾」とあつて、犯罪によつて没官されたる男女を總稱して奴とし、その中の男を童、女を妾と稱してをるが、清の沈濤の説文古本考にもある如く、古本説文には「男有罪爲奴曰童」とありたるものにして、女曰妾といふ句は後人の竄入する所である。古本考の文を擧ぐれば

唐の賤民制度とその由来

「濤案、一切經音義卷六引作男有罪爲奴曰童、蓋古本如是、童妾皆有罪爲奴之稱、以男女而分之、今本誤爲爲曰、又衍奴字誤、玉篇亦云男有罪爲奴曰童、當本許書、九經字樣引男有罪曰童、乃節去爲奴二字、總不得如今本所云也」。

(二) 王莽の盜鑄錢相坐の法が如何に苛酷にして人民の愁苦となつたかを漢書王莽傳地皇二年の條には次の様に敘してをる「民犯鑄錢、伍人相坐、沒入爲官奴婢、其男子檻車、女子步以鐵鎖琅當其頸、傳詣鍾官、以十萬數、到者易其夫婦、愁苦死者什六七」。

(三) 「軍營士寶禮近出不還營、以爲亡、表言逐捕、沒其妻盈及男女、爲官奴婢」(魏志高柔傳)。

(四) 「有女巫嚴道育、夫爲劫、坐沒入奚官」(南史元凶邵傳)。

(五) 「西魏文帝大統十三年二月詔、自今應宮刑者、直沒官、勿刑」(冊府元龜)。

(六) 「(天統五年)二月乙丑詔、應宮刑者、普免刑爲官口」(北齊書後主帝紀)。

(七) 「河清四年、坐違格私度禁物并盜截軍糧、有司依格處斬、家口配沒」(北齊書王峻傳)。

(八) 「開皇十五年冬十二月戊子勅、盜邊糧一升已上皆斬、並籍沒其家」(隋書文帝紀)。

(九) 「(大業)九年又詔、爲盜者籍沒其家」(隋書刑法志)。

(十) 瀧川氏は「奴隸なる語は西洋の翻譯語として近頃普通に用ゐられるが、漢語としては非常に稀な用語である。勿論これは我國で新たに作つた熟語ではなく、既に韓退之の文章の中にも見えてゐるが、支那に於ては餘り用ひられ無かつた熟語である」と云はれてをる。なる程支那では普通奴婢といふ語を使用してをるが、しかし奴婢といふ熟語も既に漢代から用ゐられて居つて、必しも韓退之に始るのではない。即ち周禮秋官司職に於ける漢の鄭玄の注に「人民謂刑人。奴。隸。逃亡者」とあるがそれである。その他漢書卷六十二司馬遷傳の臧獲の下の注にも「晉灼曰、臧獲敗

敵所被虜獲爲奴隸者」とあつて晉代にも奴婢の語が用ゐられてをり、又魏書高祖紀太和五年の詔にも「法秀妖詐亂常、妄說符瑞、蘭臺御史張求等一百餘人、招結奴隸、謀爲大逆」といふ語があり、北齊の顔之推の顏氏家訓勉學篇にも「厮役奴隸」と見えてをり、尙ほ廣く文獻を涉獵すればその用例は相當に多く見出されるであらう。

(十一) 「神爵三年正月十五日、喪中男子王子淵、從成都志安里楊惠買、夫時戶下髡奴便了、決賣萬五千、奴從百役使、不得有異言」。

(十二) 林泰輔博士著『周公と其時代』頁五四五

(十三) 「部曲考」國學論叢第一卷 第一號頁一三二

(昭和四年九月、京城帝國大學法文學會第二部論叢第一輯「朝鮮支那文化の研究」)

唐時代の外國奴

——特に新羅奴に就いて——

外國奴使役の風習は唐代特有のものではないが、前代に比して著しく盛になつたことは確かである。その原因は那邊に在つたか。かゝる風習が經濟的效用から起つたものであることは否みやうもないが、その外に當時の時代的風潮とも云ふ可き異國趣味がこれに加はり、これに拍車をかけたものと認められる。唐の國威の發揚は蠻夷の服屬貢獻を促し、通商貿易を盛にし、珍貴なる外國の文物は滔々と流れ込み、外國人にして支那内地に移住する者も多くなつて來た。開元天寶頃の士女が好んで胡服を着たことは、文獻上のみならず、唐代土偶にもその證據が求められるし、又盛に輸入された四夷の舞樂雜伎が、それらの四夷の國より貢獻されたる舞女樂工によつてのみ演ぜられたのでなく、支那人士の間にもこれを能くする者があつたことは、安祿山が玄宗の御前に於て巧みに胡旋舞を舞つたといふ有名な話に依つても推察し得らるのであるが、これらは唐代の貴游士女間に異國趣味の流行した適例ではなからうか。それはともあれ、唐代の富裕階級の間には蓄役されてゐた多數の奴婢の中には、少からぬ外國奴が混じてゐたことは疑ない。唐の後期に支那の海賊船が朝鮮半島の沿海に出沒して、新羅人を掠

めてこれを山東半島地方に奴婢として賣り飛ばしたといふ事も、亦當時の支那人士間に外國奴の需要が旺であつた事の一徴證である事を論じてみたい。

一 唐代に於ける外國奴使役の風習

支那に於ける外國奴使役の起原は餘程古いものと認められる。何となれば、戰爭に依つて獲た敵國の捕虜を奴婢とする風習は、支那に於いても太古から存在したものと思はれるからである。後漢書には外國人の捕虜を捕獲する場合の記事に、通例「生口」といふ語を使用するやうになつてをる。例へば

南單于遺子、將萬騎及杜崇所領四千騎、與鄧鴻等追擊逢侯於大城塞、斬首三千餘級、得生口及降者萬餘人、
(後漢書十九南匈奴傳)

(元初)四年、遼西鮮卑連休等、遂燒塞門寇百姓、烏桓大人於秩居等、與連休有宿怨、共郡兵奔擊、大破之、
 斬首千三百級、悉獲其生口牛馬財物、
(同卷一百鮮卑傳)

明年(魏武二)正月、追至不韋、斬棟蠶帥、凡首虜七千餘人、得生口五千七百人、馬三千匹、牛羊三萬餘頭、諸
 夷悉平、
(同卷一百南蠻傳漢王)

賊盛未敢進、先以詔書告示三郡、密徵求武士、重其購賞、乃進軍與封離等戰、大破之、斬首三萬餘級、獲生

口千五百人、資財四千餘萬、悉以賞軍士、
(同卷一百南蠻傳邛都夷)

とある如く、戰爭に依つて獲得される蕃夷の生口は極めて多數に上つた。それらの生口は何を意味したらうか。魏志倭人傳に見ゆる生口といふ語の解釋は、一時學界の問題となり、中山博士がこれを留學生なりといふ意見を發表さるるや橋本學士はこれに反對を表明して恐らく善捕魚者を意味すると説き、波多野氏及び沼田博士はこれを捕虜であると説き、市村博士は生口の語義に三變ありし事を論じ、第一義は未開人の義であつたが、轉じて第二の奴婢の義となり、元代以後は更に變じて第三の動物となつたと説き、魏志倭人傳の生口を第一義を以て解釋され、橋本學士は再び起つてこれに反對し、元來生口とは「生きたる人間」の義であつて、その用ゐ方に依つて或は捕虜を意味することもあれば、或は奴婢を意味することもあつたと説かれた。私が掲げた後漢書の生口といふ語が、本來如何なる義を有するものであるかは暫く別問題としても、それらの捕獵された所の生口が多くは奴婢となつた事は殆ど疑のない所であつて、第四例に「悉以賞軍士」とあるは疑もなく奴婢とする目的で下賜したのである。

倭王が支那に生口を貢獻したのは、後漢の安帝の永初元年(西紀一〇七)を以て初見とする(後漢書東夷傳)。魏志倭人傳には、魏の明帝の景初二年(西紀二三)に女王卑彌呼が男生口四人及び女生口六人を獻じ、廢帝芳の正始四年(西紀二三)にも卑彌呼より生口を獻じたとあり、次の壹與の代にも男女生口三十人を貢獻したとあるが、これを留學生の派遣と見ることは勿論當を得たものではない。捕虜か若しくは奴婢を買物として獻じたものであるに相違ない。よ

しそれが捕虜、若しくは奴婢でないとしても、それを受けた支那の朝廷に於いてはこれを奴婢として取扱つたであらう。

生口といふ様な曖昧な語を使用した例を引かずとも、奴婢を買物として獻じたといふ事例が既に漢代にある。それは後漢書烏桓傳を繙くと

(建武)二十五年、遼西烏桓大人郝且等九百二十二人、率衆向化、詣闕朝貢、獻奴婢、牛馬及弓虎豹貂皮、と見えてをる。この貢獻された所の奴婢は、勿論支那に於いては奴婢として驅使されたものに相違ない。

既に後漢時代にも蕃夷の捕虜を軍士に賞賜した事例がある以上、當時私人にして外國奴を使役する者の有つた事は疑ないが、官から下賜されたのでなく、賣買に依る私人の外國奴使役の例證を一二擧げておかう。先づ晉書東夷傳夫餘の條に

爾後爲每虜(蘇容)掠其種人、賣於中國、帝愍之、又發詔、以官物贖還、下司冀二州、禁市夫餘之口、

と記されてゐる。晉代の司州は河南の洛陽に治し、冀州は今の河北省高邑縣の近くに治所があつた。當時黄河の南北地方に於いて夫餘奴の賣買が行はれてゐたのを禁じたのである。もう一例を引けば、北史卷九十五蠻獠傳に

及周文平梁益之後、令在所撫慰、其與華人雜居者、亦頗從賦役、然天性暴亂、旋致擾動、每歲命隨近州鎮、出兵討之、獲其生口、以充賤隸、謂之爲壓獠焉、後有南旅往來者、亦資以爲貨、公卿達於人庶之家、有獠口者多矣、

といふ記事がある。周書卷四十九異域傳にもこれと同一の記載があり、字句に二三の異同あるのみである。四庫提要に云ふ如く、周書には缺脱多く、その中には北史を採つて此を補へる個所が少くないから、周書異域傳の此の文も亦北史の文を以て補填したのであらう。北史蠻獠傳に「獠者蓋南蠻之別種、自漢中達于邛笮、川洞之間、所在皆有、種類甚多、散居山谷」とあつて、獠は漢中より邛笮州に至る間の川の傍に洞居してゐた蕃族である。漢中は陝西省の南部に置かれた郡であり、今の南鄭に治し、邛笮は今の四川省の西境に近き邛崃縣に當り、笮州はその東北方に位する今の四川省茂縣の地である。北周の武帝の時、獠は一時服屬したが叛服常なかりし爲めに、毎歲その附近の州鎮に命じて討伐を行つたが、その際に捕獲した獠の生口は之を奴婢と爲し、之を壓獠と呼んだのである。北史の「南旅」は周書及び通典に「商旅」に作つてをるを是とする。四川地方に往來する商人が、この壓獠を買つて他の地方に之を賣り擴めた爲めに、公卿より庶民の家に至る迄、獠口を奴婢として使役する者が多かつたと云ふのである。

唐代に於ても、戰爭に依つて獲た捕虜は奴婢とするのが原則であつたらしい。舊唐書東夷傳高麗の條に(唐書東夷傳高麗傳)十九年の條にも見ゆ

初攻陷遼東城、其中抗拒王師、應沒爲奴婢者一萬四千人、並遣先集幽州、將分賞將士、太宗愍其父母妻子一朝分散、令有司準其直、以布帛贖之、赦爲百姓、其衆歡呼之聲、三日不息、

とあるは有名な話である。この記載に依つて、高句麗征伐に依つて獲たる捕虜は沒して奴婢となし、之を軍功あ

る將士に賞賜するを原則としたこと、太宗は特に愍んで布帛を以て之を贖して良民としたことが知り得られる。敵人の捕虜を奴婢とすること、及びこれを軍士に分賞することは、獨り高句麗征伐の場合にのみ限らなかつたであらうと思はれる。薛延陀が唐の太宗に答へた書にも

至尊遣莫相侵掠、敢不奉詔、然突厥反覆難信、其未破前、連年殺中國人、動以千萬計、至尊破突厥、須收爲奴婢將與百姓、而反養之如子、結社率竟反、此輩獸心、不可信也、(舊唐書突厥傳)

と云つてをる。唐書突厥傳の文はこれと字句に相違がある。突厥を破つた時にもその民を没して奴婢とすべきを、太宗は特に之を赦したのである。これに依つて、唐代に於ては戰爭の捕虜は奴婢とするを通例としたと認めて誤あるまい。さうすれば蕃夷との戰爭毎に多數の外國奴が支那に連れ込まれた筈である。その或る者は官奴婢として官司に隸屬せられたであらうし、或る者は將士に分賜されて私奴婢として、私家に使役されたのであらう。

唐代の外國奴は戰爭の捕虜に依つてのみ發生したのではない。支那内地に於いて盛に良民の掠賣が行はれたやうに、縁邊地方に於ては蕃夷を掠して奴婢に賣ることもあつたに相違ない。唐會要十六奴婢の條を見ると

(則天武后)大足元年五月三日、勅西北縁邊州縣、不得畜突厥奴婢、

といふ記事がある。この突厥奴婢が若し捕虜を軍士に下賜されたものであるとするならば、これを蓄役することは正當な權利であつて、俄かに禁止さるべきものではない。この西北縁邊州縣の者が蓄役してゐた突厥奴婢は必ずや掠賣によつたものであらう。

唐代の外國奴の中には、邊境地方や蕃夷の國からの貢獻に依つたものも少くなかつたらう。奴婢又は生口を貢獻したといふ二三の例を擧げてみよう。

元和元年正月、福建道送吐蕃生口十七人、詔給遞乘放還蕃、(舊唐書吐蕃傳)

これは福建道からチベットの生口を朝廷に送つたのである。唐會要十六奴婢の條には

大中五年二月勅、邊上諸州鎮送到投來吐蕃・回鶻奴婢等、今後所司勘問了、宜並配嶺外、不得隸內地、

とある。これは邊境の州鎮より送る所の吐蕃及び回鶻の奴婢は州外に配置せしめ、内地に置くを禁じたのである。以上の二例は邊境の州鎮よりの獻納によるものであるが、唐會要十九南詔蠻には

(元和)十三年四月、劍南西川節度使奏、南詔請貢獻助軍牛羊奴婢等、上發詔褒之、不令進獻、

とあるは、蕃夷が奴婢を貢獻せむとした一例である。南詔は今の雲南省大理に治してゐた國である。南詔の貢獻は斥けられたから、別の貢獻を受けた例を擧げておかう。冊府元龜七十九外臣部朝貢に

(長慶)二年十月、廻紇使者僕固昌、獻其國信四床・女口六人・葛祿口四人、(舊唐書魏宗本紀にも見ゆ)

と記されてをる。同じく冊府元龜八十一外臣部通好には

(太和)九年五月 辛酉、入朝廻紇、進太和公主所獻馬射女子七人・沙陁小兒二人、(舊唐書文宗本紀にも見ゆ)

と見えてをる。これらの者は奴婢とは明記されてをらぬが、少くとも之を受けた唐の朝廷では奴婢として使役したのであらう。葛祿は天山の北の伊列水の東に居た葛邏祿(Karluks)であり、沙陁は廻紇の西南に隣して居た部

族であり、葛祿口及び沙陁小兒は廻紇に獲得されたる捕虜であつたらうから、これらが奴婢として献上されたことは殆ど疑のない所である。

唐代には南海交通が開けて商船の往來が繁くなり、遣使朝貢が盛になつた結果、玄宗の開元以後、南海諸國より僧祇奴又は僧祇女を貢獻するものが多くなつた。史籍に見ゆるその關係文を拾つて見ると、先づ冊府元龜七十一外臣部朝貢の條に

(開元十二年七月) 尸利佛誓國王、遣使俱摩羅、獻侏儒二人・價者女一人・雜樂人一部及五色鸚鵡、授摩羅折衝、賜帛百疋、放還蕃、

とある。唐書南蠻傳室利佛逝の條に

咸亨至開元間、數遣使者朝表、爲邊吏侵掠、有詔廣州慰撫、又獻侏儒・僧祇女各二及歌舞官、

とあるは即ちこれと同一事件を云つたものである。價者は僧者の誤であらう。尸利佛誓・室利佛逝は宋代には三佛齊と稱せられ、これを Sumatra の Palembang 地方に比定する Groeneveldt の説が多く信用されてをる。唐書南蠻傳訶陵の條にも

元和八年、獻僧祇奴四・五色鸚鵡・頻伽鳥等、

といふ記事が見えてをる。唐會要百一訶陵國の條にも之に相當する記載があるが、「僧祇奴四」を「僧祇僮」に作つてをり、頻伽鳥の下に「異香」を加へてをる。舊唐書憲宗本紀には、元和八年の條にこの記事なく、その代

りに元和十年八月丙寅の條に

訶陵國遣使、獻僧祇僮及五色鸚鵡・頻伽鳥并異香・名寶、

とあり、舊唐書南蠻傳訶陵國には「僧祇僮五人」としてをる。冊府元龜七十九外臣部朝貢の條にも同一記事を掲げてをるが、こゝでは僧祇僮を誤つて「金抵僮」に作つてをる。さてこの元和八年の記事と元和十年の記事とを比較するに、殆ど同一内容のものである。恐らく同一記事の紀年をいづれかが誤つたものであらう。それから元和十三年にも訶陵國から復た僧祇女を貢獻してをる。舊唐書南蠻傳訶陵國の條に

(元和)十三年遣使進僧祇女二人・鸚鵡・玳瑁及生犀等、

とあるものがそれである。冊府元龜七十九は「僧祇女」を「價者女」に作つてをり、唐會要百一には十三年の下に「十一月」の三字を加へてをる。訶陵は印度の東海岸の Kalinga の音譯らしいが、支那人は闍婆(Java)を指して訶陵と稱してをる。

僧祇奴(又は僧者奴)とは何であらうか。僧祇奴の僧祇は、波斯語又はアラビアの Oghuz 地方の方言にて黒奴(Negro)を意味する Nangi の音譯と認められてをる。(五)宋の趙汝适の諸蕃志上海雜國の條に

崑崙層期國在西南海上、連接大海島……西有海島、多野人、身如黑漆蚪髮、誘以食而擒之、轉賣與大食國爲奴、獲價甚厚、託以管鑰、謂其無親屬之戀也、

とある崑崙層期國に就いて、ヒルト及びロックヒルは崑崙層期を「崑崙の層期」の義とし、崑崙をアフリカ東海

岸にある Pemba 島に比定し、層期を僧祇と同じく黒奴 (Negro) を呼ぶ Zanj に當ててをる。^(六)當時アラビア人は東アフリカの土人を輸入して奴隸とし、これを南海諸國にも輸出してゐたといふことである。諸蕃志に崑崙層期國の野人が奴として大食國に轉賣されたところのは即ちこれを云つたものであらう。さうすれば、層期 (即ち僧祇・僧耆) は崑崙國の奴であるから、支那に於いて南海の土人を呼ぶ崑崙奴といふ稱呼は僧祇奴 (或は僧耆奴) と同じものを指してをるのである。桑原博士は『宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟』に於て

「崑崙とは主として Negrito の如き卷髮黒身の種族を指すべきも、實際としては支那の記録に見ゆる崑崙國は、今少しく廣義に、直髮褐身の Malay 種族の蟠居せる南海諸國をも包有すること疑惑を容れず。」^(頁一〇七)
「崑崙奴は南海の黒人を主とすれども、唐宋時代にイスラム教徒の手を経て、アフリカの Negro も亦支那に輸入せられたる形迹あれば (Hirth and Rockhill; Chau Ju-kua. pp. 32, 155) 混じて崑崙奴と稱せしやも測り難し。」^(頁一〇七)

と論じてをられるが、私もこれに賛同しておきたい。従つて僧祇奴も亦南海諸國のマレイ人か、若しくは南海諸國に於いて使役されてゐたネグロを漢と指したものであらう。桑原博士も既に指摘されたやうに、^(七)崑崙奴は既に晉代に支那に輸入された形跡があり、宋の孝武帝も亦一崑崙奴を寵したとある。古今說海所收の『崑崙奴傳』に依れば唐の代宗の大曆時代に長安に住してゐた崔生に崑崙奴磨勒なるものがあつた。これに依つて唐代には朝廷のみならず私家にも、崑崙奴即ち僧祇奴の使役せられたことを知り得るのである。

唐代には扶南國から白頭人を貢獻したといふ記事がある。通典^{卷八十八}邊防四南蠻下扶南の條に

貞觀中、又獻白頭國二人於洛陽、其國在扶南之西、在參半之西南、男女生皆素首、身又凝白、居山洞之中、四面巖嶮、故人莫至、與參半國相接、^(唐書南蠻傳)

と見えてをる。扶南は印度支那半島の南端東南塞 (Cambodia) に相當する國であるが、白頭國はその西方に位したといふ。扶南國より貢獻した白頭國人は、恐らく扶南に掠捕されたものであらうから、これ亦奴婢と認めてよいものである。

唐時代には侏儒が愛好され、當時の土偶には體軀短小なる侏儒を現はしたものが少くない。その服裝は多く胡服であることは、彼等の多くが胡人であつたことを物語るものである。又實際に於いて、南海や西域の國から侏儒を貢獻したことが文獻に見えてをつて、胡服を着けた唐代土偶の侏儒が胡人を現はしたものである事を裏書してをる。冊府元龜^{卷九百七十一}外臣部朝貢の條には、前掲の如く、開元十二年七月に、尸利佛誓國王が使を遣はして、^(當作) 耆女一人・雜樂人一部と共に侏儒二人を貢獻してをる。又同書の同じ條に

(開元十二年) 四月、康國王烏勒、遣使獻侏儒一人・馬狗各二、

といふ記載がある。唐書西域傳にも康國の條に

開元初、貢鎖子鎧・水精柶・碼碯瓶・駝鳥卵及越諾・侏儒・胡旋女子、

と見えてをる。康國は露領トルキスタンの Samarkand である。これらの異國より貢獻された侏儒が唐に於ては

如何なる待遇を受けたかは不明であるが、やはり奴婢か、然らずとするも賤民の一種として扱はれたものではなからうか。

- (一) 原田學士『西域發見の繪畫に見えたる服飾の研究』(東洋文庫論叢第四)。
- (二) 濱田博士『支那古明器泥象圖說』。
- (三) 石田學士「胡旋舞小考」(史林十五ノ三)。
- (四) 中山博士「魏志倭人傳の生口」(考古學雜誌十八ノ九)。
- 橋本學士「魏志倭人傳の生口に就いて」(考古學雜誌十九ノ一)。
- 中山博士「倭人傳の生口に就いて橋本增吉氏の教に答ふ」(考古學雜誌十九ノ二)。
- 橋本學士「魏志倭人傳所載の生口及持衰の意義に就いて」(考古學雜誌十九ノ三)。
- 波多野氏「生口は捕虜」(考古學雜誌十九ノ五)。
- 沼田博士「生口に就いて」(考古學雜誌十九ノ七)。
- 市村博士「魏志倭人傳の解釋」(史學雜誌四十一ノ三)。
- 橋本學士「生口問題の再考察」(史學雜誌四十一ノ五)。
- (五) 桑原博士『宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟』頁一〇七。
- (六) Hirth and Rockhill: *Chau Jukua* p. 149.
- (七) 桑原博士『宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟』頁一〇八。

二 唐代の新羅奴掠賣

朝鮮人が支那に於て奴婢として使役されたことも餘程古くからあつたに相違ない。支那に於ても戦争の捕虜が多くは奴婢として驅使されたとするならば、漢の半島征服に際して、多數の半島人が支那に連れ行かれて奴婢として使役されたことであらう。又半島諸國より支那に奴婢を貢獻することも早くから行はれたことと想像される。例へば符堅の建元十八年(西紀三二二)には新羅國王樓寒が使を遣はして美女を獻じたとあるが(太平御覽^{卷七百}四夷部新羅に引く秦書)この美女が如何なる身分の待遇を受けたかは不明である。しかし梁書百濟傳に、晉の太元(西紀三七六)中に生口を獻じたとあり、又義熙(西紀四〇五)中にも生口を獻じたとあるし、魏書百濟傳には、宋の元嘉(西紀四二四)中にも生口を獻じたといふ記載があるから、支那で朝鮮人を奴婢として使役することは、少くとも南北朝時代から起つてゐる。生口の身分は明かでないとしても、生口を受けた支那に於いては、これを多くは奴婢として使役したであらう。

隋の煬帝、唐の太宗及び高宗と、三度の高句麗征伐に於ても、その際に捕獲された多數の捕虜は太宗の寛恩によつて特に放免された一萬四千人を除いて、大多數は支那に連れ行かれて驅使されるといふ運命に陥つたのであらう。これらの捕虜の多くが戰士に賞として分賜され私奴婢となつたことは太宗が特に贖放した高句麗の捕虜一

萬四千人が「應沒爲奴婢者」であり、又「並遣先集幽州將分賞將士」としたものであることに依つても明瞭であるが、白巖城請降、既而中悔、上怒其反覆、令軍中曰、得城當悉以人物賞戰士、(通鑑卷九十七唐紀)といふ太宗の約言や、太宗がその約に反いて降服を許さむとした時に、李世勣が

士卒所以爭冒矢石不顧其死者、貪虜獲耳、今城垂拔、奈何更受其降、孤戰士之心、(同)

と詰責した語によつても窺はれる。(同)同じ舊唐書でありながら、江夏王道宗傳には「太宗至、深加賞勞、賜奴婢四十人」とあるのに、薛仁貴傳には「仍令北門長上、并賜生口十人」とある。いづれも遼東親征中にその功を賞したものであるが、一方に奴婢といひ、一方に生口といつてゐるのは、その間に多少相違があるやうである。この場合の生口は捕虜となつた高麗人を指し、軍中に使役され居る奴婢と特に區別したものであるかも知れぬ。

支那に新羅奴が輸入された形跡は久しく絶えだが、唐末に近く穆宗の世になつて、俄然として新羅奴輸入に關する記載が續出するやうになつてゐる。その最初の記録は、穆宗の長慶元年三月の平盧軍節度使薛平の上奏文である。此の上奏文は唐會要卷八奴婢の條に詳載されてゐる。

長慶元年三月、平盧軍節度使薛平奏、應有海賊該掠新羅良口、將到當管登萊州界及緣海諸道、賣爲奴婢者、伏以、新羅國雖是外夷、常稟正朔、朝貢不絕、與內地無殊、其百姓良口等、常被海賊掠賣、於理實難、先有制勅禁斷、緣當管久陷賊中、承前不守法度、自收復已來、道路無阻、遞相販鬻、其弊尤深、伏乞特降明勅、起今已後、緣海諸道、應有上件、賊該賣新羅國良人等、一切禁斷、請所在觀察使、嚴加捉搦、如有違犯、便

準法斷、勅旨宣依、

とあるがそれである。此の事は舊唐書穆宗本紀や冊府元龜卷七十一帝王部來遠の條にも簡單に記載されてゐる。舊唐書に依れば、この上奏は三月丁未(時)の事である。又薛平は舊唐書や冊府元龜に薛平と記されてゐる方が正しい。薛平と薛萃とは全く別人であつて、薛萃の傳は舊唐書卷一百八良吏傳及び唐書卷六十四に見えてをり、薛平の傳は舊唐書卷一百二十四薛嵩傳及び唐書卷一百一十一薛仁貴傳に附載されてゐる。舊唐書憲宗本紀を調べて見ると、薛萃は元和十四年(西紀八一九)秋七月己卯の日に卒してをり、舊唐書文宗本紀の方には薛平の死を太和六年(西紀八三三)春正月甲寅の日に記してをるから、薛萃は薛平に先立つて卒してをるが、ほぼ同代の人である。薛平と薛萃とが混同されたのも無理がない。薛萃の方は、長慶元年(西紀八二一)には故人となつてをるから、此年に上奏したのは勿論薛萃ではない。又平盧軍節度使は元和十四年に創置され、薛平が始めてこれに任ぜられたのである。舊唐書薛嵩傳にはその事を

及平李師道、朝廷以東平十二州、析爲三道、以淄青齊登萊五州爲平盧軍、以平爲節度觀察等使、仍押新羅渤海兩蕃使、

と記し、舊唐書憲宗本紀の方には、これを元和十四年(西紀八一九)三月己丑の日に掛けて記載してをる。淄青節度使李師道の亂が平定したるを以て、その管轄する所の十二州を分つて三鎮とした。平盧軍節度使はその三鎮の一にして、山東の青州に治し、淄青齊登萊の五州を管したのである。舊唐書薛嵩傳には、薛平は「寶曆元年(西紀八二五)歸朝、進加檢校左僕射兼戶部尚書、踰月復檢校司空兼河中絳隰節度觀察等使」とあるから、薛平が平盧軍節度使の職に

在つたのは、元和十四年より寶曆元年に至る六年間である。従つて長慶元年に平盧軍節度使たりし者は勿論薛平である。さて此の長慶元年の薛平の上奏に依つて、當時支那の海賊船が新羅の沿海に出没し、良民を掠めて、此を山東の登州や萊州を初としてその他の沿海地方に奴婢として賣り飛ばしてゐた事を知るのである。「先有制勅禁斷」とあるは何年の禁令を指したのか不明であるが、長慶元年三月十一日の薛平の上奏に先んじて、既に或る種の禁止制勅が發せられてゐたのである。

唐會要には續いて新羅國使金柱弼の進狀を掲げてをる。その全文を轉載すれば

(長慶)三年正月、新羅國使金柱弼進狀、先蒙恩勅、禁賣良口、使任從所適、有老弱者、栖栖無家、多寄傍海村郷、願歸無路、伏乞牒諸道傍海州縣、每有船次、便賜任歸、不令州縣制約、勅旨禁賣新羅、尋有正勅、所言如有漂寄、固合任歸、宜委所在州縣、切加勘會責審、是本國百姓、情願歸者、方得放回、

とある。舊唐書新羅傳、唐會要^{卷九}十五新羅、三國史記新羅本紀に據れば、金柱弼が唐に使したのは長慶二年十二月である。金柱弼の進狀は「先蒙恩勅、禁賣良口使任從所適」とあるは、舊唐書穆宗本紀長慶三年正月丁巳朔の條に勅、不得買新羅人爲奴婢、已在中國者、即放歸其國、

とあるを指したものであらう。長慶三年正月一日に重ねて新羅奴放還の勅が降つたのは、恐らく金柱弼の請に依つたものであらう。唐會要に掲ぐる金柱弼の進狀は、この正月一日の禁勅の後に上進されたものであつて、解放されたる新羅奴にして本國に歸還するに由なき者には、便船を供せられむことを請ひ、併せて今後唐國に漂着せ

る新羅人は掠賣することなく、任意に歸國せしめられむことを願つたものである。

此らの數度の禁勅ありたるにも拘らず、海賊船の新羅人を掠賣する事は絶えなかつたと見えて、唐會要には續いて太和二年十月の條下に

其新羅奴婢、伏准長慶元年三月十一日勅、應有海賊該掠新羅良口、將到緣海諸道、賣爲奴婢、並禁斷者、雖有明勅、尙未止絕、伏請申明前勅、更下諸道、切加禁止、勅旨宜依、

と記され、此年^(西紀八)にも前勅の勵行を命じてをる。前勅即ち長慶元年三月十一日の勅とは、云ふ迄もなく薛平の上奏に依つて發せられた禁勅である。

三國史記新羅本紀興德王三年四月の條には、張保臯を清海鎮大使に任命したことを記して

夏四月、清海鎮大使弓福、姓張氏^{保臯一名}入唐徐州、爲軍中小將、後歸國謁王、以率萬人鎮清海、^{清海今之莞島、}

とある。張保臯の傳は三國史記^{卷四}十四に見えてをるが、これは唐書^{卷二百}二百新羅傳に據つたものであり、唐書新羅傳に掲ぐる所の張保臯の傳は、また唐の杜牧の張保臯・鄭年傳を多少省略したものに過ぎない。杜牧の張保臯・鄭年傳は樊川文集^{卷六}六(四部叢刊本)に次の様に見えてをる。

張保臯・鄭年傳

新羅人張保臯・鄭年者、自其國來徐州、爲軍中小將、保臯年三十、年少十歲、兄呼保臯、俱善鬪戰、騎而揮槍、其本國與徐州、無有能敵者、年復能沒海、履其地五十里不啞、角其勇健、保臯差不及年、保臯以齒、年

以蔡、常翻齧不相下、後保阜歸新羅、謁其王曰、遍中國以新羅人爲奴婢、願得鎮清海新羅海路之要、使賊不得掠人西去、其王與萬人如其請、自大和後、海上無饜新羅人者、保阜既貴於其國、年錯寔去職饑寒、在泗之漣水縣、一日言於漣水戍將憑元規曰、年欲東歸乞食於張保阜、元規曰、爾與保阜所挾何如、奈何去取死其手、年曰、饑寒死不如兵死快、况死故鄉邪、年遂去、至謁保阜、保阜飲之極歡、飲未卒、其國使至、大臣殺其王、國亂無主、保阜遂分兵五千人與年、鄭年泣曰、非子不能平禍難、年至其國、誅反者立王以報、王遂徵保阜爲相、以年代保阜。

杜牧はこの次に、天寶末の安祿山の亂に於ける郭汾陽と李臨淮との關係を敘して、以て張保阜・鄭年傳の贊に代へてをる。唐書には「贊曰杜牧稱」と冠して、此の贊文を引用してをるが、原文に比して著しく省略され、且つその末尾に「嗟乎、不以怨毒相甚、而先國家之憂、晉有祈奚、唐有汾陽・保阜、孰謂夷無人哉」の三十字を附加してをる。三國史記また「論曰杜牧言」と冠して、此の贊文を轉載したるも、唐書に比して遙かに原文に忠實である。又杜牧の言の末に「語曰、國有一人、其國不亡、夫亡國非無人也、丁其亡時、賢人不用、苟能用之、一人足矣」の語を引き、又その次に「宋祁曰」として、唐書贊文の末尾に附載されてをる嗟乎以下の三十字を引いてをる。宋祁は云ふ迄もなく唐書列傳の撰者である。三國史記の張保阜傳は唐書新羅傳に據つて立傳したものであるが、直接杜牧の原文をも参照しことには疑ひがない。張保阜は三國史記の弓福、三國遺事の弓巴、續日本後紀及び入唐求法巡禮行記の張寶高と同一人であり、その傳記は岡田博士及び今西博士の精密なる考證(三)に依つて既に

世に知られてをるから、改めて贅言を要せぬであらう。

さて張保阜が萬人を率ゐて清海鎮大使として半島の西南角に位する莞島に據つたのは、唐の海賊船の新羅人掠賣に備へる爲めであつたと云ふから、これを以てしても、新羅が海賊船の出沒に如何に悩まされたかが察せられる。張保阜が清海鎮大使に任命された興徳王三年(西紀八)は、唐にあつては文宗の太和二年に當り、此年には、新羅に於ては四月に清海鎮大使を置いて海賊船に備へ、唐に於ても十月には重ねて新羅奴の掠賣を嚴禁してをる。その救果が現れたのか、爾後新羅奴掠賣の事は文獻に見當らなくなつた。杜牧も「自大和(天和)後海上無饜新羅人者」と云つてをる。

その後新羅奴に關する記事としては、冊府元龜卷九百八十八外臣部通好の條下に

(開成)三年秋七月、新羅王金祐徵、遣淄青節度使奴婢、帝矜以遠人、詔令却歸本國、

とある位である。此の記事を三國史記新羅本紀は神武王元年七月の條に掲げてをる。神武王元年(西紀八)は唐の文宗の開成四年に當り、そこに一年の相違がある。朝鮮史編修會刊行の『朝鮮史』第二編は冊府元龜に従つて閔哀王元年の條に掲げてをるが、今西博士は三國史記に従つて神武王元年にこれを掛け、且つ此の事件を張寶高の神武王擁立に關係せしめて、張寶高は神武王の即位を唐に奏上して封冊を請ひたるを以て、唐は青州兵馬使吳子陳等を慰問使として遣したるに對し、特に此事に就きて盡力を煩はしたる淄青節度使に謝恩の意を以つて奴婢を遣りしものならむと説かれた(三)。新羅王より奴婢を遣られた淄青節度使は誰であつたであらうか。淄青節度使は勿論

平盧軍節度使のことであるが、舊唐書本紀を検すると、薛平の後に平盧軍節度使となつた者に王承元・嚴休・王彦威があり、開成元年七月甲午の日に金吾衛大將軍陳君賞が王彦威に代つて平盧軍節度使に任命され、同四年七月壬寅の日に河南尹章長が此に代つてをるから、若し此の事件を開成三年七月の事とすれば、それは陳君賞であり、若し開成四年七月の年時を採れば、奴婢を受けたのは陳君賞か若しくは章長であつた。いづれにしても新羅王の遣りし奴婢は、特に詔して本國に却歸せしめたのであるから、新羅奴の使役を禁ずるといふ從來の方針が尙ほ採用されてゐたものと思はれる。

海賊船の新羅奴掠賣はこれを以て全く絶滅したのか、新羅奴の掠賣が一時止絶したのは、當時海上に勢力を握り居りし張保阜が清海鎮に據つてゐた間だけの事であつて、その没落と共に再び海賊船の新羅人掠賣が始つたかどうかと云ふ事は、不幸にしてこれを徴すべき資料が無いから私もこゝで筆を擱くことにしたい。

- (一) 舊唐書東夷高麗傳及び唐書東夷高麗傳にも見ゆる。
- (二) 岡田博士「慈覺大師の入唐紀行に就て」(東洋學報第十三卷第一號、大正十三年四月發行)。
- 今西博士「慈覺大師入唐求法巡禮行記を讀みて」(新羅史研究、頁三〇三—三二八)。
- (三) 今西博士「慈覺大師入唐求法巡禮行記を讀みて」(新羅史研究、頁三一五—三一六)。

——昭和八年十一月十八日稿了——

(昭和九年十一月、小田先生頌壽記念「朝鮮論集」)

唐代防丁考

唐の兵制を概観すると、府兵制時代と藩鎮時代とに二大別される。玄宗の開元天寶の世は、その轉換期として、幾多の興味ある問題を提供してくれる。中央に於ける曠騎の如き、或は邊軍に於ける健兒の如き、古くより人の注意を惹いてをるが、尙ほその他に未だ十分に究明されてをらぬ問題が少くない。防丁の如きもその一であらう。防丁は或は丁防とも見えてをるが、そのいづれかを誤寫として却けるわけには行かぬやうである。防丁を丁防と云ふのは、當時の文書に見えて來る兵募・兵防・丁壯の如き用例に類するものであつて、かくの如き顛倒語が當時流行したらしい。

防丁・丁防といふ語は、纔かに開元天寶時代の詔勅等に散見する位であつて、今まで注意されてをるものとしては次の四箇條の文があるに過ぎない。第一は冊府元龜^三帝王部發號令に載つてをる開元九年十月の詔である。その全文を擧げると、

如聞、諸道兵募丁防、年滿應還、或征役處分、及在路死者、不得所繇牒報本貫無憑破除、仍有差科、親鄰受弊、宜令今年團日、勘責同行火隊、的知實死、卽與破除、自今已後、每有兵募丁防放歸、令州軍具存亡夾名

牒本貫。

この詔文は全唐文^二元宗の條にも令州軍牒本貫放歸兵募丁防詔として轉載されてをる。第二は同じく冊府元龜^五帝王部赦宥に見えてをる次の文である。

（開元二十年）十月辛卯、北巡守至潞州飛龍宮、曲赦潞州、給復三年、兵募丁防悉放。

第三は唐大詔令集^七の籍田赦書であつて、その中に次の文がある。

行人及丁防有身亡者、爲造棺槨、遞還本鄉、諸州應發防丁、在本貫一千里以上、比來除正課之外、給一丁充資、多不濟辦、宜更量興資助。

この赦書は發布年月を缺くが、内容から推せば開元二十三年に發せられたものである。第四は冊府元龜^六帝王部赦宥に載せられてをる天寶十載正月の南郊赦文である。その中に次の文がある。

京兆府及三輔三郡、百役殷繁、自今已後、應差防丁屯丁、宜令所繇支出別郡。

この赦文は唐大詔令集^六及び全唐文^四にも載つてをるが、唐大詔令集が天寶六載南郊赦と題してをるのは誤である。又冊府元龜^五帝王部懲征役には前掲の文のみを抄出してをる。防丁に關する從來の資料と云へばこれ位のものであつて、洵に貧弱と云はねばならぬ。

丁防の語に早く氣付かれたのは濱口學士であつて、同氏の名篇「府兵制度より新兵制へ」（史學雜誌第四拾壹編第拾壹・第拾貳號）には、前掲の貧弱な資料から丁防の性質を規定して、

然るに軍鎮の發生増加に伴つて、其方面に精兵たる府兵の多數が差點された結果、自ら防人に缺を生じ民丁の防人として派遣される數が漸次に益したが、やがて府兵が逃散し軍鎮が募兵化する頃には、鎮戍も全く募兵化し（募集と云つても元より強制的である）……丁防の名の下に一般民丁を強制的に派遣する事となつた。とし、丁防を防人の募兵化したものと斷定された。私は同氏の炯眼に敬服するものである。しかしこの所説に従へば、丁防は（一）鎮戍の兵であり、（二）且つ強制的募兵であつたことになるが、これに就ては再吟味の必要がありはしないだらうか。

論旨を進むるに先立つて、防丁に關する新資料を紹介しておく。それは巴黎國立圖書館に藏せられてをる敦煌遺書中の第二九七九番の殘卷である。この殘卷は頭首を缺き、爲めに首題を失つてをるが、内容は判例や牒文を集録したものである。最初の一條は前半が殘缺して題名は判らぬが、「不伏輸勾徵地稅及草前申第廿五」以下「署稅錢不納戶第卅三」に至る九條は完備してをり、その中の第廿八乃至卅一の四條は共に防丁に關する文書である。この殘卷は既に敦煌掇瑣中輯の瑣七〇として收録されてをるから、學界未知の新資料とは云へぬ。しかし敦煌掇瑣は原文書に施されてをる朱筆の句讀點を削除したり、例によつて誤寫が少くないから、煩を厭はず、防丁に關する四條だけ、親しく原文書から寫し採つた私のノートから再録しておかう。句讀は原文に從つておく。

許資助防丁第廿八

初防丁覓訴衣資不充合得親憐借助當爲准法無例長官不令又更下狀云雖無所憑舊俗如此况某等往日並資前人今

及身行即無後繼非唯取恨而去亦恐不辦更逃以故遂其所言取濟官役判署曰
頻遭凶年、人不堪命、今幸小稔、俗猶困窮、更屬徵差、何以供辦、既聞頃年防者、必擾親隣、或一室使辦單
衣、或數人共出拾服、此乃無中相恤、豈謂有而濟賴、昨者長官見說、資助及彼資丁、皆歎人窮、不堪事其、
幾欲判停此助、申減資錢、不奈舊例先成、衆口難抑、以爲防丁一役、不請官賜、只是轉相資助、衆以相憐、
若或判停、交破舊法、已差者即須逃走、未差者不免禱承、以是至再至三、惟憂惟慮、事不獲已、借救於人、
既非新規、實是舊例、亦望百姓等體察至公之意、自開救恤之門、一則仁義大行、二固風俗淳古、天時久因此
而泰、水旱則何田以興、是事行之於人、益之以政、百姓何患乎辛苦、一境何憂乎不寧、助忝守下司、敢忘百
姓、實由事不得已、理不合違、亦望衆人、無以爲憾、其應辦衣資等戶、衣服者最精、故者其次、唯不得破爛、
及乎垢惡、仍限續得續納、無後無先、皆就此衝、押付官典、至今月廿日大限令畢、輒違此約、或有嚴科、恐
未遍知、因以告諭、仍勝示

判問宋智咆悖第廿九

初資助防丁議而後舉不是專擅不涉私、求因人之辭遂其遺俗務濟公役或慰遠心有宋智衆口之兇惟下之蠹資其親
近獨越他人且妄指磨是以留問判曰

百姓彫殘、強人侵食、今發丁防、其弊公私、昨以借便衣資、長官不許中、得衆人引訴、再三方可、如宋智闔
門、盡爲老吏、吞削田地、其數甚多、昨乃兼一戶人、共一氈裝、助其貧防、不着百錢、乃投此狀來、且欲沮

此狀 議、既善言不率、且法語不恭、怒氣高於縣官、指磨似於長吏、忝爲職守、誰復許然、宋智怡獄留問、氈裝別
求人助

岐陽郎光隱匿防丁高元牒問第卅

高元鄆縣百姓、岐陽寄田、其計素奸、其身難管、昨以身着丁防、歛有告身、往取更不報來、遣追因即逃避、
至如郎光郎隱、不知何色何人、既糺合朋徒、指麾村野、橫捉里正、毆打轉將、高元隱藏、若此朋兇、何成州
縣、且見去年孫象、今日劉誠、皆是庸愚、起此大患寔由下人易爲扇動、枉校送爲英雄、若小不遂懲必大而難
挫、是事利國、當爲利人、其高元請送其身、郎隱乞推其黨

岐山呂珣隱匿防丁王侔牒問第卅一

人之云兇、不必待亂、但倚強作暴、恃力作欺、外捍州縣之權、居爲逋逸之藪、此則虐不可縱、患不可容、如
岐山呂珣、不知何者家藏逃戶、無數其人、昨緣一戶防丁、久匿其舍、有伯叔往以追括、執文書信足有憑、而
呂珣逆而捍之、詛以爲賊、以物以縛、不異虜掠其人、將匿將携、更以脅逼其黨、同奸之輩、所識者、半是鄆
人、儻合之朋、與諛者、咸非家屬、今殷長官威動旁邑、衆寮采聲、隱旬畿則有此猖、人潛亂世明訓、不知其故
敢乞圖之、其若干鶴子、及王阿侖等、實望公縛送來、無縱呂珣跋扈、具狀牒岐山縣

これらの防丁文書の所屬年時は明瞭でないが、その前に接してをる「不伏輸勾徵地稅及草前申第廿五」及び「不
伏輸勾徵地稅及草後申第廿六」が開元二十三年の事件を取扱つたものであるから、防丁文書もほぼその頃のもの

と推定して大過ないと思ふ。岐山・岐陽・郿は共に關内道岐州管下の縣名であり、従つてこれらは岐州より差遣される防丁に關する文書であることが判る。

これらの文書は胥吏の俗用體で書かれてをり、甚だ讀み辛い、その大意を擧げると、「許資助防丁第廿八」は、この地方の舊法として、防丁に當つた者は衣資を親隣に借ることになつてゐたのを、長官は國法にその例なしとしてこれを許さなかつたので、防丁より借助の訴が出たから、やはり舊例に従つて衣資の供辦を命ずるといふ判決文である。「判問宋智咆悖第廿九」は、この判決に従つて、宋智は戸内の人と共同で一氈裝を出すことになつたが、宋智はこれに反對し、驕悖にして縣官を凌ぐものがあるから、宜く獄に留めて糾問せよといふ牒文である。「岐陽郎光隱匿防丁高元牒問第卅」は、岐州郿縣の百姓高元が防丁に當選して逃避したのを、岐州岐陽縣の郎光隱なる者が朋徒を糾合してこれを隱匿したから、よろしくその黨を推問せよといつてをる。「岐山呂珣隱匿防丁王件牒問第卅一」もこれと同様の事件に關する牒文であつて、岐州岐山縣の呂珣はその家に多數の逃戸を隱匿してをるが、その中に防丁の王件なる者があり、王件の伯叔がその家に往きこれを連れ歸らむとするや、呂珣はこれに逆ひ、叔伯を賊と稱して捕縛したと記されてをる。以上は文書の大要であつて、文中には防丁の性質を示唆する字句も乏しからず、從來の貧弱な資料を補ふに足るものと云つてよい。

先づ防丁が鎮戍の兵であるといふ點から吟味してみよう。防丁が鎮戍の兵であるといふ明確な文獻は無い。しかし「自今已後、每有兵募丁防放歸、令州軍具存亡夾名牒本貫」とある開元九年十月の詔からして、防丁が邊境

の州軍に差遣される諸州の兵であることが知られよう。玄宗時代の邊防機關に鎮戍と軍鎮との二種があつたことは周知の事實であつて、邊境に差遣された防丁も、そのいづれかに隸屬したはづである。軍の兵を健兒と稱したことは、大唐六典卷五兵部郎中の條に明言する所であり、冊府元龜^{四一}帝王部修武備には、開元八年八月の詔に應じて幽易二州に於て二萬の驍勇なる者を選び幽州經略軍健兒に充てたといふ記事があり、敦煌石室から出た天寶年間の男子の籍にも豆盧軍健兒の名が見えてをることが那波博士の紹介によつて知ることが出來たから、防丁が軍の兵でないことは確實である。因に豆盧軍は河西節度使に隸し、沙州城内に在つた。元和郡縣圖志^{四四}隴右道涼州の條に

沙州城内、以當匈奴要路山川廻濶、神龍初、置立豆盧軍以鎮之、管兵四千五百人馬四百匹、去理所一千七百餘里、

とあるものがそれである。守捉・城・鎮の兵を何と稱したか明でないが、恐らく軍と同様に健兒と呼ばれたのであらう。防丁が軍鎮の兵でないとするれば、結局鎮戍の兵でなければならぬことになる。鎮戍の兵は元來防人といひ、府兵を取つてこれに充てて來たが、玄宗時代には既に府兵は殆ど逃散してゐたから、防人の補充も不可能の状態にあつたと見ねばならぬ。結局防丁は防人の補充として諸州より鎮戍へ差遣された兵であるといふ推定は正しいと云はねばならぬ。この點に就ては私も別に異見はない。

それでは防丁が強制的募兵であつたといふ説に就てはどうであらうか。私の結論を云へば、募兵ではなく徴兵

であつたらしい。濱口學士が防丁を募兵と推定された理由は、明記されてをらぬから判らないが、開元九年十月の詔に「兵募丁防」の語があり、開元二十年十月にも「兵募丁防悉放」と見えてをる所から、兵募を丁防に掛けて解釋された結果ではないかと思ふ。若しさうとすれば、私の見解は別である。「兵募丁防」と同じ用例の語に「兵募健兒」といふがある。唐大詔令集〇三蕃夷に載せられてをる中宗の景龍四年五月十四日の命呂休璟等北伐制に、「將蕃漢兵募健兒武用絕羣飛騎城傍等十五萬騎」或は「領當軍及當界蕃漢兵募健兒七萬騎」と見えてをるのがそれである。しかし冊府元龜^{五三}帝王部愍征役に載つてをる開元二年四月詔（全唐文^三にも放諸鎮兵募詔として收めらる）には、

其天下諸州鎮兵募及健兒等、或年月已久、頗亦辛勤、或老疾疴羸、或單弱貧窶、或親老孤獨、致闕晨昏、言念於斯、深用矜嘆、宜委節度使及軍州簡擇、有如此色、一切放還、咸宜精審以稱朕意、

と、兵募と健兒とを別個のものとしてをる。兵募といふ語は多く單獨に使用されてをり、この場合の兵募は募兵即ち召募の兵の義であることは一見して明瞭である。「兵募健兒」が「兵募及健兒」の義であるとすれば「兵募丁防」も亦「兵募及丁防」の義と解するを妥當と思ふ。従つて丁防が募兵であるといふ解釋はこの句からは生れて來ないはずである。

「兵募丁防」の兵募が丁防の性質を規定した語でないとすれば、防丁が募兵であつたといふ明證はもはや一つも存しない。反つて防丁が壯丁に課せられた義務的兵役であつたことを暗示する文さへ見出される。燉煌出土の

防丁文書に「以爲防丁一役、不請官賜」とか「初資助防丁、議而後舉、不是專擅、不涉私求、因人之辭、遂其遺俗、務濟公役、或慰遠心」といふやうに、防丁を一役又は公役と稱して、これを壯丁の負擔すべき役の一種と見てをるではないか。岐州郿縣の百姓高元が丁防となるや、告身ありと稱して、これを取りに往つたまゝ逃避したり、防丁王件が岐州岐山縣の呂珣の下に逃れ匿れたりしたのも、防丁の徵發が全く強制的であつたが爲めであり、これ亦防丁が義務的兵役であつたことを示唆するものといへよう。

兵募が健兒や防丁でないとすれば、一體これは何であらうか。この問題も一應究明しておかれねばならぬ。冊府元龜^{五三}帝王部愍征役の開元十六年十二月の詔に（全唐文^三には放諸軍兵募更番洗沐詔として引かる）

如聞、諸軍兵募、處置多乖、年滿之日、逃亡甚衆、

といひ、全唐文^三元宗の條の簡括諸軍兵募詔に

近聞、諸軍兵募、逃喪者多、儻或臨戎、如何破敵、

とあり、同書^{九二}元宗の條の給年滿兵募程糧詔には

至於兵募、尤令存恤、去給行賜、還給程糧、以此優矜、不合辛苦、如聞、比來兵募年滿者、皆食不充腹、衣不蔽形、駄幕什物、散落略盡、既不能致、便流浪不歸、丁壯減耗、實繇於此、自今已後、諸鎮兵募、每準額至交替時、所司預簡勘、兩月前奏聞、

といふ文が見えてをる如く、軍や鎮に兵募のあつたことが知られる。この「諸鎮兵募」の鎮は、鎮戍の鎮ではな

く、軍鎮を意味したと思はれる。さうすれば軍鎮には健兒の外に兵募があり、年限を以て交替したことになる。

開元二十五年に刪定されたといふ唐律疏議に、軍に征人と稱する臨時の募兵あることを載せてをるが、軍鎮の兵募とはこの征人を指したのであらう。擅興律の「諸揀點衛士、征人、亦同、取捨不平者」の條の疏議に

揀點衛士注云征人亦同、征人謂非衛士臨時募行者、

とある征人は、捕亡律の「諸征名已定及從軍征討而亡者」の條の疏議に

征名已定謂衛士及募人征名已定訖及從軍征討而亡者、

とある募人に外ならないが、征人とは從軍征討者であり、それは衛士即ち府兵以外に臨時に召募されて行く者であるといふ。唐律疏議は征と行とを區別して

從征謂從軍征討、及從行謂從軍駕行及從東宮行、(唐律疏議六、雜律上、從征行身死)

と解してをる。しかし實際に於てはしかく嚴密には區別されないで、征人を征行人若くは行人とも記してをる。

唐大詔令集^七の籍田赦書を見ると

諸州征行人、並令州縣存恤其父、行人有父母年七十以上者、委本道採訪使、檢責取實、牒報本軍、即放還本貫、軍司據關、募取健兒充替、

とあるはその例である。放還した征行人の關は健兒の中から募取せよとある如く、征行人は健兒とは別個の存在であつた。大唐六典を見ても、卷五兵部郎中の條には、健兒や團結兵を記した次に、州より差遣する募人を擧げ

て、

凡天下諸州差兵、募取戶殷丁多人材驍勇、選前資官勳官部分強明堪統攝者、節級權補主帥、以領之、其義征者、別爲行伍、不入募人之營、凡軍行器物、皆於當州分給之、如不足則自備、貧富必以均焉、

と云つてをる。諸州より差遣する兵は富殷多丁の戸より召募し、從軍の器物は州より給與し、足らざれば自備せしめたのである。邊軍の兵に健兒と募兵との二種のあつたことは愈々疑ない所となつた。思ふに、健兒は軍の常備兵であり、別に兵力を増強する必要ある場合には、募人の名によつて諸州の富戶の丁壯多きものからこれを募取し年限を定めて交替的に邊軍に赴かしめたのであらう。しかし召募の名の下に往々にして強制徵發の行はれたことは、かの白樂天の諷諭詩折臂翁が好くこれを物語つてゐる。玄宗の天寶中に雲南の南詔を討伐した際、大いに兵を徵し、戸に三丁あれば一丁を點取した。翁は時に年二十四であつたが、點取を恐れて自ら臂を折つて、始めて征行を免れたことを歌つてをる。要するに兵募・征人・募人とは、諸州の壯丁を半ば強制的に徵發して征討從軍させたものであらう。

軍鎮の健兒は募兵であると解されてをるが、私の見る所では、健兒が募兵化したのは開元二十五年からのことであつて、それ以前の健兒が募兵であつたかは頗る疑はしい。玉海に引く鄴侯家傳には「遂令諸軍皆募謂之健兒」と云つてをるが、これは開元二十五年以後の健兒に就て云つたものであらう。健兒も初は皆年限があつて交替來往してゐたが、開元二十五年五月癸未に詔して、諸色征行人及び客戶の中から長く邊軍に住することを希望する

丁壯を召募して健兒に充て、家口の同行を許し、軍に於いて田地屋宅を給することにした。その結果「人頼其利、中外獲安、是後州郡之間、永無徵發之役矣」とは、大唐六典^五兵部郎中の條に明記する所である。この開元二十年癸未の詔は、冊府元龜^{四二}帝王部修武備及び全唐文^三元宗の條にも載せられてをるが、大唐六典所引の文とは字句に異同があるから、互證する必要がある。この年限なき所謂長征健兒が募兵であつたことは、詔に「於諸色征行人内及客戸中召募、取丁壯情願、充健兒」とあるによつて明瞭と云はねばならぬ。長征健兒の出現によつて州郡は永く徵發の役が無くなつたといふのは、従前の健兒が諸州より強制徵發されたことを暗示するものではなからうか。冊府元龜^{五八}帝王部赦宥四、同書^{五三}帝王部愍征役、全唐文^{四二}元宗の條に載つてをる開元二十六年正月丁丑の制に、

朕每念黎甦配斃於征戍、親戚多別離之怨、關山有往復之勤、何嘗不惻隱於懷、寤寐增嘆、所以別遣召募、以實邊軍、錫其厚賞、便令常住、今諸軍所召、人數尙足、在於中夏、自可罷兵既無金革之事、足保農桑之業、自今已後、諸軍兵健、並宜停遣、其見鎮兵、並一切放還、

とある。これは長征健兒を遣はして邊軍を充すこととなつたから、今後は諸州より健兒を差遣することを停め、現に軍鎮に在る兵の放還を命じたものである。「所以別遣召募、以實邊軍」といふ様に、長征健兒を單に召募と稱してゐるのは注意すべき點であつて、健兒で完全に募兵化したのは、この長征健兒の召募に創ることを示すものと云へよう。

開元天寶時代には諸州より防丁を差遣して鎮戍の防守に當らしめるやうになつたといふが、地方によつては士民を以て鎮戍の防守兵としたこともあつたやうである。敦煌石室から發見された天寶年間の男子の籍に見ゆる土鎮兵がそれであると思ふ。那波博士は「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」(歴史と地理第拾參卷第壹―第四號)に於いて、この種の籍を都合四種紹介されてをる。それを見ると、衛士の外に土鎮又は土鎮兵と記された者が多數にある。鎮は時には軍鎮を指し、時には鎮戍を意味し、その區別に迷はされることが屢あり、これを判別するには前後の關係から推す外に方法はない。軍鎮所屬の兵を鎮兵と稱した例もあるが、しかしこの土鎮兵は軍鎮の兵ではなく、鎮戍の兵であるに相違ない。何となれば、この天寶の籍にはただ一箇所ではあるが、

弟 孝祥 載廿五 上柱國子 豆盧軍健兒

と軍所屬の兵は特に健兒と注記してをるからである。この場合鎮戍の兵を防丁と云はずして土鎮兵と云つたのは、諸州より差遣される壯丁を以てせずして、その地の土民を取つて防守兵としたからであらう。なほ面白いことは、これらの籍に見えて來る衛士の年齢を調べると、四十二を最低とし、五十九を最高とし比較的高齡の者のみであるのに反して、土鎮兵は二十三乃至五十二に至る壯丁の殆どあらゆる年齢に互つてをることに氣付く。その中に「李仁方 載廿二 白丁土鎮」とある廿二は廿三の誤記であらう。これらの籍では廿二は總て中男と記されてをるからである。これは二十一以上五十九に至る間を丁男とした唐初以來の制を天寶三載に二十三以上五十九

と改めた改正法に従つたものである。さて衛士が悉く四十五代の高齡者であるといふ事實は何を意味するかといふに、これは畢竟、府兵制が事實上有名無實化して、久しく補充されなかつたことを示すものである。かくの如き有様では鎮戍防守の爲めに府兵を取つて防人とすることも不可能であつたから、敦煌地方では別に土地の壯丁を徵發して鎮戍の兵と爲すに至つたものに相違ない。

この小論に於て私の云はむと企圖した所を要約すれば、府兵制の崩壊に伴つて出現した軍鎮の健兒も、鎮守の防丁も、共に諸州の壯丁を強制徵發してこれに充て、一定の年限を以て交替就役せしめたものであつて、募兵ではなかつたらしいといふことである。しかし軍鎮の健兒は開元二十五年から完全に募兵化し、無期限の職業的傭兵となつた。しからは鎮守の兵はどうなつたらうか。防丁も亦健兒の如く募兵化したらうか。遺憾ながらこれらの點に就いては頗る明瞭を缺くが、これに就では他日改めて論ずる機会もあらうかと思ふ。

——昭和十三年十二月二十七日稿畢——

(昭和十五年三月、池内博士還曆記念「東洋史論叢」)

敦煌戶籍殘簡について

一

敦煌文書の中より晉代から宋代に至る間の戶籍殘簡が発見されてをる。その中に於て倫敦の British Museum 所藏の西涼建初十二年籍及び唐大曆四年籍は濱田博士に依つて「東洋學報」第四卷に發表されてをり、同博物館所藏の唐先天二年籍、大曆四年籍、大順二年籍、宋雍熙二年籍、至道元年籍、及び年時不詳籍は狩野博士所錄に依つて羅振玉氏が「沙州文錄補遺」に收めて世に發表してをる。狩野博士の見られたる年時不詳の戶籍はその内容より推せば唐代に屬するものにして、而もそれは大順二年籍よりは以前のものなることは疑ない。又濱田博士所錄の大曆四年籍と狩野博士所錄の大曆四年籍とは恐らく同一戶籍の或る一部分であらうと思はれる。

巴里の Bibliothèque Nationale 所藏の敦煌文書中にも唐代の戶籍殘簡が含まれてゐて、羽田博士に依つてその一部分が寫眞にされて、今は東洋文庫の所藏に歸してをる。それは Collection Pelliot No. 3354 の敦煌郡

燉煌戸籍殘簡について

燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍である。これは未だ印行されてをらぬから左にその全文を引用しておく。

(上缺)

一段拾參畝三畝永業城東卅里鄉東渠 東渠 西退田 南自田 北大野□

戸主程思楚載肆拾柒歲 衛士武騎尉開元十七載三月廿九日授甲頭□□廣□□□□父德 下中戸空 課戸見輸

燉煌郡 燉煌縣 龍勒鄉 都鄉里 天寶六載籍

母白載染拾參歲 老直 天寶四載帳後死

妻馬載參拾陸歲 職資妻 空

妻常載參拾貳歲 職資妻 空

妻鄭載肆拾壹歲 職資妻 天寶五載帳後漏附空

男進子載貳歲 黃男 天寶五載帳後附空

女仙兒載壹拾柒歲 小女 空

女妃妃載參歲 黃女 天寶四載帳後附空

弟思忠載參拾玖歲 衛士 空

忠妻鄭載貳拾柒歲 衛士妻 空

忠妻鄭載貳拾貳歲 衛士妻 天寶四載帳後漏附空

忠男元奉載參歲 黃男 天寶四載帳後漏附空

忠女妃王載貳歲 黃女 天寶五載帳後附空

弟思太載參拾伍歲 白丁 空

太妻李載壹拾玖歲 丁妻 天寶三載籍後漏附空

燉煌郡 燉煌縣 龍勒鄉 都鄉里 天寶六載籍

太妻白載貳拾捌歲 丁妻 天寶五載帳後漏附空

妹迴子載肆拾歲 中女 空

妹沙門載參拾壹歲 中女 空

[合]應受田參頃陸拾伍畝 柒拾玖畝已受 六十畝永業 一十八畝口分 一畝居住園宅

一段拾伍畝永業 城西七里 平渠 東路 西程懷素 南程懷素 北王祐生

一段□畝永業 城西七里 平渠 東路 西武生 南車成光 北陰智周

一段□畝永業 城西七里 平渠 東渠 西路 南渠 北渠

一段□畝永業 城西七里 平渠 東程智積 西程感仁 南河 北渠

[一段] 畝永業 城西七里平渠 東渠 西姜海 南渠 北渠

[一段] 畝永業 城西七里平渠 東徐仁素 西路南渠 北路

[一段] 畝永業 城西七里孟授渠 東會達 西渠南呂子 北渠

燉煌戸籍殘簡について

一段 畝永業 城西七里平渠 東鄭措符 西渠南舍 北渠
 一段 畝八畝永業 城西七里平渠 東路 西徐仁素 南渠 北程素
 四畝口分
 一段 畝口分 城西七里平渠 東自田 西渠 南程蕃蕃 北渠

燉煌郡 燉煌縣 龍勒鄉 都鄉里 天寶六載籍

一段 畝口分 城西七里平渠 東路 西程蕃南路 北舍

一段 壹畝居住園宅

戸主程什住載染拾捌歲 老男翊衛 景雲二載二月三日授甲頭張玄均曾智祖父
 下中戸 空 課戸見不輸

妻茹載陸拾貳歲 職資妻 空

妻王載肆拾柒歲 職資妻 空

妻茹阿妙載伍拾柒載 職資妻 空

(以下未録)

二

燉煌文書中の戸籍殘簡は多く燉煌地方のものと思はれるが、正しくその所屬の地名を記せるものは建初十二年

籍、先天二年籍、天寶六載籍、大曆四年籍であつて、それらの戸籍には次の如く記入されてをる。

燉煌郡燉煌縣西宕鄉高昌里 (建初十二年籍)

平康鄉 (先天二年)

燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里 (天寶六載籍)

沙州燉煌縣泉鄉宜禾里 (大曆四年籍)

漢書地理志を見ると燉煌郡燉煌縣は既に前漢の武帝の時より置かれたが、同郡同縣が晉代に於ても存續してゐたことは晉書地理志に明記する所であり、西涼がこの地に據つた時その名を改めなかつたのである。隋書地理志に據れば北周の世に燉煌・鳴沙等の六縣を併せて鳴沙縣とした。開皇の初に燉煌郡を一時廢したが大業年間に再び燉煌郡を置き、鳴沙縣を改めて燉煌縣としたのである。舊唐書地理志を見ると「武德二年置瓜州、五年改爲西沙州、貞觀七年去西字、天寶元年改爲燉煌郡、乾元元年復爲沙州」とあり、更にその下に燉煌縣と壽昌縣との二縣を出してをる。これは天寶六載籍に燉煌郡燉煌縣とあり、大曆四年籍には沙州燉煌縣とあるに一致する。

天寶六載籍に見ゆる龍勒鄉とは漢代の龍勒縣の故地であらうと思はれる。漢書地理志には燉煌郡下の六縣の一として龍勒の名を擧げてをるが、隋書地理志には北周の世に龍勒等の六縣を併せて鳴沙縣としたことが見えてをる。唐書地理志を見ると燉煌郡壽昌縣の下に「武德二年析燉煌置、永徽元年省、乾封二年復置、開元二十六年又省、後復置、治漢龍勒」とあり、舊唐書地理志には「漢龍勒縣地、屬燉煌郡、縣南有龍勒山、後魏改爲壽昌縣、

陽關在縣西六里、玉門關在縣西北一百一十八里」と見えてをる。これによると漢の龍勒縣は後魏以來壽昌縣と改稱され、その後屢々廢置されたが、唐の開元二十六年に又廢されたるを以て、天寶六載の頃にはその故地は燉煌縣に屬してゐたのである。龍勒縣はその南にある龍勒山によつて名を得たるものであるから龍勒郷もその山の近くにあつたに相違ない。通典七四州郡の燉煌郡の下に周圍の郡縣に至る距離を記して「西至壽昌廢縣中界五十里、以破若亭爲界……西南到廢壽昌縣界三百九十里」とあり、壽昌縣に注して「漢龍勒縣地」とあるから、龍勒縣の故地が燉煌の西南方、玉門陽關の東方に當る位置にあつたことが分る。

龍勒郷の下にありし都郷里とは、燉煌文書中の「沙州圖經」に見ゆる所の都郷渠の附近に當りしものと思はれる。同書には

都郷渠

右源在州西南一十八里、甘泉水馬圈堰下流、造堰擁水□里、高八尺闊四尺、諸郷共造、目號都郷渠、とあるから、都郷里も燉煌の西南又は西にありしものと思はれる。

大曆四年籍に見ゆる所の懸泉郷宜禾里の位置は燉煌の東方に當りしものやうである。懸泉といふ名の附く川と驛とが共に燉煌の東にあつたことが「沙州圖經」に見えてをる。

懸泉水

右在州東一百三十里、出於石崖腹中、其泉傍出細流、一里許即絕、人馬多至水即多、人馬少至水出即少、西

涼異物志云、漢貳師將軍李廣利、西伐大苑、廻至此山、兵士衆渴乏、廣乃以掌拓山、仰天悲誓、□劍刺山、

□泉涌出、以濟三軍、人多皆足、人少不盈、側出懸崖、故曰懸泉、

懸泉驛

右在州東一百四十五里、舊是山南空谷驛、唐永淳二年、錄奏奉勅、移就山北懸泉谷置、西去其頭驛八十里、東去魚泉驛四十里、同前奉勅移廢、

懸泉郷は懸泉水及懸泉驛の附近にあつたに相違ない。

宜禾里とは魏晉時代に燉煌郡宜禾縣のあつた地方であらうか。舊唐書地理志の晉昌郡常樂縣の下に

漢廣至縣、屬燉煌郡、魏分廣至置宜水縣、李嵩於此置涼興郡、隋廢置常樂鎮、武德五年改鎮爲縣、

といひ、漢書地理志の敦煌郡廣至縣の注には

宜禾都尉治、昆侖障、莽曰廣桓、

とあり、これによれば唐代の晉昌郡常樂縣が魏晉時代の燉煌郡宜禾縣、漢代の燉煌郡廣至縣の地にして後漢明帝の時に伊吾盧城に置かれたる宜禾都尉の治に屬したのである。伊吾盧城を後漢書の唐章懷太子賢注には

今伊州納職縣伊吾故城是也、

とあり、通典七四州郡の晉昌郡晉昌縣の下には

今縣北有伊吾故城白水、有崑崙障、漢宜禾所居故城在縣界、

とあるによれば、後漢代の伊吾盧城は唐代の伊州納職縣に屬し晉昌郡晉昌縣界の北に位置したといふ。但し別に漢宜禾所居故城が晉昌縣界に在りとするは如何なるものであらうか。戶籍に見ゆる宜禾縣が伊州納職縣に屬する伊吾故城と關係があつたとは思はれぬから、恐らく晉昌郡常樂縣に屬する魏晉時代の宜禾縣と何らかの關係ありしものと思はれる。晉昌郡は「西至燉煌郡二百八十里」(通典)とあるも、常樂縣は晉昌縣よりは燉煌郡に近くして恐らく燉煌縣と接してゐたと思はるるが故に、その境界近くに宜禾里があつたものではなからうか。

先天二年籍に見ゆる所の平康郷はその位置を明にしないが、隋書地理志の燉煌縣の注に

後周併效穀壽昌二郡入焉、又併燉煌鳴沙平康效穀東郷龍勒六縣爲鳴沙縣

とある所の平康縣の故地であつたらうと思はれる。

三

唐の戶籍法は令の戶令に規定されてゐた筈であるが、惜むらくは散佚して今日これを見ることは出来ない。しかし他の書に散見する記載によつて比較的詳細に知ることが出来る。先づ戶令に據つたと思はれる所の六典^三戶部の條には

每一歲一造計帳、三年一造戶籍、縣以籍成于州、州成于省、戶部總而領焉、諸造籍、起正月舉三月、所須紙筆裝潢軸帙、皆出當戶內口別一錢、計帳

所須戶別一錢、凡天下之戶、量其資產、定爲九等、每三年縣司注定、州司覆之、然後注籍而申之于省、每定戶以中年^{子卯}、造籍以季年^{丑辰}、州縣之籍、恒留五比、省籍留九比。

唐會要^八籍帳に引く武德六年三月令に「每歲一造帳、三年一造籍」とあるから、この年よりかく決定されたものであらう。唐會要に引く開元十八年勅には詳細に造籍の法が規定されてあるからそれを引用しておかう。

開元十八年十一月勅、諸戶籍三年一造、起正月上旬、縣司責手實計帳、赴州依式勘造、鄉別爲卷、總寫三通、其縫皆注某州某縣某年籍、州名用州印、縣名用縣印、三月三十日納訖、并裝潢、一通送尙書省、州縣各留一通、所須紙筆裝潢、並皆出當戶內、口戶別一錢、其戶每以造籍年、預定爲九等、便注籍脚、有析生新附者、於舊戶後、以次編附。

戶籍は同一のもの三本を造り、一本は縣に留め、一本は州に送り、一本は尙書省戶部に送つたことは通典^三鄉黨の條にも見えてをるが、天寶三載より同十二載に至る間は四本を造つて一本を東京に送つたことがある。それは唐會要に次の如く見えてをる。

其載^{天寶三載}二月二十五日制、天下籍造四本、京師東京尙書省戶部各貯一本。十二載正月十二日敕、應送東京籍宜停。

故に天寶六載の燉煌の戶籍も四本造られたのである。燉煌石室より發見された唐代の戶籍殘簡は凡て三本若くは四本の中で燉煌郡又は縣の役所に留められたものに相違なく。

戸籍を造る際に「縣司責手實計帳」とある所の手實計帳とは何であらうか。唐書^{十一卷五}食貨志に凡里有手實、歲終具民之年與地闊陔爲郷帳、郷成於縣、縣成於州、州成於戶部、又有計帳、具來歲課役、以報度支。

唐令に倣つて制定されたる我國の大寶令の規定を参照して見る必要がある。

凡造計帳、毎年六月三十日以前、京國官司、責所部手實謂手實者、戶頭所造之帳、其戶籍亦責手實也、具注家口年紀、若全戶不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在所由、收訖依式造帳連署、八月三十日以前、申送太政官。(令義解^{卷二}戶令)

「沙州文錄補遺」に王國維氏は文獻通考所引の宋熙寧七年呂惠卿議に「手實者令人戶具其丁口田宅之實也」とある文、及び宋史呂惠卿傳に「自供手實」とある文を引用してこれを説明してゐるのも参照すべきである。

これらの記載によつて考へ見るに、唐代には手實と計帳と戸籍との三があり、手實に基いて毎年一度計帳を造り、手實及び計帳に基いて三年一度戸籍を造つたのである。手實とは里正が各戸主に命じてその戸内の口數・年齢及び受田數を記入して提出せしめたる申告書である。沙州燉煌縣懸泉郷宜禾里の殘戸籍に「大曆四年手實」と注せるも、その形式は他の戸籍と同様なれば、これは戸主より提出せる手實そのものではなく、手實を本にせる戸籍であつたやうに思はれる。計帳とは手實によつて豫め來歲の課役を記入して尙書省戸部に提出したるものである。唐書食貨志の文を一見すれば、手實を戸部に送り別にまた計帳を戸部の度支に提出したやうに見ゆるが如何なるものであらうか。手實は單に計帳又は戸籍を作る参考として提出せしめたるものにして、戸部に送つたのは

それによつて造つた所の計帳又は戸籍のみではなかつたらうか。戸籍とは戸主より提出せるその歲の手實と、前籍以後に毎年造られたる計帳とを本にして、造りたるものにしてその前年に天下の戸を九等に分つてその等級をこれに記入する定めであつた。六典には

每定戸以中年子卯造籍以季年丑辰

とあるも燉煌に於ては必ずしも所定の年に戸籍が造られてはゐない。唐代の燉煌戸籍に見ゆる戸籍及計帳の造られたる年を表示しておかう。

(先天二年籍)

先天二年癸丑 (西紀七一三) 籍

(天寶六載籍)

天寶三載甲申 (西紀七四四) 籍

同 四載乙酉 (同 七四五) 帳

同 五載丙戌 (同 七四六) 帳

同 六載丁亥 (同 七四七) 籍

(大曆四年籍)

乾元三年庚子 (西紀七六〇) 籍

上元二年^{辛丑} (同 七六一) 帳
寶應元年^{壬寅} (同 七六二) 帳
永泰二年^{丙午} (同 七六六) 帳
大曆二年^{丁未} (同 七六七) 帳
大曆四年^{己酉} (同 七六九) 籍
(大順二年籍)

大順二年^{辛亥} (西紀八九一) 籍

この表を見るに、正しく造籍の年に造られたるは先天二年籍のみにして、天寶三載・六載及び大順二年籍は造籍の年の翌年に造られ、大曆四年籍は反つて造籍の年の前年に造られてをるのは何が爲であつたらうか。王國維氏は大曆四年籍に注して

云乾元三年籍者、乾元三年歲在庚子、亦定戸籍之年、六典注諸造籍起正月畢三月、故戸籍以定籍之年名之、不以造籍之年名之也、

とするが、それでは造籍の翌年に造られたる天寶六載籍及び大順二年籍を解釋することが出来ないのである。

尙ほこの表に現れてをる所によれば、天寶三載から六載に至る間は、規定通りに毎三年に一度戸籍が造られ、その中間には毎年一度計帳が造られてをる。しかるに乾元三年より大曆四年に至るまでは六箇年にして、規定に

従へば大曆元年にも戸籍が造らるべきであるが、恐らく大曆元年籍は造られなかつたのであらう。何となれば若し大曆元年籍が存在したならば、それ以前の戸口の移動は既に訂正されをる筈であるから、改めて大曆四年籍に乾元三年籍後の移動を記入する必要はない。しかるに大曆四年籍には「乾元三年籍後死」といふ注が二箇所も出てをる。これは思ふに大曆の世には既に唐の綱紀が弛んで規定通り戸籍が造られなくなつたものであらう。

四

燉煌戸籍殘簡の多くには戸口の次に受田數をも記入してをるから、これに依つて唐宋時代の土地制度とその實施程度とを明にすることが出来る。殊に高祖武德七年以來施行されたる唐の均田法は令の田令に規定されてあつた筈であるが傳らない爲めに、今までは六典、通典、通考、唐會要、新舊唐書食貨志等の記載に依るより外にこれを知る方法がなかつた。然るにこれらの記載に現れてをる均田法の規定は明瞭を缺き、而も互に相違せる個所が多くして、爲めにその制度の詳細を知ることが困難であつた。しかし唐代の燉煌戸籍の受田數は當時行はれたる均田法の規定に従つて計算したるものに相違ないから、この實際の計算と一致する記載こそ均田法の規定を正確に傳ふるものとせねばならぬ。予は先に唐の均田法を研究せる時に、六典の記事を以て最も正確に近きものと考へたが、今唐代の燉煌戸籍を見るに及んでこの考への誤りをらざることを證することが出来ると共に、六典の

記事の不明瞭なる個所を明にし、誤れる個所を訂正することが出来た。

先づ六典^三戸部の條に見ゆる給田之制を擧ぐると

凡給田之制有差、丁男中男以一頃、中男年十八已上者亦依丁男給老男篤疾癯疾以四十畝、寡妻妾以三十畝、若戸爲者則減丁之半、凡田分爲二等、一曰永業、一曰口分、丁之田二爲永業、八爲口分、凡道士給田三十畝、女冠二十畝、僧尼亦如之、凡官戸受田、減百姓口分之半、凡天下百姓給園宅地者、良口三人已上給一畝、三口加一畝、賤口五人給一畝、五口加一畝、其口分永業不與焉、若京城及州縣郭下園宅不在此例、凡給口分田、皆從便近、居城之人、本縣無田者、則隔縣給受、凡應收授之田、皆起十月畢十二月、凡授田先課後不課、先貧後富、先無後少、凡州縣界內所部受田悉足者爲寬鄉、不足者爲狹鄉、凡官人受永業田、親王一百頃……上柱國三十頃……雲騎尉武騎尉各六十畝、其散官五品已上、同職事給、其他並於寬鄉、請授亦任隔越、請射蒞師皆許傳之子孫、不在此授之限、若未請受而身亡者、子孫不合追請、若襲爵者、祖父未請地、其子孫減初受封者之半、

(下略)

「沙州文錄補遺」に於て王國維氏が大曆四年籍の受田を六典の文によつて解釋したのは正しい。従つてこれと同一種類のものと思はれる濱田博士所錄の大曆四年籍もこれと同様の計算を以てすればその受田を解釋することが出来る。但し六典の園宅地を「良口三人已上給一畝、三口加一畝、賤口五人給一畝、五口加一畝」とせる中の「已上」は「已下」の誤とせねば解釋されぬ。通典にはやはり「已下」とあるから、これは六典の記載が誤つてゐるのである。濱田博士所錄の大曆四年籍を擧ぐれば

戸主趙大本年漆拾壹歲 (老)男下下戸課戸見輸

妻 孟 年陸拾玖歲 老男妻

女 光明 年貳拾歲 中女

男 明鶴 年參拾陸歲 會州黃名府別將 乾元二年十月日授甲頭帳爲官曾德祖多父本

男 思詐 年貳拾漆歲 白丁

男 明奉 年貳拾陸歲 白丁 轉前籍年廿大曆二年帳後白加就實

男 如玉 年貳拾肆歲 中男 實應元年帳後漏附

合應受田肆債伍拾參畝 玖拾畝已受十九畝永業 一畝居住園宅 三百六十三畝未受

黃州會名府別將は職事官にして舊唐書職官志を見ると正七品又は從七品であるが、六典によれば職事官の永業田は從五品以上に授くるものなるが故に、これは授田に關係がない。故にこの戸の受田は次の如くなる。

(戸主老男一人)50畝+(丁男三人)300畝+(中男一人)100畝+(良口七人の園宅地)3畝=453畝

東洋文庫所藏寫眞の天寶六載籍の受田も同一の方法を以て計算が出来た。戸主程思楚は衛士武騎尉であるが、武騎尉は勳官にして從七品上に當り、別に永業田六十畝を受くる資格がある。程思楚は既に開元十七載に勳官を甲頭某に授けたるも、その永業田は子孫に相續せしむることが出来るから返還しなくてもよい。衛士とは六典^五兵部の條に

凡兵士隸衛、各有其名、……總名爲衛士、皆取六品已下子孫及白丁無職役者點充、凡三年一簡點、成丁而入、六十而免、量其遠邇、以定番第、百里内五番、五百里外七番、一千里外八番、各一月上、二千里外九番、倍其月上、若征行之鎮守者、免番而遣之、とあるものにして、地方の府兵の中より選ばれて京師の諸衛に番上する者を衛士といふ。程思楚の家族は十七人にしてその受くべき園宅地は六畝なるに、戸籍に於ては五畝と計算してあるやうである。これは恐らくこの戸に衛士として番上せる者が二人あるから、これには園宅地を授けなかつた爲めであらうと思はれる。但し唐書兵志には「玄宗開元六年始詔、折衝府兵、每六歲一簡」といひ、「自高宗武后時、天下久不用兵、府兵之法浸壞、番役更代、多不以時、衛士稍稍亡匿、至是益耗散、宿衛不能給」とあり、遂に開元十一年に長從宿衛十二萬を募集し明年改めて曠騎と稱してからは「自是諸府士益多不補」といひ、更に「(天寶)八載折衝諸府、至無兵可交」とあるから、天寶六載頃の衛士が六典の規則通りに番上してゐたかは疑問である。

程思楚の戸の受田を計算すれば

(戸主勳田)60畝+(戸主普通受田)100畝+(丁男二人)200畝+(良口十五人の園宅地)5畝=365畝(3頃65畝)

狩野博士所録の大曆四年索思禮の戸籍を見ると、その受くべき田數は次の如くなる。

(戸主老男上柱國)3050畝+(丁男上柱國)3100畝+(良口五人良口三人の園宅地)3畝=6153畝(61頃53畝)

更にこれを分類すれば勳田六千畝、永業田四十畝、口分田百十畝、園宅地三畝となるにも拘らず、已受として百六十七畝口分と注されてゐるのは何が爲めであらうか。王國維氏はこれを解して

蓋思禮已老、游鸞又爲他州四品職事官、均未必能躬耕、爲之耕者二奴也、二奴之年、正在丁中、例得受田百畝、意其初以二奴之名受田二頃、然唐制奴婢無受田之文、於是即以思禮游鸞之名、受田百五十畝、然實際已受二百七畝、有司以其家勳田未受者尙多、又以游鸞官稍高、遂不復致詰、即據以定籍、故有此參池也、と記してゐるが、これは如何なるものであらうか。第一に疑はしき點は二奴の名を以て受くる二頃の中で口分田は百六十畝なるべきに百六十七畝を受けをることである。第二には二奴の名にてたとひ口分田全部を受けたりとするも百六十畝を超えざる筈なる上に、いづれの燉煌戸籍を見るも口分田を規定通り全部授けたる例がないことである。これは尙ほ考究を要するものと思ふ。

燉煌戸籍に現れたる均田法の規定を以て今一度六典の本文を調べてみよう。中男年十八已上者及び丁男の受田を一頃とし、その中の二十畝永業田、八十畝口分田とするは正しい。老男篤疾廢疾の受田を四十畝、寡妻妾を三十畝とせる例は戸籍に見出されぬ。しかし通典に引く開元二十五年令にも「老男篤疾廢疾各給口分田四十畝、寡妻妾各給口分田三十畝」とあるから誤なかるべく、而もそれは凡て口分田であつたことが分る。老男篤疾廢疾及び寡妻妾にして爲戸者(戸主)は丁男の半(五十畝)とせることの正しきは、戸籍に老男の戸主に五十畝を給しをることによつて證することが出来る。而も戸籍によれば五十畝中の二十畝は永業田、三十畝は口分田でなければならぬ。道士女冠及び僧尼の受田は六典にのみ見えてをり、戸籍にもその例が擧つてゐないが、これも誤なかるべく、且つその受田は悉く口分田であつたらう。官戸の受田は百姓口分之半(四十畝)とあるも六典にのみ見ゆる所

であるが、これも誤なきものと思ふ。但し奴婢には授けなかつたやうである。園宅地の下に「良口三人已上」とあるのが「已下」の誤であることは前述の如くである。その次に官人永業田、公廩田及び職分田の規定が見えてくるがこの規定は通典にも見ゆる所であり、官人永業田の例は戸籍にも出てくるから、これも信じてよきものである。これによつて唐の均田法の給田之制を明かにすることが出来たと信ずる。

唐の均田法は當時いかなる程度まで實施されたかは餘程興味ある問題である。これに對しても燉煌戸籍殘簡は看過すべからざる貴重な資料である。先づ天寶六載籍、大曆四年籍及び年時不詳籍を見ると、いづれも授くべき田の悉くを授けず、その中の極めて一部を給與してをるに過ぎず、而もそれも一定の率を以て授けたるに非ずして、各戸その率を異にしてをる。例へば永業田及び園宅地は比較的その田額が少き爲めか、或る戸には規定通り授けをるも或る戸には一部分を給與しをるに過ぎぬ。口分田を規定通り全部與へたる例は一もない。勳官に授くる永業田(勳田)の如きは、これを一部分給したる例もあるが、多くの場合は全くこれを授けなかつた。かくの如く制度としては完全に戸籍に記入されるも、實際に授田する場合は殆どこれを顧ずして便宜これを授けてゐたことがこれによつて明にされるのである。

唐の均田法が廢止された年時は明記されをらざるも、徳宗の建中元年(西紀七八〇)に制定されたる兩税法は、均田法に基く租庸調法とは全くその原則を異にするもの故、少くともこの時には均田法は全く廢止されたものと見ることが出来る。さればこそ燉煌戸籍に於ても建中元年以前に屬するものには均田法の規定によつて受くべき田數を

記入しをるも、それ以後のもの例へば大順二年(西紀八九二)の戸籍にはもはや受くべき田數を記さずしてただ實際の受田數のみを擧ぐるに過ぎなくなつてをる。

燉煌は支那全體より見れば邊遠の一地方に過ぎざるを以て、此の一地方の状態を以て支那全體に推し及ぼすことは穩當を缺くかも知れぬ。實際に於て均田法の如き繁雜なる制度は燉煌の如き邊遠の人口少き一地方に於ては比較的實施し易く從て久しくその制度が存續するものなることは、今日でも交通不便なる田舎の村落にまゝ共產的制度の殘存するを聞くことによつても想像することが出来よう。故に支那内地に於てはむしろ燉煌地方よりも早く均田法は崩壊せるものなるべく、「雖有此制、開元之季天寶以來、法令弛壞、兼并之敝、有踰於漢成哀之間」といふ通典著者の言の如き有様であつたかも知れぬ。

〔後記〕 前稿を草したる後「燉煌遺書」第一集の刊行を見るに至つたが、その活字本の卷頭に收められたる「沙州地志殘卷」は五代後漢乾祐二年(西紀九四九)の撰に係るものにして、羽田博士の解説には「卷中沙州境内ノ山水城邑等ノ名ト道里トヲ記スルコトノ密ナル、スタイン氏獲ル所ノ燉煌錄及ビ唐光啓元年書寫ノ沙州地志ニ優リ」と評價されてをる。その中に「龍勒山縣南一百八十里」「龍勒泉縣南一百八十里」とあり、漢の龍勒縣と注されたる壽昌縣に就いては「壽昌縣 西北去州一百廿里」とあるは、天寶六載籍の龍勒郷の方位を推定せしむるものである如く、燉煌地方の地名を調ぶるに重要な資料たることを一言しておかう。

(昭和二年七月、東洋學報一六ノ二)

再び燉煌戸籍殘卷について

序

私は嘗て「燉煌戸籍殘簡について」と題する一文を草して『東洋學報』第拾六卷第二號に寄せたことがあるが、それは王國維氏の所論に刺戟されて、燉煌戸籍殘簡に見ゆる給田制が唐の均田法規の解釋上に貴重なる資料たることを注意し、併せて唐代の造籍法や戸籍に見ゆる地名に解釋を加へたものである。しかし當時私が利用し得た唐代の戸籍殘簡は、沙州文錄補所收のもの外には、僅かに濱田博士の「東洋學報 スタイン氏發掘品過眼錄」八卷第三號に掲載された大曆四年籍と、東洋文庫所藏寫眞に據る天寶六載籍とに過ぎなかつた。その後私は英佛に遊學し親しく兩國所藏の燉煌遺書を閲する機會を獲て、新に多數の戸籍殘簡を手録することが出來、その一部は寫眞にして歸朝したが、これらの新資料を發表する機會到らずして荏苒日を空しく過して來た。次で久しく佛國に留つて燉煌文書の研究に専念されし那波學士は私の見たものの外に前人未見の戸籍殘卷を獲て歸朝され、これらを一括し

て「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」歴史と地理第三十三卷第一四號と題する論文中に活字を以て始めて世に紹介された。これは異常な衝動を學界に巻き起したものであつて、唐代戸籍の研究はこれより一段の進展を示し、これを利用した研究論文が陸續と發表された。支那に於いても、那波學士の發表に先んじて劉復氏が燉煌掇瑣を出してその中に戸籍三通を収録してをり、近くは雜誌『食貨』は「唐戸籍簿叢輯」第四卷と題する特輯號を發刊し、拙論「燉煌戸籍殘簡について」すら萬斯年氏によつて漢譯紹介される程、燉煌戸籍の研究熱は彼國の社會經濟史研究者の間にも勃然と起つて來た。かゝる情勢であるから、私もこの際舊手録を整理して、公表漏れになつてをる戸籍殘簡や、既に世に紹介されてはをるがその全文の公表されをらざるもの、若くは全文は公表されをるも誤寫あるもの等を學界に紹介して、この方面の專攻者の研究の資ともならばと、敢て再び筆を執る次第である。唐代の戸籍は吐魯番からも多數に發見されてをり、我が中村不折氏の有に歸したものは仁井田學士によつて公表済みであるが、伯林の翰林院所藏のル・コック探檢隊蒐集品中のもは、那波學士がその一通を前掲論文中に引用されてをるのみにて總て未發表となつてをる。私も大英博物館にあるスタイン蒐集品の中から吐魯番出土と思はれる戸籍の一斷片を手録しておいたが、それらに就いては別の機會に譲つてこゝでは觸れな

ることとする。

一

(一) 燉煌郡燉煌縣効穀鄉天寶六載籍。大英博物館所藏スタイン蒐集品第四五八三號のもの、首尾を闕く、

首に「燉煌縣効穀鄉」といふ紙縫の柱書の左邊と朱印三顆の左半とが殘つてをり、末尾にも下端に「天寶六載籍」の紙縫の柱書が明瞭に讀まれ、その上方に朱印二顆の右半が殘存してをるから、これが長卷の戸籍の紙幅一枚分たることが知られる。紙は幅二十八糎、長三十七糎。紙縫の柱書は燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍の例に據つて本來「燉煌郡燉煌縣効穀鄉□□里天寶六載籍」と書かれた筈であるが、里の名稱は知ることが出來ぬ。

(□にて圍める文字は筆者の補填)。

(上 闕)

	煌縣	効穀鄉
	城東卅里爪渠	東河 西路
明	載肆拾壹歲	上柱國 <small>開元廿八載五月十五日</small>
母	載陸拾陸歲	會伽祖林父立 下下戶 不課
男	載玖歲	小男空

再び燉煌戸籍殘卷について

- 女 黒子 載 參 歳 黄女天寶四載帳後附空
- 女 尙子 載 參 歳 黄女天寶四載帳後附空
- 女 足足 載 貳 歳 黄女天寶五載帳後附空
- 姉 進娘 載肆拾柒歳 中女空
- 姉 妃娘 載肆拾肆歳 中女空
- 妹 伏介 載參拾伍歳 中女空
- 合應受田參拾壹頃參拾參畝參拾玖畝已受 卅一頃四畝未受 廿畝永業 十八畝口分 一畝居住園宅
- 〔一段參畝永業 城東卅里兩支渠 東□塲 西渠 南坑 北路
- 〔一段拾伍畝永業 城東卅里八尺渠 東□福 西舍 南自田 北路
- 〔一段壹畝永業 城東卅里兩支渠 東阿師子 西井 南澤 北舍

(下 闕)

この戸主□明の戸は、丁男戸主上柱國一、老寡一、小男一、黄女三、中女三の合計口數九より成り、その受
 く可き田は、3000畝(上柱國勳田)+100畝(戸主丁男口分80畝+同永業20畝)+30畝(老寡口分)+3畝(良人九人の
 田田園宅)＝3133畝となる。しかるに戸籍面には合應受田參拾壹頃參拾參畝(參拾玖畝已受、廿畝永業、十八畝

口分、一畝居住園宅、卅一頃四畝未受)と記載されてをり、39畝口分+3104畝永業＝3143畝となり、合應受田數
 より十畝多くなる。已受の數か若くは未受の數に誤があるに相違ない。何となれば合應受田參拾壹頃參拾參畝は
 戸口數による計數と一致し、これに誤はないからである。

(二) 燉煌郡燉煌縣天寶年間籍。大英博物館所藏のスタイン蒐集品第三九〇七號の戸籍殘簡にして、紙は幅
 二十八糎長四十二糎首尾を闕く。首に「燉煌郡燉煌縣」と紙縫の柱書の頭部と朱印四顆の左半とが殘存してをる
 が、燉煌縣の下に記されたる筈の郷里の名稱は不明である。この戸籍の所屬年時は本文中に「天寶三載籍後漏附
 空」とあるによつて、やはり天寶六載籍の斷片と見て誤あるまい。那波學士の指摘されし如く、天寶六載の燉煌
 縣の戸籍に於いては、一紙に書寫されし本文は通例十四行となつてをるから、本文十四行から成る此の斷片も亦
 紙幅一枚分であるに相違ない。(□内の文字は筆者の補填)。

(上 闕)

- 燉煌郡 燉煌
- 〔一段玖畝四畝永業 五畝口分 城北卅里神農渠 東渠 西錄事 南索行政 北沙
- 〔一段貳畝口分 城西十里平渠 東渠 西坑 南張楚賓 北郭僧護
- 戸主卑德意 載伍拾玖歳
- 妻 白 載伍拾參歳

再び燉煌戸籍殘卷について

男	庭俊	載肆歳	小男
男	仙鶴	載參歳	黄
女	妙妙	載參拾貳歳	中女空
女	思娘	載貳拾壹歳	中女空

載壹拾陸歳 小男天寶三載籍後漏附空

貳畝 肆拾參畝已受 廿畝永業 一頃一十九畝未受

一段柒畝永業 城西十里平渠 東舍

一段五畝勳田 城西十里平渠 東渠

一段陸畝永業 城西十里平渠 東渠

一段拾畝 七畝永業 三畝口分 城西十里平渠 東路 西□信 南阿頭 北君信

(下 關)

この戸主車徳意の戸には殘關があつてやゝ明瞭を缺くも、この戸は伍畝の勳田を所有してをるから、戸主車徳意は勳田六十畝を受くべき雲騎尉又は武騎尉を有してゐたと思はれる。それから口數は計七となるが、恐らく妻白、男庭俊、男仙鶴のいづれか一人が死亡してゐて、この戸を受くべき居住園宅は計二畝であつたらう。そしてこの戸を受くべき田は、80畝(雲騎尉又は武騎尉勳田)+100畝(戸主丁男口分80畝+同永業20畝)+2畝(良人六人

○原田屋敷(一)に受となるのであらう。その中の永業田は全給せられ、勳田六十畝は五畝のみ給せられたことは明かであるが、口分田及び居住園宅の實際の受田額は不明である。

(三) 大順二年籍。沙州文錄補遺に大順二年辛亥正月一日の戸籍殘巻を収録してをるが、これと全く同形式の戸籍殘巻が佛國國立圖書館の熾煌文書からも發見されてをる。熾煌撰瑣中輯に載録せる「瑣四八 三三八四」とあるものがそれである。併しこれには誤寫もあり、形式も原文書通りにはなつてゐないから、改めて私が在佛中に撮つた寫眞に據つて全文を出すことにする。紙の幅二十九糎、長三十九糎。戸翟明から都受田肆拾畝半にかけて「沙州觀察處置使之印」と讀まるる朱印一顆を押捺し、前後の紙縫にも紙背に同一朱印が押捺されてをる。

(上 關)

大順二年辛亥歲正月一日百姓翟和勝戸

(紙 縫)

戸翟明、年卅五男安和年廿七妻阿馬年廿男再成年八歳

都受田肆拾畝半 請南沙陽開南支渠地壹段兩畦共陸畝

東至子渠西至汜麴子并荒沙南至汜麴子并翟定君北至

道又地壹畦伍畝東至道西至翟和勝南至翟利勝及再盈

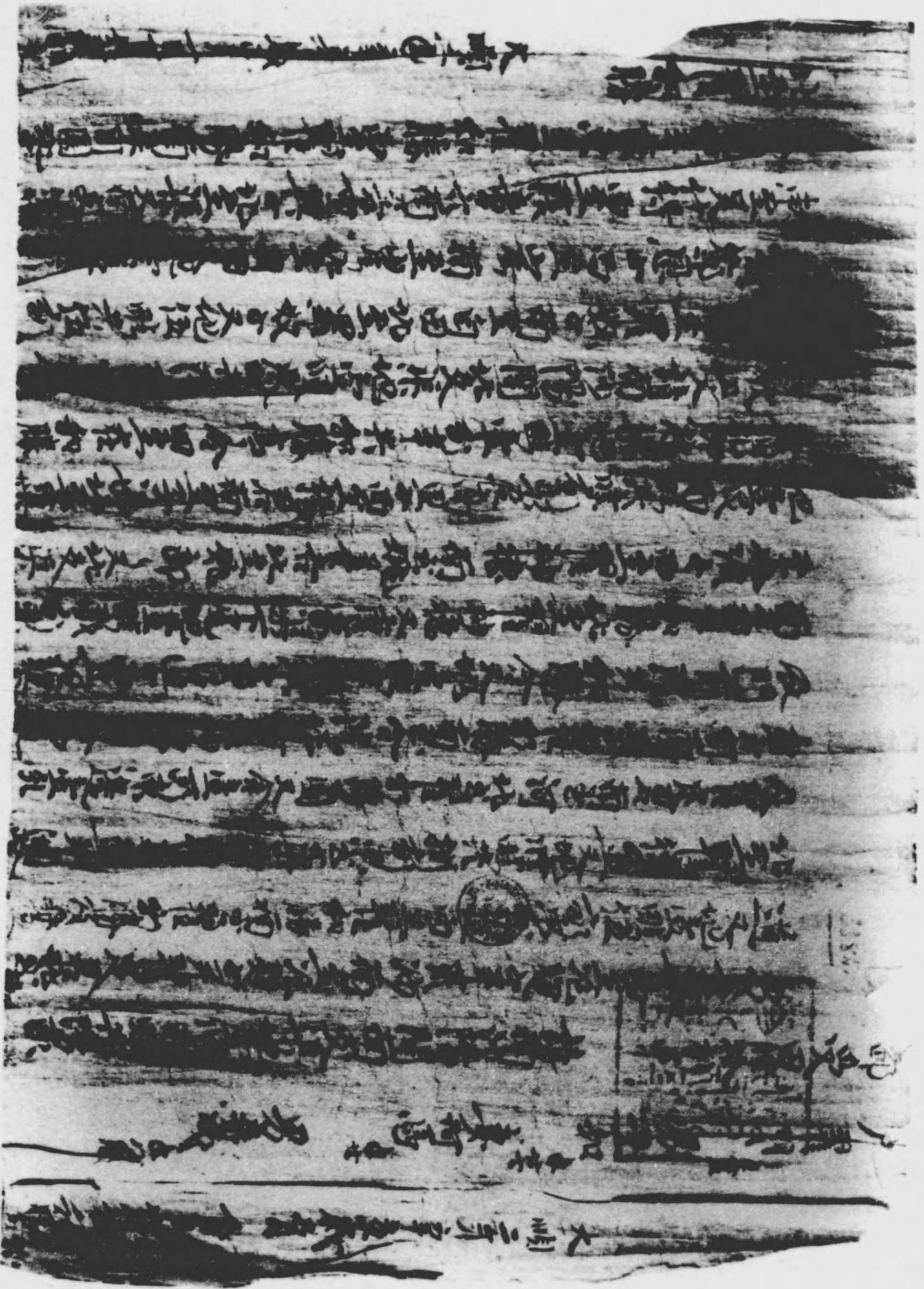
北至翟德盈又地肆畦共捌畝東至子渠西至翟再盈并閭政

再び熾煌戸籍殘巻について

及翟定君南至河北至翟利勝菌又舍壹所東邊壹分
 東至自菌西至翟利勝南至合院北至翟神德菌舍西道
 及門前院共和勝合又地壹畦半畝東至翟通子西至汜麴子
 南至翟和勝北至翟神德又唐家渠下尾地壹畦貳畝東
 至姚流子西至翟神德南至姚善吉北至姚郎又北支渠
 地壹段兩畦共肆畝東至高黑子西至楊君南至子渠北至子渠
 又請都鄉趙渠地壹畦壹畝半共和勝高合四至在和勝
 戸狀上又請南沙陽開北支渠地壹段參畦共陸畝東至鄧
 榮奴西至羅奴子南至自田北至羅奴子又地伍畦共伍畝
 東至鄧恩子西至崖南至崖北至自田又地壹畦肆畝
 東至吳什得西至陰章六南至董興子北至渠又南支渠中
 界園地半畝東至翟和勝西至翟和勝南至自園北至
 北至翟和勝

大順二年辛亥歲正月一日百姓翟明之戸

(紙縫)



及翟定君南至河北至翟利勝[?]蘭又舍壹所東邊壹分
 東至自蘭西至翟利勝南至合院北至翟神德蘭舍西道
 及門前院共和勝合又地壹畦半畝東至翟通子西至汜麴子
 南至翟和勝北至翟神德又唐家渠下尾地壹畦貳畝東
 至姚流子西至翟神德南至姚善吉北至姚郎、又北支渠
 地壹段兩畦共肆畝東至高黑子西至楊君南至子渠北至子渠
 又請都鄉趙渠地壹畦壹畝半共和勝高合四至在和勝
 戶狀上又請南沙陽開北支渠地壹段參畦共陸畝東至鄧
 榮奴西至羅奴子南至自田北至羅奴子又地伍畦共伍畝
 東至鄧恩子西至崖南至崖北至自田又地壹畦肆畝
 東至吳什得西至陰章六南至董興子北至渠又南支渠中
 界園地半畝東至翟和勝西至翟和勝南至自園北至
 北至翟和勝

大順二年辛亥歲正月一日百姓翟明、戶

(紙縫)

大順二年辛亥歲正月一日百姓翟明、戶
 界園地半畝東至翟和勝西至翟和勝南至自園北至
 東至吳什得西至陰章六南至董興子北至渠又南支渠中
 東至鄧恩子西至崖南至崖北至自田又地壹畦肆畝
 東至羅奴子西至羅奴子南至自田北至羅奴子又地伍畦共伍畝
 戶狀上又請南沙陽開北支渠地壹段參畦共陸畝東至鄧
 榮奴西至羅奴子南至自田北至羅奴子又地伍畦共伍畝
 東至吳什得西至陰章六南至董興子北至渠又南支渠中
 界園地半畝東至翟和勝西至翟和勝南至自園北至
 北至翟和勝

(下 關)

(四) 宋至道元年籍。大英博物館所藏のスタイン蒐集品第四一七二號は、珍らしき宋戸籍として早く狩野博士が之を手録して歸朝され、次で博士の手録は沙州文錄補に轉載されたが、これには誤植もあるからとて仁井田學士は直接狩野博士の手抄に従つて再び之を「燉煌等發見唐宋戸籍の研究」國家學會雜誌第四十八卷第七號に掲載された。その後那波學士も「唐鈔本唐令の一遺文」史林第三十卷第四號の中に之を載録してをられる。しかし狩野博士の手抄はこの戸籍殘卷の全文に及ばず、ただ最初の二戸分に止つたらしく、那波學士も最初の二戸分を載録するに止めて以下を省略してをらるるから、この際私の手録に従つてその全文を掲載しておく。

(上 關)

戸何石住

都受田壹頃拾畝

請東河灌進渠地壹段共壹頃拾畝東至大渠西

至荒南至官田北至平富定

高安三

至道元年乙未歲正月一日人戸何石住戸

戸高安三

都受田柒拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共柒拾伍畝東至索昌子

西至荒南至何石住北至索富住

再び燉煌戸籍殘卷について

至道元年乙未歲正月一日人戸高安三戸

戸索富住

都受田伍拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共伍拾伍畝東至大渠

西至鹵坑南至^{高安三}王甫^正及索昌子北至李興住

至道元年乙未歲正月一日人戸索富住戸

戸李興住

都受田陸拾畝

請東河灌進渠地壹段共陸拾畝東至大渠西至

鹵坑南至索富住北至張富昌

至道元年乙未歲正月一日人戸李興住戸

戸張富昌

都受田伍拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共伍拾伍畝東至[?]_?

西至鹵坑南至李興^住北至索住子

至道元年乙未歲正月一日人戸張富昌戸

戸索住子

都受田伍拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共伍拾伍畝東至大渠西

(下 闕)

大英博物館所藏の至道元年籍と同體裁の斷片が佛國國立圖書館所藏の嫩煌文書中にあることは、既に那波學士が前掲「唐鈔本唐令の一遺文」に於いて之を指摘し、且つ此の英佛兩國にある兩片は本來一卷なりしものの各一部分なることを斷定されてをるが、惜むべきはその最初の一片分を略載してその全文を載録されなかつたことである。私もこの佛國にある至道元年籍を手録し、且つこれを寫眞に撮つて來たから、今その全文を掲げておかう。ペリオ蒐集品第三二九〇號のもの、紙の幅三十二糎、長六十三糎である。

(上 闕)

畝東至陰富全西至?

至道元年乙未歲正月一日人戸曹妙令戸

戸陳殘友

都受田伍拾柒畝

請東河鵠渠地壹段共伍拾柒畝東至道西

至^{小戸地}陳殘友南至姚丑兒北至張寧兒

至道元年乙未歲正月一日人戸陳殘祐^ト戸

戸陳殘友

都受田肆拾畝

請東河鵠渠地壹段參拾畝東至^{大戸地}自^大西至漸坑

再び嫩煌戸籍殘卷について

南至姚丑兒北至李富進又兩枝渠地壹段拾畝東至董流定西至大渠

(紙縫)

戸劉保定

都受田陸拾畝

請東河灌進渠地壹段共陸拾畝東至子渠及

景願富西至大渠南至董進恐北至大渠

至道元年乙未歲正月一日人戸劉保定戸

戸景願富

都受田伍拾伍畝

請東河灌進渠地壹段伍拾伍畝東至官荒

西至子渠及劉保定南至鹵北至大渠

至道元年乙未歲正月一日人戸景願富戸

戸董長兒

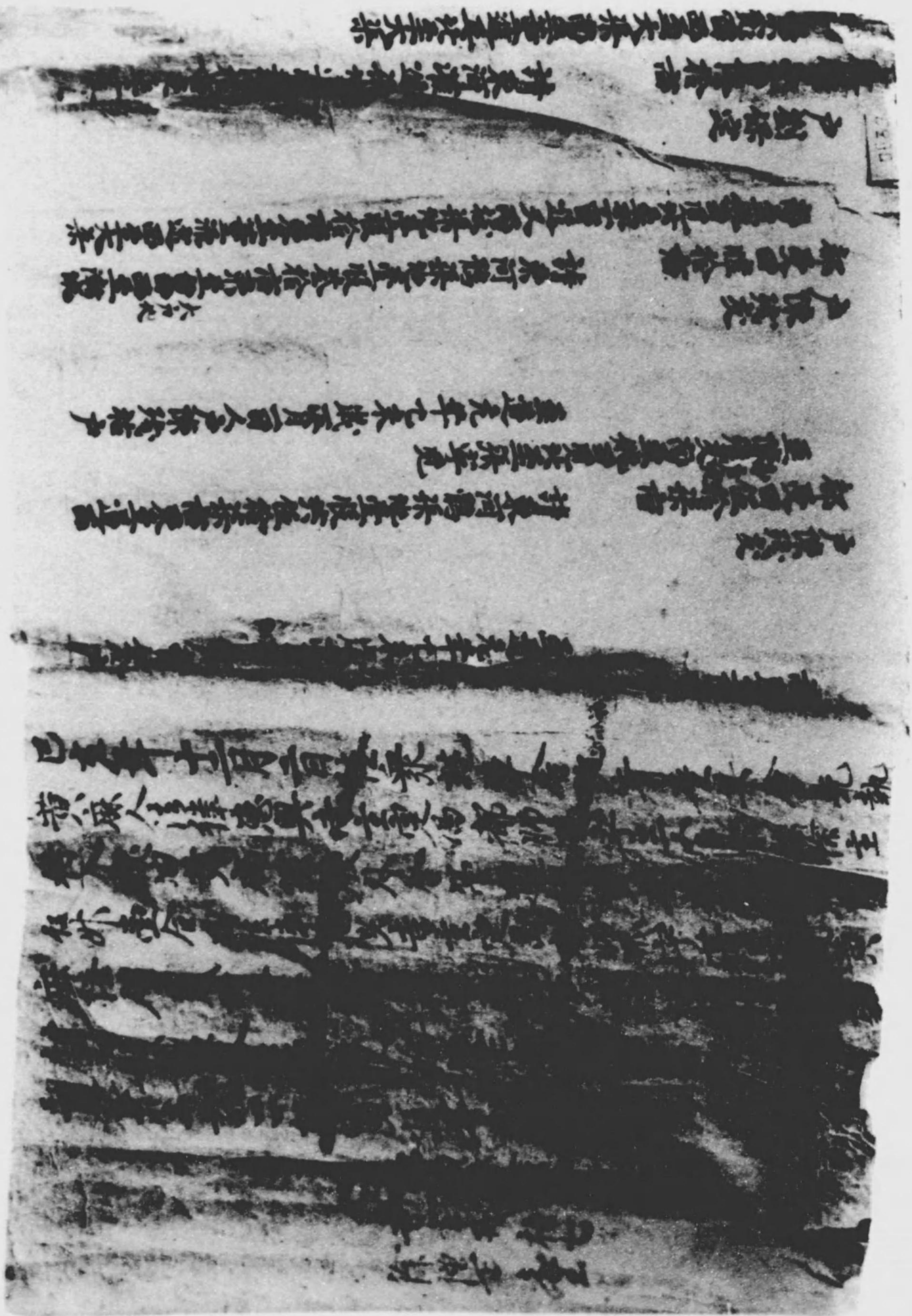
都受田壹頃陸拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共壹頃陸拾伍畝東至

澤西至溝及董進恐并董阿米子南至溝北至董阿米子及黑家

橫井小戸地

至道元年乙未歲正月一日人戸董長兒戸



南至姚丑兒北至李富進又兩枝渠地壹段拾畝東至董流定西至大渠

(紙縫)

戸劉保定

都受田陸拾畝

請東河灌進渠地壹段共陸拾畝東至子渠及

景願富西至大渠南至董進兒北至大渠

至道元年乙未歲正月一日人戸劉保定戸

戸景願富

都受田伍拾伍畝

請東河灌進渠地壹段伍拾伍畝東至官荒

西至子渠及劉保定南至鹵北至大渠

至道元年乙未歲正月一日人戸景願富戸

戸董長兒

都受田壹頃陸拾伍畝

請東河灌進渠地壹段共壹頃陸拾伍畝東至

澤西至溝及董進兒并董阿宋子南至溝北至董阿宋子及黑家

橫井小戸地

至道元年乙未歲正月一日人戸董長兒戸

戸劉保定
 都受田陸拾畝
 請東河灌進渠地壹段共陸拾畝東至子渠及
 景願富西至大渠南至董進兒北至大渠
 至道元年乙未歲正月一日人戸劉保定戸

戸景願富
 都受田伍拾伍畝
 請東河灌進渠地壹段伍拾伍畝東至官荒
 西至子渠及劉保定南至鹵北至大渠
 至道元年乙未歲正月一日人戸景願富戸

戸董長兒
 都受田壹頃陸拾伍畝
 請東河灌進渠地壹段共壹頃陸拾伍畝東至
 澤西至溝及董進兒并董阿宋子南至溝北至董阿宋子及黑家
 橫井小戸地
 至道元年乙未歲正月一日人戸董長兒戸

戸劉保定
 都受田陸拾畝
 請東河灌進渠地壹段共陸拾畝東至子渠及
 景願富西至大渠南至董進兒北至大渠
 至道元年乙未歲正月一日人戸劉保定戸

戸景願富
 都受田伍拾伍畝
 請東河灌進渠地壹段伍拾伍畝東至官荒
 西至子渠及劉保定南至鹵北至大渠
 至道元年乙未歲正月一日人戸景願富戸

戸董長兒
 都受田壹頃陸拾伍畝
 請東河灌進渠地壹段共壹頃陸拾伍畝東至
 澤西至溝及董進兒并董阿宋子南至溝北至董阿宋子及黑家
 橫井小戸地
 至道元年乙未歲正月一日人戸董長兒戸

巳丑年十二月二日陸聚事會
 諸人律惠與志主堂由都師
 特人律惠與志主堂由都師
 任外堂合律惠與志主堂由都師
 麻律與律惠與志主堂由都師
 律惠與律惠與志主堂由都師
 律惠與律惠與志主堂由都師
 律惠與律惠與志主堂由都師
 律惠與律惠與志主堂由都師

戶劉保定
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶葉松者
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶董長規
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶董長規
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶董長規
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶董長規
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戶董長規
郵史回條格者
請來河淮進條格者
至道元年七月未歲皆百八人

戸董長兒

都受田參拾畝

請東河灌進渠地壹段共參拾畝東至鹵坑

西至董進盈南至大戸北至溝

至道元年乙未歲正月一日人戸董長兒戸

戸索昌子

都受田柒拾畝

請東河灌進渠地壹段共柒拾畝東至大渠西至

高安三

王富定南至子渠北至索富住

都受田一頃二十畝

至道元年乙未歲正月一日人戸索昌子戸

(下 闕)

最後の行の「都受田一頃二十畝」は明に後人の戲書である。それから戸陳殘友と戸劉保定との間に於いて紙が貼附されてをるが、恐らく原來の紙縫ではなく、後から接合したものであることは、陳殘友の戸の文が後半を關俵せるによつても知られる。さてこの佛國にある至道元年籍の斷片が英國にある斷片と本來一卷を爲してゐたことは那波學士の斷案の通りであるが、私は更に一步を進めて英國所藏の斷片は直ちに佛國所藏の斷片の末尾に接續するものと推定したい。即ち後者の戸索昌子の次に直ちに前者の戸何石住が接續しこの兩戸の間の紙縫部が糊の力の弱まりて剝離したのではないかと思ふ。

再び嫩煖戸籍殘卷について

二

那波學士が「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」の論文に收めて公表されし燉煌戸籍殘卷は、(乙)沙州燉煌縣効穀鄉大足元年籍、(丙)年時不詳唐代戸籍殘卷二種、(丁)沙州燉煌縣平康鄉先天二年籍、(戊)燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍、(己)燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍、(庚)年時不詳唐末戸籍の六種であるが、その中の(丙)(丁)(戊)(己)の四種は私も親しく目睹してその全文を手抄せしものである。今私の手録を出して那波氏發表の文と校合して見ると、その間に文字の異同が相當に有るのに驚いた。勿論私の手録にも誤寫あることは免れないであらうから、いづれが正しきや俄かに斷言することは避けなければならぬことは言を俟たぬ所であるが、今その中から試に那波氏の誤寫又は活字の誤植と思はるる主要なるものを二三拾つてみて、傳寫に魯魚の誤なきを期することの如何に困難なるかを示してみたい。もとより敢へて先輩の非を挙げむとするの意圖にあらざること諒承されたい。

第一に那波學士が(丙)唐代戸籍殘卷二種として發表されしものは、幅三十纏弱・長十四纏の第一紙と、幅同・長三十九纏の第二紙とが互に上下を倒にして接合されてをるが、戸主王萬壽年伍拾壹歲の下を那波氏は

白丁神龍元年全家沒落開元九年帳後奉其年九月九日格行上淺落放之下中戸

と記してをらるるに對して、私の手録は

白丁神龍元年全家沒落開元九年帳後其年九月九日格淺落放下中戸

となつてをる。私の判讀し得ざりし文字は暫く措き、那波氏の「淺落」は恐らく「沒落」の誤寫か若くは印刷の誤であらう。第二紙に於て那波氏の發表されし文の中に

一段玖畝口分 城南七里陽開渠 東張武遷 西張玄素 南石 北坑

戸主白樹合 年貳拾肆歲 品子取故父阿通輕車都專蔭聖曆元年二月廿二日授田 下中戸

課 戸 見 輪

とあるを、私の手録は

一段拾玖畝口分 城南七里陽開渠 東張武遷 西張玄素 南石 北坑

戸主白樹合 年貳拾肆歲 品子取故父阿通輕車都專蔭聖曆元年二月廿二日授田 下中戸

課 戸 見 輪

となつてをる。那波氏の文の如く「一段玖畝口分」では計數が合はぬから、「拾」の一字の脱漏せることは明瞭である。それから「卜中占」が「下中戸」の誤であることは言を俟たぬ所であり、恐らくこれも那波氏の誤寫に基くものであらう。又「授田」も「授甲」の誤寫か、然らずんば活字の誤である。燉煌の戸籍には官や勳の下には「某年某月某日授甲頭某」と注記するを例とするから、この場合も「聖曆元年二月廿二日授甲頭汜玄貞」と記

すべきを、戸籍の作製者が誤つて「頭」の一字を脱したものに相違ない。因みにこの「某年某月某日授甲頭某」といふ用例は吾々には理解し難い嫌があるから、一言しておきたい。王國維氏は唐寫本燉煌縣戸籍跋にこれを云甲頭某某者、唐制授官有團甲過甲之制、授散官與勳亦然言甲頭某某者、猶唐以來言某某下及第某某勝下進士矣、

と解釋してをるが、私は未だ過甲といふ用例を知らない。團甲といふ語は大唐六典二吏部尙書侍郎の條に

凡三銓注擬訖、皆當銓團甲、以過左右丞相、若中銓東銓則亦先過尙書、訖乃上門下省給事中讀、黃門侍郎省、侍中審、然後進甲以聞、

と見えてをり、唐會要七選部下選限の條にも

開元二十年正月二十二日、吏部尙書裴光庭奏、文武選人、承前三月三十日始畢、比團甲已至夏末、自今已後并正月三十日內團甲、二月內畢。至二十一年六月二十八日、蕭嵩奏、吏部選人、請准舊例、至三月三十日團甲畢、

とある。これは六品以下の官を奏授する場合の銓選の手續を云つたものであるが、三銓は吏部尙書の掌る尙書銓、吏部侍郎の掌る中銓及び東銓のことで、六品以下の官を授くる場合は吏部の三銓に於いて授く可き官を擬定し、奏抄によつて上奏して勅裁を仰ぐ定めであつた。四この場合に同じ官を授く可き者が多數ある時は、これを一括して同一奏抄に附して上奏した。これを團甲又は團奏と稱したのである。團奏といふ語は唐會要七選部下選限、

南選附甲の條に多く見受けられる所で、附甲の條に

開元二年二月勅、諸色出身人、銓試訖、應當選者、當年當色各爲一甲團奏、給告牒、過百人已上分、不滿五人、附入甲、

とあるやうに、同類の者を一括して一甲と爲し上奏するを團奏といつた。この場合の甲とは團奏する場合の擬官の奏抄を指すやうである。甲は中書省・門下省及び吏部に各、甲庫を設けて保管した。これを三庫といつた。而して一甲に附して團奏さるる者の中で首に擧げらるる者を甲頭といつたのであらう。職事官ばかりでなく、散官や勳を授くる場合も同様であつた。これは六品以下の官・勳を授くる場合に就て云つたのであるが、五品以上の官・勳を授くる冊授・制授・勅授は中書門下即ち宰司に於いて擬官奏聞することになつてをるが、この場合も同類を一甲として團奏することは同様であつたらしい。燉煌發見の公式令殘卷を見ると、制授告身式に「若制授人數多者、並於制書之前、名歷名件授」の注記があり、又團奏の手續によつて授けられた制授告身すら發見されてをる。大谷探檢隊が吐魯番より發見せる開元四年の李慈藝告身がそれである。沙州文錄附録によつてその文を擧ぐれば

瀚海軍破河西陳白澗陣土山陣五里墩陣東胡祇陣等總六陣准開元三年三月二十二日敕並于憑洛城與賊戰鬥先後敍功六陣比類府城及論臺等功人敍勳則令遞減望各酬勳拾轉

白丁西州李慈藝 高昌縣

再び燉煌戸籍殘卷について

右可上護軍

黃門涇州梁大欽等十四人

並戰若風馳捷如河決宜加朝獎俾峻戎班可依前件主者施行

開元四年正月六日

兵部尙書並紫微令上柱國梁國公臣姚崇宣「銀青光祿大夫行紫微侍郎上柱國臣蘇頌奉」朝散大夫行紫微
舍人上柱國 王邱行尙書司之印

これは瀚海軍が六陣を破りたる功に據り梁大欽等十四人に勳拾轉に當る上護軍（比正三品）を制授したる時に十四人の中の李慈藝に授けた告身であるが、王國維氏はこれに跋して「此紙出西州、爲慈藝鄉里、蓋卽慈藝所得告身、而梁大欽等十四人則與之同甲受勳者、故十三人姓名並不見告身中也」と云へる如く、この告身は團甲の實例と見てよからう。この場合の甲頭は梁大欽であつて、若し李慈藝の戸籍を作製する場合は、上護軍の下に「開元四年正月六日授甲頭梁大欽」と注したことであらう。そこで戸籍殘簡に立ち還つて戸主白樹合の場合を見ると、故父阿通の蔭によつて聖曆元年二月廿二日に勳七轉の輕車都尉（比從四品）を授けられたが、これは甲頭汜玄貞以下若干人と一甲を爲して團奏された結果であるから、「聖曆元年二月廿二日授甲頭汜玄貞」と注記したのである。第二に那波學士の所謂（戊）燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍に就ても重要な異同が一箇所ある。それは

女 王王 載染歲 小女空

亡兄妻張 載陸拾陸歲 老寡空

奴 果果 載肆拾玖歲 中空

とある「奴」の字に就てである。仁井田學士はこれを奴婢附籍の一例として採り上げられたが、さすがに「奴」の字には疑を挟み「然し中女であるならば婢とすべきかと思ふ。尙、「奴」を女の誤とすれば、これを奴婢の戸籍の例とはなし得ない。」と云つてをられる。そこで私の手録を検すると「奴」は「妹」とある。「奴」と寫されたのは那波氏の誤讀か、若くは活字の誤植であらう。しかし奴婢の戸籍を主の戸籍に附載したことは、沙州文錄補所收の大英博物館所藏沙州燉煌縣泉鄉宜禾里大曆四年籍にその實例を見るのみならず、大谷教授の調査されし伯林翰林院所藏の吐魯番出土の戸籍斷片にもその例があるから、疑念を挟む餘地はない。

第三に那波氏が（己）と番號して擧げられた長卷子の燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍に就いても、原文書に一二箇處關脫のあることを指摘しておきたい。この戸籍には原來誤謬の多いことは既に仁井田學士や鈴木學士も指摘してをらるるが、例へば戸主杜懷奉の戸の給田の條を見ると、那波學士の發表された文に従へば次の様になつてをる。

合應受田參拾參頃貳拾伍畝 <small>柒拾捌畝已受 卅二頃卅七畝未受</small>	六十畝永業	十六畝口分	二畝居住園宅
一段壹畝永業	城西十里高渠	東杜懷忠	西趙觀
一段參畝永業	城西十里高渠	東自田	西唐達
			南渠
			北懷

再び燉煌戸籍殘卷について

一段陸畝永業	城西十里高渠	東渠	西孫感德	南杜忠	北渠
一段捌畝永業	城西十里高渠	東渠	西自田	南渠	北懷
一段捌畝永業	城西十里高渠	東渠	西自田	南自田	北唐師奴
一段參畝永業	城西十里高渠	東董保仁	西渠	南曹託	北渠
一段柒畝永業	城西十里胡渠	東厝	西岸	南路	北唐行感
一段參畝永業	城西十里高渠	東常保住	西渠	南孫楚賓	北常住
一段伍畝永業	城西七里陰安渠	東善護	西張奴子	南沙	北渠
一段柒畝永業	城西七里高渠	東渠	西渠	南渠	北曹瑀
一段肆畝永業	城西七里高渠	東渠	西渠	南自田	北曹瑀
一段壹畝永業	城西七里孟授渠	東石	西河	南渠	北河
一段拾柒畝 <small>一畝永業 十六畝口分</small>	城西七里員仁高渠	東任義	西路	南渠	北渠
一段貳畝居住園宅					

この戸主杜懷奉の戸の受田額を戸口數に據つて計算してみると三十四頃二十四畝となり、「合應受田參拾參頃貳拾伍畝」と合はぬが、そのみではなく、合應受田の下の注記には已受の永業を六十畝と記してをるに拘らず、土地の區劃を記してある處の永業田の總計は五十七畝であつて、三畝の不足を生ずる。後の點に就て鈴木學士は

「それは一段參畝永業云々の一行が脱落したのではあるまいかと考へられる」と推測されたが、私もこれに同意したい。その理由を明示しよう。那波學士の指摘されたやうに、この天寶六載籍に於いては紙幅一枚分は本文十四行より成つてをり、十四行目毎に「燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍」といふ紙縫の柱書が来る。而るに戸主杜懷奉の戸を見ると、亡兄男崇賓の次に柱書があるから、次の亡兄妻張から十四行を數へると、一段參畝永業と一段柒畝永業との間が紙縫部に當り、こゝに柱書がなければならぬが、那波學士の發表された文にはそこに柱書も何も見えてゐない。しかるに私の手録を検してみると、果してこの部分に紙縫が記入されてをるが、その紙縫部は

一段參畝永業	城西十里高渠	東董保仁	西渠	南曹託	北渠
--------	--------	------	----	-----	----

(柒)畝永業 城西十里胡渠 東厝 西岸 南路 北唐行感

の如く、柱書がないのみならず、元來兩紙に跨つて押捺さる可き「燉煌縣之印」なる朱印五顆が前紙に半を見せてをるに過ぎない。これは確かにこの紙縫が原形のまゝでないことを示すものである。而もその次の紙縫はどうかといふに、一段(柒)畝から十四行目ではなく十三行を數へた次に紙縫の柱書がある。この紙幅に於て一行の關係あることはこれによつて明瞭である。思ふに、一段參畝と一段(柒)畝との間の紙縫部が斷爛したのを後から繕ぎ合した際に、柱書と後紙の最初の一行とを損失したものに相違ない。故に紙縫柱書の次、一段(柒)畝永業の前には

「一段參畝永業云々」の一行が有つたものと思ふ。それではこの天寶六載籍に於ける戸主青懷瑀の戸に於ける合應受田額の闕脱も同様に説明されないであらうか。先づ那波學士の發表されし所に従つて闕脱の部分を掲げると、

女 紹介 載壹拾壹歲 小女空

燉煌郡 燉煌縣 龍勒鄉 都鄉里 天寶六載籍

一段壹畝口分 城西七里陰安渠 東坑 西渠 南渠 北張慶

となつてをり、どうしてもこの紙縫柱書の前か後に合應受田云々の一行が無ければならぬ筈である。かゝる重要な闕脱が紙縫部に存することに注意されたい。さて私の手録を見ると、この紙縫には柱書がない。それから大谷教授の撮られた寫眞に従つて再檢したがやはり柱書はなく、而もこの紙縫部は他の紙縫部に比して甚だ狭く、前紙の最後の行と後紙の最初の行とが著しく接近してをり、この紙縫が原形のまゝでなく後から縫ぎ合はせた形跡の歴然たるものがある。しかしこの紙縫からその前後の紙縫に至る間に記されてをる本文の行數を調べてみると、いづれも十四行であるから、前の戸主杜懷奉の戸に於けるが如く一二行の闕脱があつたとは思へぬ。どうしてもこの紙縫部に於いて紙一二枚の脱落がなければならぬと思ふ。若しこの私の想像が許されるならば、一段壹畝口分以下の已受田の區劃を記した部分は戸主青懷瑀の戸に屬するものでなく、闕脱せる別の戸の文であるかも知れぬ。いづれにしても本文十五行以上の闕脱がありとすれば、鈴木學士が苦心してこの戸の給田關係を解釋せむとされた折角の努力も徒勞であつたといはねばならぬ。

三

燉煌戸籍殘簡の形式に就ては仁井田學士の所説があり、戸口の籍と田宅の籍とが戸籍の主要素を成してをることを明かにされた。しかし大曆四年及びそれ以前の戸籍と唐末大順二年籍との間には、著しい形式の變化が認められる。それは戸口の籍の記載が目立つて簡略になつて來たことである。田宅の籍を記した部分に於ても、大順二年籍は、均田法廢棄後のこととて、永業口分の別も已受未受の別も記されなくなつてはゐるが、それでも最初に都受田額を掲げ、次にその田の所在地や一區劃毎の畝數及び四至を詳細に記入してをる點は大曆四年以前の戸籍と變らないが、戸口の籍を記した部分は、戸主の姓名・年齢と家族の名・年齢及び戸主との續柄を記載するに止まり、丁中の別も九等の戸等別も課戸不課戸の別も記されてをらぬ。那波學士紹介の(庚)年時不詳籍の形式も大順二年籍と同様であつて、私もこれは唐代末期に屬するものと思ふ。かくの如き變化が戸籍の形式に現れて來たのは、仁井田學士の云はるる如く「田制稅制の變化した時代の反映に外ならない」。

宋代の戸籍として今日知られてをるものは、燉煌石室より發見された所の雍熙二年と至道元年とに屬する戸籍殘簡二種に過ぎない。共に宋初の太宗の世に屬するものであるが、雍熙二年籍とそれから僅か十一年後の至道元年籍との間に重要な形式の變化が生じたことは注目に値する。沙州文錄補に據れば、雍熙二年籍は大順二年籍

とほほその形式を同じくするも、戸口の籍は大順二年籍に於けるよりも一層簡略となり、ただ戸主の姓名と家族の名及び戸主との續柄を記すに止り、年齢の注記を省略してをるが、次の至道元年籍になると、ただ戸主の姓名を記すのみにて、戸口の名すらも記入せざるに至つてをる。仁井田學士は「この至道元年籍には戸主の姓名のみ記され家族の名は見えず、一見身分關係を登録した戸籍とは思はれないが、これと同形式の雍熙二年籍には家族の名及び戸主との續柄も見えてゐるから、この至道元年籍の戸主には偶々家族がなかつたものとも解し得る。姑く記して後考に備ふ」といふ疑を存してをらるるが、これは同學士が至道元年籍に就てはただその一部分しか見てをられなかつた爲めであつて、英佛兩國にある二斷簡の全部を見れば、至道元年籍の戸主には偶々家族がなかつた結果とは到底解釋されない。いふ迄もなく家族の名及び戸主との續柄は記入をわざと省略したものである。これは極めて重大なる變化であつて、こゝに至つて戸籍の本質的要素たる戸口の籍は全く影をひそめ、もはや戸籍たる形式を失ひ、地籍とも云ふべき形態を取るに至つたのである。かくの如く戸籍が次第に地籍に變り行く過程は燉煌戸籍殘簡が如實に之を示してをる。

唐の均田租庸調法の行はれた時代には、毎年計帳を作り、三年毎に戸籍を作るだけで事足りたやうである。しかるに均田法の廢滅、兩税法の創定は造籍法にも影響せざるを得なかつた。かくして宋代には多種多様の簿籍が作られるやうになつたが、それらは多く唐代の戸籍・計帳に含まれてゐた要素が分化發展して獨立の形態を成すに至つたものと見られる。例へば唐代の戸籍に記入されてゐた戸等の籍が獨立して五等丁産簿の如きものとなり、

丁中の別を記した部分が分れて丁口帳・丁口簿となり、唐の計帳に記入されてゐた賦課の籍が獨立の二稅簿となつたやうに、唐の戸籍に記入されてゐた田宅の籍も、宋になつてから戸籍より分れて、砧基簿・魚鱗圖冊の如き圖と記とより成る純然たる土地臺帳が生れた。燉煌石室發見の至道元年籍は、戸籍より土地臺帳が將に分化せんとする轉換期に立つものにして、宋代以後の土地臺帳の原始的形態を窺ふに足る貴重なる資料と云はねばならぬ。

- (一) 萬斯年氏譯「燉煌戸籍殘簡考」國立北平圖書館 館刊八卷三號
- (二) 幅十六裡、長九裡の零細なる斷簡であつて、スタイン蒐集品第六〇九〇號のものである。その全文は

段陸拾	城渠	東
壹段貳	畝永業 部田	城東貳拾里柳中縣
壹段參	畝永業 潢田	城東肆拾里柳中縣

柳中縣の位置は吐魯番の東方ルクチンに比定されてをる。それから燉煌戸籍殘簡には見えない部田・潢田といふ語の現れてをることは注意すべきである。

- (三) 沙州文錄補、觀堂集林卷二十一。
- (四) 內藤學士「唐の三省」史林第十五卷第四號 同學士「燉煌出土の唐騎都尉秦元告身」東方學報東京 第三冊 を参照。
- (五) 觀堂集林卷十七。
- (六) 仁井田學士「燉煌等發見唐宋戸籍の研究」國家學會雜誌第四十八卷第七號
- (七) 鈴木學士「燉煌發見唐代戸籍と均田制」史學雜誌第四十七卷第七號

とほぼその形式を同じくするも、戸口の籍は大順二年籍に於けるよりも一層簡略となり、ただ戸主の姓名と家族の名及び戸主との續柄を記すに止り、年齢の注記を省略してをるが、次の至道元年籍になると、ただ戸主の姓名を記すのみにて、戸口の名すらも記入せざるに至つてをる。仁井田學士は「この至道元年籍には戸主の姓名のみ記され家族の名は見えず、一見身分關係を登録した戸籍とは思はれないが、これと同形式の雍熙二年籍には家族の名及び戸主との續柄も見えてゐるから、この至道元年籍の戸主には偶々、家族がなかつたものとも解し得る。姑く記して後考に備ふ」といふ疑を存してをらるるが、これは同學士が至道元年籍に就てはただその一部分しか見てをられなかつた爲めであつて、英佛兩國にある二斷簡の全部を見れば、至道元年籍の戸主には偶々、家族がなかつた結果とは到底解釋されない。いふ迄もなく家族の名及び戸主との續柄は記入をわざと省略したものである。これは極めて重大なる變化であつて、こゝに至つて戸籍の本質的要素たる戸口の籍は全く影をひそめ、もはや戸籍たる形式を失ひ、地籍とも云ふべき形態を取るに至つたのである。かくの如く戸籍が次第に地籍に變り行く過程は燉煌戸籍殘簡が如實に之を示してをる。

唐の均田庸調法の行はれた時代には、毎年計帳を作り、三年毎に戸籍を作るだけで事足りたやうである。しかるに均田法の廢滅、兩税法の創定は造籍法にも影響せざるを得なかつた。かくして宋代には多種多様の簿籍が作られるやうになつたが、それらは多く唐代の戸籍・計帳に含まれてゐた要素が分化發展して獨立の形態を成すに至つたものと見られる。例へば唐代の戸籍に記入されてゐた戸等の籍が獨立して五等丁産簿の如きものとなり、

丁中の別を記した部分が分れて丁口帳・丁口簿となり、唐の計帳に記入されてゐた賦課の籍が獨立の二稅簿となつたやうに、唐の戸籍に記入されてゐた田宅の籍も、宋になつてから戸籍より分れて、砧基簿・魚鱗圖冊の如き圖と記とより成る純然たる土地臺帳が生れた。燉煌石室發見の至道元年籍は、戸籍より土地臺帳が將に分化せんとする轉換期に立つものにして、宋代以後の土地臺帳の原始的形態を窺ふに足る貴重なる資料と云はねばならぬ。

- (一) 萬斯年氏譯「燉煌戸籍殘簡考」國立北平圖書館 館刊八卷三號
- (二) 幅十六種、長九種の零細なる斷簡であつて、スタイン蒐集品第六〇九〇號のものである。その全文は

段陸拾	城渠	東
壹段貳	畝永業 部田	城東貳拾里柳中縣
壹段參	畝永業 潢田	城東肆拾里柳中縣

柳中縣の位置は吐魯番の東方ルクチンに比定されてをる。それから燉煌戸籍殘簡には見えない部田・潢田といふ語の現れてをることは注意すべきである。

- (三) 沙州文錄補、觀堂集林卷二十一。
- (四) 内藤學士「唐の三省」史林第十五卷第四號 同學士「燉煌出土の唐騎都尉秦元告身」東方學報東京 都第三册を参照。
- (五) 觀堂集林卷十七。
- (六) 仁井田學士「燉煌等發見唐宋戸籍の研究」國家學會雜誌第四十八卷第七號
- (七) 鈴木學士「燉煌發見唐代戸籍と均田制」史學雜誌第四十七卷第七號

再び燉煌戸籍殘卷について

再び敦煌戸籍殘卷について

(八) 仁井田學士前掲論文。

(九) 仁井田學士「支那の土地臺帳魚鱗圖冊の史的研究」東方學報東京第六冊服部先生古稀祝賀記念別刷

二九〇

—昭和十二年三月稿—

(昭和十二年八月、東洋學報二四ノ四)

支那西陲出土の契

一 唐宋時代の契制

今こゝにいふ契とは、賣買典質貸借雇傭等に關する契約證書である。この種の契をまた券とも稱し、或は兩者を熟して契券ともいつた。券と契とは既に漢代から混用されて來たが古くは券の字を多く用ゐたやうであり、唐宋頃から以後は主として契の字を使用するに至つてをる。

支那に於ては、古く先秦の世から、賣買貸借等の契約に證書を立つる慣習があつた。周禮天官小宰の條には

以官府之八成、經邦治、……四曰聽稱責以傳別、……六曰聽取予以書契、七曰聽賣買以質劑、

と、稱責には傳別を、取予には書契を賣買には質劑を立つることになつてをる。後漢の鄭玄の解釋を綜して考ふるに傳別も書契も質劑も共に漢の券書に相當する文書であり、いづれも中央より二分して兩當事者に於て各一片を持し、これを合して眞偽を證するものであつたやうである。左券・右券といふ語が屢々古書に現れてゐるが、

これは恐らくこの種の文書を指したものと解される。利息附消費貸借にかゝる券書の使用された實例としては、例の史記卷七十五孟嘗君列傳の、孟嘗君が薛に錢を貸し、馮驩をして利息を徴收せしめし條に

馮驩曰諾、辭行至薛、召取孟嘗君錢者、皆會、得息錢十萬、乃多釀酒買肥牛、召諸取錢者、能與息者皆來、不能與息者亦來、皆持取錢之券書合之、齊爲會日、殺牛置酒、酒酣、乃持券如前合之、(下略)

とあるを指摘することが出来る。この場合の券書は周禮の傳別に相當するものにして、傳別の如く兩分して貸主と借主と各、その一を持ち、之を合して眞偽を驗したもののやうである。この制の趣意は、後世の合同契に於てこれを見ることが出来る。合同契とは、契約證書を二通作成し、兩當事者に於て各、一通づつを所持し、これを合同して驗とするものであつて、羅振玉氏の地券徵存によれば、五代南漢の大寶五年馬氏買地券を刻した石の上側には「合同地券□□□」の七半字が刻されてゐるといひ、宋代にもかゝる合同契の行はれたことは、靜嘉堂文庫珍藏に掛る宋の名公書判清明集に

在法、典田宅者、皆爲合同契、錢業主各取其一、此天下通行、常人所共曉、

とあるによつて知り得られるし、元代に合同契の行はれた徵證としては、通制條格卷第十六田令典賣田產條例

大德十年五月、中書省御史臺呈、……禮部議得、典質地產、即係活業、若一面收執文約、或年深、迷失改作賣契、或昏昧條段間座、多致爭訟、以此參詳、今後質典交易、除依例給據外、須要寫立合同文契貳紙、各各畫字、赴務投稅、典主收執正契、業主收執合同、雖年深、憑契收贖、庶革僥倖爭訟之弊、都省准呈、

とあるを擧げることが出来る。合同契はその後の明清時代にも行はれた。しかし契約證書は、ただ一通これを作

成し、當事者の一方から相手方に引渡すを普通とした。唐宋時代に於いても恐らくさうであつたらうと思はれる。

清朝時代には、不動産の賣買に對して立てる契に、白契と紅契との二種があつた。白契は私契ともいひ、當事者が作成する契約證書である。之に對する紅契とは、官契・印契などと呼ばれ、所轄官廳より作成發給する書類であり、普通は官に於て印刷せる用紙に所定事項を記入し朱印を捺して發給した。不動産の賣買には、先づ賣主に於いて白契を作成して相手方に交付し、買主はこの受けたる白契を所轄官廳に提出し、所定の契稅を納入して紅契の下附を請ふを要した。これは清朝時代に於ける契制の概略であり、時に多少の變更は免れなかつた。

かくの如き契稅の制は、既に元明時代にも行はれ、不動産の賣買のみならず典質にも契稅が課せられた。更に溯つて宋代にもほぼ同様の制が存在したことは、人のよく知る所であり、本論に於いてはこれを詳論する餘白も與えられてゐないから、今はその概略を述ぶるに止めねばならぬ。宋代にも契に私契と官契との區別があり、官契の下附を請ふに契稅の納入を要したことは清代と同様である。私契を宋代に於いても亦白契と呼んだ。宋の李心傳の建炎以來朝野雜記甲集卷十財賦二田契錢の條に

大率民間市田百千、則輸於官者十千七百有奇、而請買契紙賄賂胥吏之費不與、由是人多憚費、隱不告官、謂之白契、

とある如く、白契とは未だ官に申告投稅せざるものをいつた。既に投稅して官より發給されたる契を官契又は印

契と稱してをる。宋の馬端臨の文獻通考^{卷十}征權考六雜征斂の條に

(淳熙)七年臣僚言、民間典賣田産、必使之請官契輸稅錢、其意不徒利也、

とあるは官契と稱した一例である。印契といふ語は宋會要・文獻通考等に盛に使用されてをるが、いづれも、

「契に印す」と讀むべきものであつて、これを名詞に使用した適例は見出されないが、宋史^{卷四百六十八}宦者傳の楊戩の傳に

凡民間美田、使他人投牒告陳、皆指爲天荒、雖執印券、皆不省、

と「印券」といふ名詞が使用されてをるから、印契を名詞に用ふることも有つたらうと推測される。私は未だ官契を清代の如く紅契と呼んだ例を宋代に見出し得ないが、宋會要食貨三十五に

(乾道七年)十一月六日、臣僚言、比年以來、富家大室、典賣田宅、多不以時稅契、有司欲爲過割、無繇稽察

……乞詔有司、應民間交易、並先次令過割而後稅契、凡進産之家、限十日內、繳連小契自陳、令本縣取索兩

家碇基赤契、并以三色官簿、係是夏稅簿秋苗簿物力簿、卻徑自本縣就、令本縣主簿對行批鑿、如不先經過割、

即不許人戶投稅、仍以牙契一司、專隸主簿廳、庶幾事權歸一、稽察易見、(下略)

とある所の「赤契」といふ語が紅契に當るのではないかと、私は疑ふものである。この上言は文獻通考^{卷十}征權考六にも略載されてをるが、やはりそれも赤契となつてをる。過割とは納稅者の名義書換を行ふをいふ。碇基簿とは、南宋の紹興十二年に、兩浙轉運副使李椿年の上言に従つて、各戸をして作成提出せしめた所の土地簿であ

り、その概要は文獻通考にも記載されてをるが、詳細は宋會要食貨六經界の條に載せられてをる李椿年の上言に就て見るがよい。それによると、先づ官民戸をしてその所有田の「田形・坵段」を畫き「畝步・四至・元典賣・或係租産」を記載せしめ、每郷これを纏めて碇基簿を作成して藏せしめ、別に三本を作成し、一本は縣に、一本は州に、一本は轉運司に納め、毎三年に新簿を作つて舊簿と替へしめたもので、その上言の中に

日前所有田産、雖有契書、而不上今來碇基簿者、並拘入官、今後遇有將産典賣、兩家各齎碇基簿及契書、赴縣對行批鑿、如不將兩家簿對行批鑿、雖有契帖干照、並不理爲交易、

と見えてをる。前掲の宋會要の文が、この李椿年の上言の文と相照應するものであることは、一見して明瞭であるから、「碇基赤契」は「碇基簿・赤契」の義に解す可きものである。李椿年の上言に見ゆる契書が私契か官契か、文面にては明瞭を缺くも、宋會要の文にては、小契とあるは恐らく私契であらうが、私契には既に白契といふ語が有るから、白契とは全く反對の概念を想起せしむる赤契といふ語がまた私契を指してをるとは考へ難い。赤契が私契(白契)でないとするれば、それは官契(清代の紅契)でなければならぬが、この赤契は投稅に先立つて調査さるべきものであるから、恐らく賣主・質入主が先に官より下附を受けし舊官契を指したものと考へられる。清代の制度にては、所有權移轉の場合には必ず自己名義の紅白契及び従前の所有紅白契を一括交附すべき習慣となつてをり、新契(本身契・現手契・貼身契)に對してこれを老契(上手契・上手老契)と呼んだ。この赤契も過割に際して舊所有者より新所有者に引渡されたものかと想像される。要するに前掲の宋會要の文は、田の交

易即ち典賣には、進産之家即ち新所有者・占有主をして十日以内に私契を添附して之を官に申告せしめ、官は兩事者の砧基簿及び舊官契を調査し、夏稅簿・秋苗簿・物力簿をも参照し、現實に過割の行はれたるや否やを確かめ、而して後に投稅を許して新官契を發給せよといふ意味に解さる可きものと思ふ。

宋代に於いても、官契は官に於いて印刷したる紙を用ゐ、之に官印を押捺して下附した。從來契紙印造の權は縣官に在つたが、南宋の紹興五年三月二十日の兩浙轉運副使吳革の言に従つて、諸州通判をして厚紙を用ゐて印造せしめ、千字文を以て號と爲し、毎月これを諸縣に給付し縣官をして民に發給せしめることに改められた。^(五)次で乾道六年十二月十一日の勅によつて、契紙は提舉司をして印造せしめることとなつたが、同七年七月二十八日の戸部尙書會懷の上言に従つて、舊に依り諸州の通判をして印造しめ、毎季に屬縣に給下し縣丞をして發給せしめることとした。^(六)

宋も亦た官契の下附に對して稅錢を納入せしめた。これを牙契稅錢・牙契錢・牙稅・契稅などと稱した。契稅の額は時と共に増加の傾向を辿つた。初は毎千字文に對して四十文に過ぎなかつたが、北宋末には六十文に増され、南宋に入つてからは一百文に定つた。^(七)南宋時代にはこの正稅の外に勘合錢・頭子錢等の附加稅が徵收されて、その稅額は相當に重い負擔となつた。従つて申告を怠つて契錢を忌避する者が多くなり、朝廷はその取締に腐心した。元來契稅の納入に對しては法定期限があり、期限を經過したる者に對しては倍稅を課し、或は法によつて斷罪する定になつてゐた。文獻通考卷十九に

宋太祖開寶二年、始收民印契錢、令民典賣田宅、輸錢印契、稅契限兩月、

とあるによれば、宋初の稅限は兩月であつた。しかし北宋末頃にはこの規定を勵行することが出来なくなり、期限を經過して未だ投稅せざる者に對しては、屢、延期して自陳投稅せしめる方針を採つた。^(九)

宋は不動産のみならず主要なる動産の典賣に對しても契稅を課した。宋會要食貨十七商稅の條には

(淳化)五年五月詔曰……國朝之制、劉昂什器香藥賣貨羊豕、民間典賣莊田店宅馬牛驢羸橐駝及商人販茶皆算、
とあつて、宋初には田宅の外に馬牛等の家畜の典賣に、契稅を課したことが判り、宋史食貨志商稅の條には^(文獻通考卷十四にも載せらる)

大觀元年、凡典買牛畜舟車之類、未印契者、更期以百日、免倍稅、

とあつて、北宋末頃には家畜の外に舟車に對しても契稅を課するに至つてをる。南宋に入つても田宅舟船驢馬に契稅を課したが、^(一〇)孝宗淳熙六年に至つて、重修淳熙法より驢駝馬船契書收稅の一條を刪去せしめたと見えてをる。^(一一)

溯つて五代の世に於ける契稅の制は如何といふに、冊府元龜^{卷五}邦計部二十二關市の條を見れば、

(後唐明宗天成)四年七月、兵部員外郎趙燕奏、切見京城人買賣莊宅、官中印契、每貫抽稅契錢二十文、共市牙人、每貫收錢一百文、甚苦貧民、請行條理、從之、

といふ記載に接することが出来、莊宅の買賣に百分の二の契稅を徵收して印契を行つたことが知られるし、同書^{卷六百十三}定律令の條に載する後周廣順二年十二月開封府の奏文には

其有典質倚當物業、仰官牙人業主及四鄰人、同署文契、委不是會將物業、已經別處重疊倚當、及虛指他人物業、印稅之時、于稅務內、納契日(五代會要作白)一本、務司點檢須有官牙人鄰人押署處、及委不是重疊倚當錢物、方得與印、

と(C11)ひ、物業(主として莊宅)の典質倚當に際しても、契白(恐らく白契の義)一本を官に納れしめ、官はこれを點檢して印を與へたことが明知される。

更に溯つて唐代に眼を轉ずるに、不幸にして吾々は未だ契稅を徴したといふ明證に接し得ないが、私契と官契との區別が既に存在したことに對しては、疑を挾む餘地がない。私契といふ語は唐律疏議にも、宋刑統雜律卷二十六所載の雜令にも、又新疆省出土の唐代の契にも見出されるが、私は官契といふ用例を未だ檢出することが出来ない。しかし唐律疏議卷二十六雜律上を見ると

諸買奴婢馬牛驢驘、已過價、不立市券、過三日笞三十、賣者減一等、立券之後、有舊病者、三日內聽悔、無病欺者、市如法、違者笞四十、

とある條の疏議に

買奴婢馬牛驢驘等、依令、並立市券、……若有疾欺不受悔者、亦笞四十、令無私契之文、不準私券之限、と見えてをるから、奴婢馬牛驢驘等の賣買に立つるを要する所の市券が私契に非ざることは明白であるが、更に大唐六典卷十二京都諸市令には

凡賣買奴婢牛馬、用本司本部公驗、以立券、

と、奴婢牛馬の賣買に立つる市券は本司本部の公驗を用ふるを要すと記してをり、その市券が市司より發給さる可きことは、唐の雜律の

即賣買已訖、而市司不時過券者、一日笞三十、一日加一等、罪止杖一百、
の文によつて明白であり、更にまた唐大詔令集卷五所載の改元天復赦に

舊格、買賣奴婢、皆須兩市署出公券、仍經本縣長吏、引檢正身、謂之過賤、

と見えてをり、奴婢の買賣には兩市署より公券を出すと、市券を「公券」と明記してをる以上、市券が官契であつたことは疑ふ餘地もない。但し官契の發給に契稅を徴したりや否やは未だ詳でないが、しかし隋書食貨志に

晉自過江、凡貨賣奴婢馬牛田宅、有文券、率錢一萬、輸估四百入官、賣者三百、買者一百、無文券者、隨物所堪、亦百分收四、名爲散估、歷宋齊梁陳、如此以爲常、

と、既に東晉以來江南に於いては散估と稱する稅法が行はれ、奴婢馬牛田宅の賣買には券を立て、券額一萬に對して四百(百分の四)の稅を徴したことは、よく人の知る所であり、文獻通考の撰者馬端臨も「稅契始於東晉、歷代相承、史文簡略、不能盡考」(文獻通考卷十九)と、これを契稅の起原と考へてをり、契稅の淵源の甚だ遠きことを知るに足る。

(一) 仁井田學士「清明集戶婚門の研究」(東方學報東京第四冊頁一二七)所引。

(二) 匄齋藏石記卷四十四所載の明の隆慶二年買墓地券が合同契になつてをる。同一券文が各々左右二石に刻され、一石は左より一石は右より書き始められ、券文の前に「合同」と兩石に跨つて半分づつ刻され、二石を合すれば合同の二字が成立するやうに出来てゐる。清代にも合同契の行はれたことは、趙翼の陔餘叢考卷三十三合同に「今俗作契券、有所謂合同者、以兩紙尾相並、共寫合同二字於其上、而各執其一、以爲驗、蓋本古法也」とあるによつて知られる。

(三) 滿鐵經濟資料第八七編「華北地券(契)制度の研究」。臨時臺灣編纂部 調查第一報報告「清國行政法」第六卷契稅の條等を参照。

(四) 清代には小契に少くも二様の用例があつた。(イ)契價の多寡によつて契を小中大の三種に分類し、三十元以上二百元未満を小契といふ。(ロ)宣統年間の買契投稅章程に「小契即未粘有司印契尾之契」とあり、舊官契を有するも新章程による契尾の下附を受けてゐないものを小契といつた。(「華北地券(契)制度の研究」八八頁)

(五) 宋會要食貨三十五。文獻通考卷十九征權考六雜征斂。

(六) 宋會要食貨三十五。

(七) 契稅額に就ては、文獻通考卷十九、建炎以來朝野雜記甲集卷十五、續資治通鑑長編拾補卷四十四、吹劍錄外集等を見るがよい。契稅額を每貫四十文と定めた年を、文獻通考は北宋仁宗慶曆四年十一月とし、建炎以來朝野雜記は仁宗嘉祐五年二月とする。増して六十文とした年は、朝野雜記には徽宗宣和四年六月と記されてをる。契稅を一百文と定めたのは、朝野雜記によれば南宋高宗紹興五年四月である。

(八) 勘合錢に就ては、宋會要食貨三十五に、紹興五年三月四日の記事に續いて「於是戶部言、乞將人戶典賣田業計價、每貫收納得產人勘合錢一十文足、從之」とあり、文獻通考卷十九にも「紹興五年三月勅、每貫勘得產人合同錢一十文、入總制名起發」とある朝野雜記によれば、紹興十七年四月には更に三文を加へてをる。頭子錢に就ては、宋會

要食貨三十五所載の乾道七年七月二十八日戶部尙書曾懷の上言に「一、人戶投納契稅契錢、每交易一貫、納正稅錢一百文并頭子等錢二十一文二分」と見えてをる。又同書所載の乾道九年三月二十五日淮南運判馮忠嘉の上言に、「契勘人戶典賣田宅、合納牙稅契紙本錢勘合朱墨頭子錢、訪聞州縣巧作名目、又有朱墨錢用印錢得產人錢」とあるによつて、附加稅目の如何に多かつたかが想像されよう。

(九) 文獻通考卷十四征權商に「徽宗大觀元年、凡典買牛畜舟車之類、未印契者、更期以百日、免倍稅、建中靖國初有此令、至是錮之」とあるを初として、南宋に至つてこの種の詔勅が頻々と發せられたことは、宋會要や文獻通考によつて知り得られる。

(十) 宋會要食貨三十五所載の紹興十五年十年三日戶部言、乾道七年二月一日詔、同七年七月二十八日戶部尙書曾懷言を參照。

(十一) 文獻通考卷十九「乾道六年勅令所進呈重修淳熙法、上親筆圈記人戶內贖駝馬船契書收稅、諭輔臣曰、凡有此條、並令刪去、恐後世有算及舟車之言」。宋史食貨志上二にも載せられてをる。

(十二) 五代會要卷二十六市の條にも載せられてをるが、誤脱が多い。

二 新疆省及び燉煌發見の契

支那に於ける古い時代の契の形式を知らむとするものは、石・玉版・鉛版・軋などに刻されて残つてをる所の地券に先づその資料を求めらるであらう。地券は後漢の建初元年の會稽冢地刻石を最古として、殆ど歷朝のものが

発見されてをり、これによつて田の賣買に對する契約證書の書式の變遷を知ることが出来る。しかしそれらの地券はいづれも契文の模刻であつて、契そのものの遺物ではない。

それでは契の遺物として最古のものは何かと云へば、先づ新疆省各地に於いて發掘された唐代の契を挙げなければならぬ。西紀一八九八年に Macartney が和闐に於て土人の手より買上げた建中七年七月の借錢契⁽¹⁾を初として、西紀一九〇〇年冬には、*son* 探検隊が和闐の東北方 Dandir-ruig の古寺址から、大曆・同十七年・建中三年・同八年の紀年を有する契及び年時を缺損せる多くの斷片を發掘⁽²⁾し、次いで我が大谷伯探検隊も庫木吐喇・吐峪溝に於いて、大曆十六年の紀年ある契三通及び多數の斷片を發掘してをる⁽³⁾。これら新疆省發掘の年時を記する契は、悉く唐の代宗・德宗の年號を記してをるから、年時を損佚せる斷片も、恐らく同時代に屬するものと見て誤あるまい。

新疆省出土のものに比して、時代的にはやゝ下降するが、契の遺物が甘肅省の敦煌石室からも多數に發見されてをる。その大多數は、パリの *Bibliothèque Nationale* とロンドンの *British Museum* とに分藏されてをるが、羅振玉氏もその一通を獲て、還舍買契と題して之を沙州文錄補遺に收録してをる。パリに在るペリオ蒐集中に含まるる契の全體の數は不明であるが、その中の九通は、昨夏物故せる北京大學教授劉復氏が敦煌掇瑣中輯に收めて世に公にしてをり、私もパリ滞在中に十二通に達する契を抄録することが出来た。私の手録せるものの中七通は敦煌掇瑣にも漏れてをり、従つて未だ學界に公にされてゐないものである。ロンドンに在るスタイン蒐集の

敦煌文書は、尙ほ未整理の状態に在つて、その目錄すらも出来てゐないから、如何程の契がその中に含まれてをるか知るを得ないが、私が特に請うて謄寫を許されたるものにも六通を數へ、いづれも世に公表されてゐないものである。これらの契の中には、唐末の天復四年、後唐の龍德四年、宋初の淳化二年と、年號を有するものが三通あり、それ以外は年號を記してゐない。又別の一通には「參年丙辰歲十一月」と頭記されてをるが、三年にして丙辰に當る歲を唐・五代・宋に於て求むれば、唐末の昭宗乾寧三年若くは後周顯德三年のいづれかである。従つてこれら年號の記載ある契と書式や筆蹟の類似せる他の契が、唐末・五代及び宋初のものであらうといふ推定には、恐らく間違はあるまいと思ふ。

新疆省及び敦煌より發見されたる契は相當多數に上り、零碎なる斷片をも加ふれば、實に四十通にも及ばんとしてをる。これが唐・五代・宋初の契の研究に貴重なる資料たることは、敢へて言を俟たぬところであつて、既に昭和八年の史學會大會の東洋史部會に於て、仁井田學士は「西域出土の債權法史文書の研究」と題して、其迄に公表されたる契を材料としてこれが法制史的研究を發表された由にて、私は史學雜誌第四十四編第七號に於いてその概要を見るを得たが、その詳細は東洋學報誌上に發表を約束されながら、今に至るもその公表を見ないのは遺憾である。私がこの小論を書くに至つた動機は、主として同氏の研究に刺戟された結果であることを告白する。私は以下これらの契を契約の種類に従つて分類し、特に敦煌石室より發見されたる未公表の契を中心として筆を進めることとした。

(1) 貸借契約證書

(1) 借錢契 新疆省から發掘されたる契の大多數は借錢契であるが、燉煌文書からは未だ一通も發見されてをらぬ。借錢契に現はるる貸借は總て利息附消費貸借である。金錢の利息附消費貸借は、先秦以來行はれて來たが、唐宋時代には利息附金錢を息錢・子母錢などと呼んでゐる。金錢貸借に券又は契を立つる習慣も、古く先秦の世から存在したことは、前掲の史記孟嘗君列傳の記載によつても知り得られるが、唐代の事例を一つ舉ぐれば、舊唐書卷八十八孝友傳の崔衍の傳に

及倫(衍の父)卒、衍事李氏(衍の母)益謹、李氏所生子郎、每多取子母錢、使其主以契書徵負于衍、衍歲爲償之、故衍官至江州刺史、而妻子衣食無所餘、と見えてをる。

(2) 借絹(綾・褐)契 この種の契は新疆省からは一通も出土しない代りに、燉煌からは少くも十通から發見されてをり、その中の借絹契三通は既に燉煌掇瑣に收録されて世に公にされてをる。この外に私はパリにて借絹(綾)契五通、ロンドンにて借褐契二通を手録することが出來た。こゝには燉煌掇瑣未收の契のみを掲げることとする。

以下、□は原闕、?は判讀し難き文字、□内の文字は筆者の補填、右側「」内の文字は脱字、右側()内の文字は

誤字の訂正を示し、句讀は總て筆者の意を以て加ふる所、異字は煩を避けて總て改めた。

丙辰年三月廿三日、三界寺僧法寶、往於西州充使、(下闕)

遂於同寺法戒德面上、貸黃絲生絹壹疋、長肆拾尺(下闕)

玖寸、其絹梨頭立機壹疋、到日填還、若於限不還者、(下闕)

生利、若道上不平善者、并絹及利、壹仰口承人第(弟)(下闕)

取本絹、兩共對面平章爲第(定)、不許開(悔)、故立(下闕)

用爲後驗、押字爲第(定)

右は、パリ所藏のペリオ第三〇五一號のものにして、各行下端二三字を闕く。裏面に佛典を書し、その末尾に「維大周廣順參年癸丑歲肆月廿日三界寺禪僧法保手寫絕」の奥書を有してをるから、契に記されてをる丙辰はこれよりも以前にその比定年を求むべきものであつて、恐らく唐末の昭宗乾寧三年をこれに當つることが出來よう。燉煌寫經の裏面に書寫されたる文書は、一般に寫經よりは年代的には古い。それは公文書等の反古を利用して、その裏面に書いた關係からである。

辛丑年十月廿五日、賈彥昌緣往西州充使、遂

於龍興寺上座心善面上、貸生絹壹疋、長

參拾柒尺貳寸、幅壹尺捌寸、又貸帛?

支那西陲出土の契

綿綾壹疋、長貳丈參尺陸寸、幅壹尺玖寸半、自貸後、西州廻日、還利頭好立機兩疋、各長貳丈伍尺、若路上般次不善者、仰口承人弟彦祐、於尺數還本綾、本綿綾便休若[?]善到、利頭當日還納、本物限入後壹日還納、恐後無憑、故立此契、

貸物人買彦昌

口承人弟買彦祐

見人趙留住

右はペリオ第三四五三號のものにして、買彦昌の下には「彦昌」と署名されてをる。

辛丑年四月三日、立契押衙羅賢信、入奏充使、

欠關疋帛、遂於押衙范慶住面上、貸生絹

壹疋、長參丈玖尺、幅闊壹尺玖寸、其押衙

廻來之日、還納於尺數本利兩疋、若身東

西不善者、一仰口承弟兵馬使羅恒之預當、

恐後無憑、故立私契、

貸絹人押衙羅賢信

口承弟典馬使羅恒之

見人兵馬使何

送路玉[?]帶一呈油[?]二[?]

右はペリオ第三四五八號のものにして、羅賢信の下に花押、羅恒之の下に「之」の署名が見られる。

戊申年四月十六日、兵馬使徐留通、往於西州充使、所有

貨^{??}所事、兄弟三人、對面商儀、其留通覓官

職之時、招[?]座^(上座恩擇絹)上絹恩擇還納、更欠他[?]上

座絹價參疋半、或留通身東西、仰兄留慶

弟[?]達等二人面填還、更不許道說東西、恐後

無信、故立此契、同爲後定、

兄留慶

弟[?]達

見人弟留[?]

右はペリオ第三四七二號のものであり、各署名人の姓名の下に略花押が畫かれてをる。この契文は草體にて書かれてをり、私には解讀し難き文字が少くないのは遺憾であるが、熾煌瑣瑣に収録されてをるペリオ第三〇〇四號の契と相關連するところがあるから、参考の爲めにこれを左に引用しておく。(句讀は筆者これを加ふ)

乙巳年六月五日、立契龍興寺上座深善光、於？官中有恩擇涓(補)染疋、當便兵馬使徐留通、招將覓職、見便項(填)還得諸襍涓(補)價兩疋半、更殘肆疋半、涓諸襍？當更阻(填)五年項還者、其涓壹疋斷價貳拾貳碩、已來自後、更不許道？說多者、兩共面對平章、恐後無憑、故立此契、囑(押?)字爲定、

還涓人兵馬使徐留通知

還人徐留□同知

還涓人弟徐盈達知

見人索流住十

丁未年三月十三日、還得(價?)高三疋半麥粟拾碩、通、

署名人の下の知・十は花押であるといふ。二通共に借絹人は兵馬使徐留通である。契文には難解の句が多いが、乙巳年の契は兵馬使徐留通が官職を求むる資金として龍興寺上座深善光より絹七疋を借り、既に二疋半は返還せらるも、殘餘の四疋半は一疋穀物二十二石(數字に誤あるか)の割合を以て五年以内に返還することを約し、翌々丁未年には絹三疋半に相當する麥粟十石を返還せるもの如くである。戊申年の契はその翌年に立てられたるものにして、

その後更に龍興寺上座より借用せる絹三疋半を未だ返還せずして、徐留通は西州(新羅省吐魯番)に使用することとなるも若し留通が逃亡して歸らざる場合は兄弟二人が代償することを保證せるものと解される。

□□年六月十六日、立契兵馬使康員進、往於西州充使、欠少疋帛、

遂於兵馬使索兒、面上、貸生絹壹疋、長肆拾尺、幅闊壹尺

玖寸、其絹斷黨利頭、見還麥肆碩、其絹西州到來、限一月

填還、若於限不還者、便於鄉例生利、若身東不平(西)

善者、一仰口承人男員進面上取本絹、恐人無信、故勒

契、用爲後憑、押□字爲定、

右はペリオ第三五〇一號のものであり、契文の寫にして、その直前に後周顯德五年戊午年の康員進の牒が書寫されてをる。

己丑年十二月廿二日、龍家何願德、於南山買、欠(少)小褐、

遂於永安寺僧長千面上、貸出褐參段白褐壹段、

比至南山到來之日、還褐六段、若東西不平善者、

一仰口承弟定德丑子面上取本褐、若不還者、看

鄉原生利、恐人無信、故立此契、用爲後憑、

口承弟定德

口承丑子

取揭人何願德

右はロンドンに在るスタイン第四四五號のものにして、各署名人の姓名の下に略花押が畫かれてをる。

己丑年十二月廿二日、陳佛德、於僧長千面上、貸紅褐兩

段白褐壹段、比至三月十五日、着還出褐參段白褐壹

段、若於時限不還者、便看鄉原生利者、口承男丑

達、

右は前掲の契の末尾に書寫されし契文の寫である。

絹綾褐の消費貸借は多く利息附であるが、無利息のものが一通ある。それは燉煌撥瑣にも收められてをるペリオ第三一二四號の甲午年八月十八日「善子」の契にして、生絹二疋を貸りて、「其絹限至十一月填還」とあるのみにて、利息の契約がない。その他は悉く利息附であるが、その利息法は、ペリオ第三五〇一號に於ては、生絹一疋を貸りて、「其絹斷黨利頭、見還麥肆碩、其絹西州到來、限一月填還」と、利息として麥四石を先拂し、本絹は西州より歸着したる時に返還する契約となつてをり、スタイン第四四五號の何願德の契にては、出褐三段白褐一段に對して、南山より歸着したる日に本利合して褐六段を返還すといひ、次に書寫されてをる己丑年十二月

二十二日陳佛德の契にては、紅褐二段白褐一段を借りて、三月十五日に至る比に本利合して出褐三段白褐一段を返還すとなつてをる。その他の三通に見ゆる利息法は所謂倍稱の息であつて、ペリオ第三〇五一號にては、黃絲生絹一疋の元本に對して「其絹^利梨頭立機壹疋、到日填還」といひ、同第三四五三號にては、生絹一疋及び綿綾一疋の元本に對して「西州廻日、還利頭好立機兩疋、各長貳杖伍尺」といひ、同第三四五八號にては、生絹一疋の元本に對して「其押衙廻來之日、還納於尺數本利兩疋」と契約されてをる。利頭は利子を意味する。元本を二倍にして返還するといふ所謂倍稱の息が、此の種の貸借契約には普通であつたと思れる。

唐令にては、布帛の長濶を規定して「布帛皆濶尺八寸長四丈爲疋、布五丈爲^四端」といひ、短狹の布帛を造りて賣る者は杖六十の罪が雜律に規定されてゐた。^五宋は唐の律令を採用したから、この規定には變なかつたと思ふ。しかるに燉煌の契文に現れたる絹綾の長濶は、區々にして一定してゐない。前掲の契に就て見れば、ペリオ第三〇五一號には「黃絲生絹壹疋長肆拾尺幅壹尺玖寸」、同第三四五三號には「生絹壹疋長參拾柒尺貳寸幅壹尺捌寸」「帛[?]綿綾壹疋長貳杖參尺玖寸半」、同第三四五八號には「生絹壹疋長參杖玖尺幅壹尺玖寸」、同第三五〇一號には「生絹壹疋長肆拾尺幅壹尺玖寸」とあり、燉煌撥瑣所載のペリオ第三一二四號には「生絹壹疋長參丈捌尺五寸幅壹尺九寸」「生絹壹疋長參丈九尺幅壹尺九寸」と見えてをる。

(3) 借粟(麥)契 この種の契としては、スタイン探検隊が和闐近郊に於いて發掘したる借粟契一通と、ペリオ探検隊が燉煌にて獲たる借麥契一通とがある。前者は Ancient Khotan に、後者は燉煌撥瑣に掲載され

てをるから、それらに就て見られむことを希望する。

粟麥の貸借に對して契を立てた事例を二三、史籍から拾録して見ると、魏書卷四十七盧玄傳(北史卷三十三參照)に

義儋少時、幽州頻遭水旱、先有穀數萬石貸民、義儋以年穀不熟、乃燔其契、州閭悅其恩德、

とあり、隋書卷十七李士謙傳には

其後出粟數千石、以貸鄉人、值年穀不登、債家無以償、皆來致謝、士謙曰、吾家餘粟、本圖振贍、豈求利哉、於是悉召債家、爲設酒食、對之燔契曰、債了矣、幸勿爲念也、各令罷去、

と記載されてをる。

粟麥の利息附消費貸借に關する唐宋時代の法源を擧ぐれば、唐及び宋初の雜令には

諸以粟麥出舉、還爲粟麥者、任依私契、官不爲理、仍以一年爲斷、不得因舊本更令生利、又不得廻利爲本、とあり、南唐の慶元關市令には

即元借米穀者、止還本色、每歲取利、不得過伍分(謂每斗不得過伍升類)、仍不得准折價錢、

と見えてをる。(七)雜令に粟麥の貸借期限を一年と定めてをる如く、借りた穀物は秋收を期して返還するを常例とした。これを契に就て見ても、Ancient Khokan 所載の借粟契には「其粟並限至秋八月內還」とあり、燉煌瑣所載のベリオ第二五〇二號の借麥契には「其麥並限至秋八月內還」と秋に返還することを約してをる。これらの借粟麥契には利息の契約がないから、無利息であつたと解されるが、しかし利息附がむしろ一般的であつ

たに相違ない。その利息は慶元令にては年利五分(十分の五)を最高とし、錢を以て代納せしめてはならぬと定められてゐたが、實際はこれよりも高率であつたらしい。

(4) 借地契 これは佃契・小作契ともいふ可きものにして、唐宋時代に屬するこの種の契は、從來全くその存在を知られてゐなかつたが、私はロンドンのスタイン蒐集品の中から左の一通を見出すことを得た。

乙亥年二月十六日、燉煌鄉百姓索里奴□

子二人、伏緣欠闕田地、遂於□易□□護□

上於城東憂渠中界地菜畝、遂租種(租)蔗、其他

斷作價直、每畝壹碩二升、不諫諸雜色

目、並惣收納、共兩面對□□午、立契已後、

更不許休悔、如若□□馬充

入不悔人、恐人無信、故立此契、

(租)粗地人程□

(租)粗地人索里奴

見人汜海保

右はスタイン第六〇六三號のものにして、燉煌郷の百姓索里奴・程□子の二人が、城東憂渠中界地七畝を借りて
 苜蓿を栽培し、毎畝一石二升の小作料を支拂ふ可きことを契約せるものにして、これは貸貸借としての小作契約で
 あらう。尤も後世の小作契には短期限を附するを常とするが、この契文には期限の特約が見えてゐない。

(5) 雇駝契 燉煌撥瑣に收められてをるペリオ第二六五二號は、駝の貸貸借に關する契の草稿である。丙
 午年正月廿日、洪潤郷百姓宋が西州に使用する時に、同郷百姓ム専甲より駝一頭を雇し、雇價は生絹一疋、これ
 を七月に至つて填還することを約してゐる。この契は後半を關き、誤字も多く使用されてをるが、今はそれに言及
 するを避けた。

貸借契約證書に共通の事項中、注意すべきものを二三擧ぐれば

(a) 違限生利。元本利子の返還期限を定めたる次に、若し期限に至つて返還せざる場合は更に利を附するこ
 とを約せるものがそれである。ヘルンレによつて公表されし和闐近郊出土の借錢契にも「如違限不付、毎月頭分
 生利」といふ文言が見えてをるが、燉煌發見の契にては、ペリオ第二六五二號雇駝契には「於限不還□□^(例)元礼
 生理」、同第三〇五一號借絹契には「若於限不還者□□□生利」、同第三一二四號借絹契には「若違時限不還、於
 郷元生利」、同第三五〇一號借絹契には「若於限不還者、便於郷例生利」、又スタイン第四四四五號の借絹契二通
 には「若不還者、看郷原生利」「若於時限不還者、便看郷原生利者」と記されてをる。郷原・郷元は郷里の意に
 用ゐられてをり、郷里の慣例を看てそれに従つて利子を附するといふ意味である。かゝる用例は他の宋代の記録

にも見出される。宋會要食貨七に

(熙寧五年)十二月二日、又詔、……如是係官錢斛支借不足、亦許州縣勸誘物力人、出錢借貸、依郷原例出息、
 官爲置簿、及時催理、

とあるはその例である。

(b) 牽掣家資。唐宋の雜律には、債務不履行の場合に、債權者が官司に告げずして債務者の財物を強牽し債
 權額を超える者を罪してをるが、官司に申告しさへすれば、債務者の財物を私的に差押へることが出來た。^(八)唐宋
 時代の貸借契約證書には屢々、私的差押を許す特約が見えてをる。ヘルンレによつて發表された建中七年の借錢契
 には「卽任牽掣家資、將充本利」とあり、スタイン探檢隊が和闐近郊にて獲たる契にもこれが現れてをり、その
 大曆十七年借粟契には「如違限不還、由僧虔英、牽掣霍昕悅家資牛畜、將充粟直、有剩不追」、建中三年借錢契
 には「如不得、一任虔英牽掣令慈家資牛畜、充錢直、有剩不追」と差押が債權額を超えても超過額返還の請求を
 爲しえなかつた。燉煌撥瑣所載の燉煌文書中にも「如違限不還、一任掣奪家資雜物、用充麥直」と記した借麥契
 や、「如違限不還、其麥粟□□仍任掣奪家資等物、用充麥粟直」と記した動産質の契^(後本論にも)がある。

(c) 保人代償。唐及び宋初の雜令には「如負債者逃、保人代償」とあり、南宋慶元の關市令にも「欠者逃亡、
 保人代償」と規定され、保人は債務者が債務を辨濟せずして逃亡したる場合に限つて代償の責を負ふ者にして、
 法制史家はこれを留住保證と稱し、これが新疆省出土の唐代の契にも現れてをることを注意してをる。^(九)燉煌發見

の貸借契約證書にも多くこの規定が現れてをるが、いづれも所謂留住保證に屬するものである。本論に掲載された契に就て見れば、ベリオ第三〇五一號借絹契には「若道上不平善者、并絹及利、壹仰口承人弟□□取本絹」、同第三四五三號借絹綾契には「若路上般次不善者、仰口承人弟彦祐、於尺數還本綾」、同第三四五八號借絹契には「若身東西不善者、一仰口承弟兵馬使羅恒之恆當」、同第三五〇一號借絹契には「若身東〔西〕不平善者、一仰口承人男員進面上取本絹」、スタイン第四四五號借絹契には「若東西不平善者、一仰口承弟定德丑子面上取本絹」と記されてをり、後に掲載さるるベリオ第二六八六號動産質契にも「如身不在、一保人代還」とある。燉煌發見の契には保人を多くの場合口承人と呼んでゐることを注意したい。

(ロ) 賣買契約證書

唐宋時代の買地契も、石や輒に刻されて残存するものが少くないが、新疆省及び燉煌からは未だ一通の買地契も發見されない。賣買に關する契として確實のものは、今のところ賣舍契一通、賣身契一通が燉煌文書中より發見されてをるに過ぎない。

(1) 賣舍契 燉煌瑣瑣所載のベリオ第三三三一號の參年丙辰歲十一月兵馬使宋欺忠の賣舍契がこれである。契の内容は、(一)兵馬使張骨子は兵馬使宋欺忠より屋舍を買ひ、(二)舍價として六十八石四斗を麥粟各半を以て支拂ふ、(三)屋舍と買價は各、立契の日に引渡を了した、(四)若し兄弟房從姻親の妨害あらば、宋欺忠及び妻男

は別の舍を買つて充替する、(五)若し先に違約する者には罰として黄金三兩を官家に入れしむ、(六)署名人は舍主兵馬使宋と見人兵馬使兼郷官李とである。沙州文錄補遺所載の羅振王氏藏還舍買契も、舍地屋木の價の返還に關する契約にして、やはり買舍契の一種と認められるものである。

五代時代に於ける賣舍契の標本としては、金石萃編^{卷二百二十一}所載の廣慈禪院殘牒の末に刻されたる後晉天福四年二月二十日の賣舍契が、從來世に知られてをるに過ぎなかつた。この天福四年の契には同署人の最後に莊宅牙人^人が記載されてをることは注意すべきことである。莊宅牙人は莊宅の賣買典質に際して仲介の勞を取つてを業とするもので、五代の世に莊宅牙人が仲介の勞を取つたことは、冊府元龜^{卷六百十三}定律令(五代會要^{卷二百十六}市にも載せらる)に引く周廣順二年十二月開封府の奏文に

又莊宅牙人、亦多與有物業人通情、重疊將店宅立契典當、

と見えてをるによつて知られる。續資治通鑑長編^{卷二百十四}太宗太平興國八年三月乙酉の條に載する國子監丞知開封府司錄參軍事趙孚の上言には

莊宅多有爭訴、皆由衷私妄寫文契、說界至則全無丈尺、昧隣里則不使聞知、欺罔肆行、獄訟增益、請下兩京

及諸道州府商稅院、集莊宅行人、衆定割移典賣文契各一本、立爲榜樣、違者論如法、

とあり、「詔從之」と記されてをるが、莊宅行人は即ち莊宅牙行人にして、これらを集めて莊宅の典賣契の書式を衆定せしめたのである。莊宅の典賣に莊宅牙人が参加するを普通としたことは、以上の文證によつて明瞭であ

るが敦煌の買舍契には莊宅牙人は見えてゐない。

(2) 賣身契　　スタイン第一九四六號は、支那に於ける賣人文書の最古のものとして貴重のものであるが、未だ世に公にされてをらぬ。私も不幸にしてその大意を手録し得たるに止まつたから、こゝにその全文を掲ぐることが出来ないのは遺憾である。その大意は、(一)淳化二年辛卯歲十一月十二日、立契押衙韓願定が正帛を欠闕せるにより、妮子、名は壘勝、年貳拾捌歳を百姓朱願松及び妻男に賣與す、(二)女人の價を生熟絹五疋と斷定し、生絹參疋は當日支拂ひ熟絹兩疋は來年五月に支拂を完了せしむ、(三)若し親族の妨害あらば、韓願定及び妻七娘子に於て好人を覓めて充替す、(四)違約するものは罰として樓綾壹疋・大羯羊兩口を出し、不悔人に入るといひ、(五)契文の末に「其人_一在患、比至十日已後、不用休悔者」の書入があり、その下に略花押を畫き、(六)署名人は、買身女人壘勝・出賣女人娘主七娘子・出賣女人郎主韓願定・同商量人表富□・知見報恩寺僧丑獫・知見龍興寺樂安法律と次第され、各姓名の下に花押又は略花押が書かれてをり、(七)その次に「内熟絹壹疋、斷出褐陸段、白褐陸段、計拾貳段、各丈一丈二、比至五月、盡還也」と追記され、その下に略花押が畫かれてをる。

支那に於ては古代より奴婢の賣買は公認されてをるが、良人を賣買することは、漢以來律に於てこれを禁止した。唐宋律にも賊盜律にその罪を規定してをる。しかし良人の賣買が古代より行はれ來り、法律の規定も現實の世相の前には無力であつたことに就ては、文獻に數多の例證を見出すことが出来る。奴婢の賣買はもとより、良人の賣買にも必ず賣身契を立てたやうであつて、こゝでは唐宋時代の文獻を少し探つて見よう。先づ宋刑統_{卷二}

には

唐天成元年拾月參日勅節文、京城諸道、若不是正口、不得私書契券輒賣良人、との禁令があり、宋代の事例としては、宋の洪邁の夷堅志甲集_{卷十} 婦人三重齒に

有婦人、塵土其容、而貌頗可取、鄭欲留爲妾、婦人曰、我此飢困、不能行、必死於是、得爲婢子幸矣、乃召女僮、立券、盡以其當得錢、爲市脂澤衣服、婦人慧而麗、

とあり、同丙集_{卷八} 耿恩侍婢には

大觀中、京師醫官耿愚、買一侍婢、……繼以泣語人曰、此爲吾夫、小者吾子也、耽聞之、怒詬責之曰、去年買汝時、汝本無夫、有契約牙儉可驗、何敢爾夫、

と記され、宋の吳曾の能改齋漫錄_{卷十} 記事の條には

謝逸記、曾魯公布衣、游京師、舍於市側、……旁舍生顧視左右、歎歎久之曰、僕頃官于某、以某事而用官錢若干、吏督之且急、視其家無以償之、乃謀于妻、以女鬻於商人、得錢四十萬、行與父母訣、此所以泣之悲也、公曰……吾士人也、孰若與我、旁舍生踞曰……然僕已書券納直、不可追矣、公曰、第償其直索其券、彼不可則訟於官。

といふ話を載せ、宋の羅大經の鶴林玉露_{卷四} 馮三元にも

馮京字當世、鄆州咸寧人、其父商也、壯歲無子、將如京師、其妻授以白金數笏曰、君未有子、可以此爲買妾

之資、及至京師、買一妾、立券償錢矣、

と見えてをる。人賣に牙儂が屢、仲介を爲したことは、前掲の夷堅志の文によつても窺はれるが、これに就いては既に小林高四郎氏の研究があるから参照されたい。

(3) 賣牛契(若くは典牛契) スタイン蒐集品の中に次の一通の契がある。

(上闕)

識認者、一仰本主、賣上好牛充替、立契後、

有人先悔者、罰麥三石、入不悔人、恐人不

信、古立此契爲記、

麥主

牛主尼僧明相年五十五

保人尼僧淨勝年十八

保人僧實照

保人王忠敬年廿六

見人尼明兼

右はスタイン第五八二〇號のもので、署名人の姓名の側に指の關節を黒點で記した畫指の痕跡が認められる。この契は燉煌發見の他の契とはやゝ筆跡を異にし、畫指の方法は新疆省出土の契と似てをるから、この契は燉煌發見とすれば中唐期に屬するものか、然らざれば新疆より獲られたものであるかも知れぬ。スタイン蒐集品は燉煌發見品のみならず、新疆發掘品をも含んでをる。この契は前半を關供せる爲め、契約内容は詳でないが、恐らくは尼僧明相が牛を典質若くは賣却しその代りに麥を受取つた時の契であらう。

(ハ) 典質契約證書

仁井田學士の研究によれば、唐宋時代には、擔保物の占有を債權者に引渡してその使用収益に委ぬる占有質を典質といひ、これに對して、擔保物の占有を債權者に引渡さずして、單に指圖の形式によつて擔保權を設定するに止まる無占有質があり、宋刑統の所謂指當・指名質學がそれである。新疆省及び燉煌からは動産質・不動産質及び人質の契が發見されてをるが、いづれも占有質に屬するものと考へられる。

(1) 動産質契 スタイン探検隊が和闐近郊にて發掘したる契の中にも、動産質に屬するものが一通ある大曆の許十四の契がそれであつて、梳及び他の品を質物として錢百文を借りたことが見えてをる。次にベリオ蒐集品の中からこの種のものを手録によりて擧ぐれば

□年二月六日、普光寺人戶李私之、爲種子及糧用、遂於靈

西寺常住處、便麥肆漢碩粟捌漢碩、典貳升鑄壹口、其
麥粟、並限至秋八月內送納足、如違限不還、其麥粟□
□仍任掣奪家資等物、用充麥粟直、如身不在、一仰保
人等代還、恐人無信、故立此契、用爲後驗、

便麥粟人李私之印

保人男毛之(畫指)

同前年月日、僧廣惠幢、亦於處、便粟兩漢碩捌升、其公子
同前契送納爲限、用爲後驗、便粟人廣惠幢印 保人
弟僧寶印

前年月日、紇骨薩部落百姓王清之、遂於

□便種子麥肆漢碩、並同前契(下闕)

(上闕) 便麥人(下闕)

右はペリオ第二六八六號のもの、便麥粟人李私之の下及び便粟人廣惠幢の下には各、圓い朱印を押捺し、保人男
毛之の下には畫指(後出のB)が畫かれてをる。これは燉煌發見の契に畫指の用ゐられたる珍しい例であり、殊に印章
を押捺してをるのは、唐宋時代の契に於ける唯一の異例として注意されねばならぬ。燉煌發見また此の契を收録

しをるも、連記せる三通の契文の最初のもののみを掲げ、他はこれを載せず、殊に大切なる印章や畫指を漏して
をる。又私の手録と相違せる文字が少くない。この文書の最初に記されてをる李私之の契は、二升を容るる鑄一
口を擔保として麥粟を借り、秋八月内に返還することを約したもので、やはり秋の收穫期を返還期限としたもの
のやうである。但し利息の特約は見えてゐない。

(2) 不動産質契 ペリオ蒐集品中から私が手録し得た次の契は、田の占有質を現したものと解される。

天復四年歲次甲子捌月拾柒日、立契神沙鄉百姓僧

令狐法性、百口分地捌畝、請在孟受下界、爲要物色

用度、遂將前件地捌畝、遂共同鄉隣近百姓

價員子商量、取員子上好生絹壹疋、長

捌^(?)壹疋、長貳仗伍尺、其前件地祖與員子、貳拾

貳年佃種、從今乙丑年、至後丙戌年末、却付

本地主、其地內除地子一色、餘有所着差稅、一仰

地主恆當、地子逐年於 官員子逞納、渠河口

作、兩家半、從今已後、有 恩赦行下、亦不在論

說之限、更親姻及別稱爲主記者、一仰保人

祈賞、隣近寛上好地充替、一定已後、兩共

對面平章、更不休悔、若先悔者、□

□納入 官、恐後無憑、立此憑儉、

地主僧令狐法姓

見人吳賢信

見人宋員經

見人都司判? 汜恒世

見人□□□陰再?

見人押衙張

都虞? ?

右はベリオ第三一五五號のものにして、契の書かれたる面に裏打の紙が貼付されてをる爲めに、甚だ讀み難くなつてゐる。この契の内容は、神沙郷の百姓僧令狐法性が同郷隣近の百姓價員子から生絹一疋及び?一疋を取り、その代りに八畝の地を與へて二十二年間佃種せしめ、その期間中の地子は價員子が官に納入し、餘の差税は令狐法性が負擔し、渠河口作は兩家が一半づつ負擔すべきことを約したものである。この場合の地子は國家が課する所の地租を指してをるやうである。この契文には典質を示す語が使用されてをらぬが、小作料の規定が無い所か

ら見ると、これは小作契約ではなく、所謂占有質にして又た消却質と認む可きものであつて、令狐法性は債權の擔保として八畝の田を價員子に引渡し、これを使用収益せしめ、その収益を以て元本と利子とを消却せむとしたものと解釋す可きものやうである。

不動産の典質に契を立てたる事例も、唐宋時代には多く見出される。例へば舊唐書卷一百一盧羣傳に

先寓居鄭州、典質良田數頃、及爲節度使至鎮、各與本地契書、分付所管令長、令召還本主、時論稱美、

と見えてをり、夷堅志乙集卷五張九罔人田には

廣都人張九、典同姓人田宅、未歲、其人欲加質、囑官僧作斷骨契、以罔之、明年又來就賣、乃出先契示之、

其人抑塞、不得語、

といふ記載が見出される。

(3) 人質契 この種のものとしてはベリオ第三一五〇號の契を擧ぐることが出来る。その契文は既に檄煌撥瑣に載せられてをる。その内容は、癸卯年十月廿八日、慈惠郷の百姓吳慶順兄弟三人が商擬の上にて、慶順を人質に供して、龍興寺索僧政家より麥十石・黃麻一石六斗・粟十石を借ることを約したるものにして、「自取物後、人無雇價、物無利頭、便任索家駢馳、比至還得物日、不許左右」とあつて、人質の勞働は元本を消却する能はず、ただ利子に充當されたるに過ぎないから、元本を返還せざる限り、永久に人質たるの身分を離脱し得ない。これは法制史家の所謂利質にして又永久質である。唐宋の律は一般に人質を禁じてをるが、漢代以來人質が盛に

行はれ、唐宋時代に於ても同様であつたことは、多数の文獻がこれを證明してをるが、かゝる際に契を立つる習慣も古くから存在したと思はれる。

(ニ) 雇傭契約證書

私はスタイン蒐集品の中から、後唐龍德四年の雇身契を發見した。

龍德肆年甲申歲二月一日、燉煌鄉百姓張ム甲、爲家内

僱少人力、遂雇同鄉陰ム甲、斷作雇價、從正月百一姓至九月末

造作、逐月壹駄、見分付多少已訖、更殘、到秋物出

之時收領、春衣一對、襪袖并禪皮鞋一量、餘外

欠關、仰自批排、入作之後、比至月滿、便須兢心、勿

二意、時向不離城内、城外一般獲時造作、不得

拋濼工夫、忽忙時、不就田畔、踰躑閑行、左右

直北、拋工一日、剋物貳斛、應有沿身使用農

具兼及畜乘、非理失脫傷損者、陪在ム甲身

上、忽若偷盜他人麥粟牛羊鞍馬、一仰ム甲親眷

〔極〕當、或若澆溉之時、不慎睡臥、水落在

□處、官中書罰、仰自極當、亦不得侵損他

〔人〕田苗針草、須守本分大例、賊打輸身却者、

無親表論說之分、兩共對面平章爲定、

准法不許翻悔、如先悔者、罰上羊壹口、充

入不悔人、恐人無、故立明文、用爲後驗、

由了了首 雇身ム甲

由了了首 口承人ム甲

右はスタイン第一八九七號のものにして、契の草稿である。この雇傭契約は、二月より九月末までを期限とし、

雇價として毎月一駄、別に春衣一對・襪袖及禪皮鞋一量を支拂ふといふにあり、その労働が田の耕作を主目的と

したことはその文面から容易に窺ひ得られよう。ム甲の「ム」は「某」にして、宋の陸游の老學庵筆記六に

今人書某爲ム、皆以爲俗從簡便、其實古某字也、毅梁桓二年、蔡侯鄭伯會於鄧、范寧注曰、鄧ム地、陸德明

釋文曰、不知其國、故云ム地、本又作某、

とあるによつて、宋代には某をムに書く慣例のあつたことが知られる。某甲の用例が古くから存したことに就い

ては、清の顧炎武の研究がある。(一三)それから宋史四百四十二文苑傳の蕭貫の傳に「未踰月、周氏至、齊梓置廡下、出僞券

曰、若傭婢」とあるは、雇傭に契を立つるを常とした一例證である。

唐宋時代には、莊園の名の下に大土地所有が發展し、それらの大所有地の耕作に客戸や奴婢を使用したことは、多くの人の論及する處であるが、人力の雇傭も相當盛んに行はれたことも閉却してはならぬ。尤もこれは莊園の如き大所有地よりは、主として小規模の自作農田に於て行はれたものと考へられる。かゝる事例は古くから文獻に現れてをるが、これを唐宋時代に求むるならば、舊唐書卷一百八十五上良吏傳上に(新唐書卷一百一十にも見ゆ)

時(王)方翼尙幼、乃與傭保齊力勤作、苦心計功、不虛棄數年、闢田數十頃、修飾館宇、列植竹木、遂爲富室、

とあり、宋史卷四百六十六孝義傳には

侯義、應天府楚丘人、貧無產、傭田以事母、

同書卷四百八十八隱逸傳の杜生の傳には

後子能耕、荷長者見憐、與田三十畝、使之耕、尙有餘力、又爲人傭耕、自此食足、

とあるを擧ぐることが出来る。これらの傭夫が一般社會より賤視され虐遇されたことは、宋の吳曾の能改齋漫錄卷二俗罵客作に

江西俚俗、罵人有曰客作兒、……凡言客作兒者、傭夫也、

といひ、文獻通考卷一十戶口考二奴婢の條には

(眞宗咸平)六年詔、士庶家僱僕有犯、不得黥其面、……大理寺言、……自今人家傭賃、當明設要契、及

五年、主因過毆決至死者、欲望加部曲一等、但不以愆犯而殺者、減常人一等、如過失殺者勿論、從之、

ともあるによつて想像される。(二三)宋代には過罪を犯せる雇僕に對して黥面の私刑が行はれたとある以上、雇僕の身分は殆ど奴婢に等しかつたと云はねばならぬ。

(ホ) 其他の契約證書

(一) 寄託契 檄煌掇瑣に収録されてをるベリオ第三二五七號のものをこゝに擧げたい。これは亡男索義成

が罪を犯して瓜州(甘肅省安西縣東)に遣はされた時に、兄懷義に分付して佃種せしめたる口分地を返還せんことを請求せる寡婦阿龍の訴狀に、書證として貼付された契であり、訴狀の末には後晉の開運二年十二月の年時が記されてをる。契は甲午年二月十九日と紀年し、索義成は瓜州に至るを以て、父祖口分地三十二畝を兄索懷義に分ち付與して佃種せしめ、義成が沙州に歸來し得たらば本地を却收することを契約せるものにして「比至義成到沙州得來日、所著官司諸雜烽子官柴草等小大稅役、並惣兄懷義應料、一任施功佃種、若收得麥粟、任自兄收釋粒、亦不論說」と、その期間の官の稅役は惣じて懷義が負擔する代りに、懷義に對して、田に施功佃種しその收穫を收得することとを許してをるが、佃租(小作料)の特約は見えてゐない。佃租を支拂はぬとすれば、賃貸借としての小作契約とは認められぬ。又田を懷義に與ふる時に何らの代償物も取得してゐないから、これは賣買とも典質とも認めら

れない。故に私はこの契約を無償寄託と考へたい。

因に、この契文に頭書されてをる甲午は、後唐の應順元年に比定さるべきものであらう。懷義に分付されし口分地は、その後索佛奴の請得する所となつたが、契の後に貼付されてをる取地人姪索佛奴の調書に「其地佛奴承受、今經一十餘年」とあり、應順元年甲午は開運二年に先立つこと十一年にして、索佛奴の言と矛盾しない。然るに甲午を今一廻り溯つては、索義成の母阿龍は立契後七十一年目にこの訴狀を提出したこととなつて、これは餘りに速きに失すると思ふ。

(2) 養男契 燉煌文書からの私の手録中に、次の一通の契がある。

壬戌年三月三日、龍勒鄉百姓胡再成^(成)、今則遂養同母弟王保住男^兄

清朶、作爲腹子、共弟男□□二人同父兒子、自養已後、便須孝養

二親、盡終之日、不發逆心、所有城内屋舍城外水家(下闕)

並共永長會子停之、亭支一般、各取一分、若有踰躐、往(下闕)

空身出逐門外、不許橫說道理、或有相諍、再出(下闕)

山河爲誓、日月澄明、立故此契、用爲後驗、

養男清朶

報人父王保住

知見人胡万昇

知見人房侄胡再晟

右はベリオ第三四三號のもの、龍勒鄉百姓胡再晟が同母弟^兄王保住の男清朶を養子とせし時に立てたる契であるが、下端を破損せる爲めに、文意の解し難い憾がある。知見人胡万昇及び胡再晟の下に各、略花押が畫かれてをる。この契にては、養男が立契人、實父が報人、養父は知見人となつてをる。唐宋時代の戸令の規定では、養子は同宗にして昭穆相當する者たるを要した^(四)。この契に就て見るも、養男の清朶は養父胡再晟に對して正しく「同姓昭穆相當者」であつて、戸令の規定に合する。

(3) 賠償契 私がロンドンに於いて手録せる燉煌文書の中に、次のやうな契がある。

寅年八月十九日、楊謙讓共李條順相諍、遂打損經^(經?)

節兒、斷令楊謙讓當家將息、至廿六日、條順師兄及諸親等、迎

將當家醫理、從今已後、至病可日、所要藥餌當直及將息物、亦

自李家自出、待至能行日、竿數計會、又万日中間、條順不可、

及有東西營局破用、合着多少物事、一、細竿打[?]、共

鄉閭老大、計竿收領、亦任一聽、如不穩便、待至營事之日、

都竿、共人命同計會、官有政法、人從此契、故立爲驗、用

(爲後)
後爲憑、

僧師兄惠常

僧孔惠素

見人薩卿子

右はスタイン第五八一六號のものにして、楊謙讓が李條順と相諍ひ、相手の經節兒(經節兒)を打損せるを以て、傷の全治する迄に要する藥餌及び休養の費用は全治の上にて、楊謙讓が計算して支拂ふ可き旨を契約せるものであつて、一種の損害賠償の契約證書である。

(1) この契文は Hoernle によつて始めて公刊され、次で Chavanne の佛譯が "Ancient Khotan," Vol. I, Appendix A に掲載された。

(2) スタイン探検隊發見に係る契は、總て Chavanne によつて佛譯され、脚注を附して "Ancient Khotan," Vol. I, Appendix A に載せられ、支那に於ては東方文庫第七十一種考古學零簡に孫毓修氏が唐寫本公牘契約考と題して、これらの契から四通を擇んで轉載し、簡單な解を加へてをり、次で羅振玉氏も大曆十七年・建中三年の二通を沙州文錄に收めてをるが、"Ancient Khotan" 所載のものと多少字句に相違があるのは、恐らく契から直接移録した結果であらう。

(3) 大谷伯探検隊發見のものは、西域考古圖譜下卷に寫眞として掲載されてをるが、原文書の破損により判讀に苦む文字が少くない。それらの契は沙州文錄補遺にも轉載されてをるから、寫眞と併せ見るがよい。

(四) 仁井田學士「唐令拾遺」賦役令第二十三。

(五) 故唐律疏議第二十六雜律上に「諸造器用之物及絹布之屬、有行濫短狹而賣者、各杖六十」とある下の疏議に「短狹謂絹疋不充四十尺、布疋不滿五十尺、幅闊不充一尺八寸之屬」とある。

(六) 仁井田學士「唐令拾遺」雜令第三十三。

(七) 同氏「唐宋時代に於ける債權の擔保」(史學雜誌第四十二編第十號頁三四)。

(八) 同 右(頁四〇—四一)。

(九) 同 右(頁三八以下)。

(十) 小林高四郎氏「唐宋牙人考」(史學第八卷第一號)。

(十一) 仁井田學士「唐宋時代に於ける債權の擔保」(史學雜誌第四十二編第十號頁二九以下)。

(十二) 日知錄卷二十三假名甲乙。

(十三) 續資治通鑑長編卷五十四眞宗咸平六年三月の條、燕翼貽謀錄卷三主家不得贖奴僕の條をも參照。

(十四) 仁井田學士「唐令拾遺」戶令第九、同氏「清明集戶婚門の研究」(東方學報東京第四冊頁一五一以下)。

三 結 語

最後に、唐宋時代の契の形式に於ける共通の事項四五を摘録しておきたい。

(1) 立契年月日 これは契の冒頭に書くを普通とし、これを契文の末に記したものは、スタイン探検隊が

和闐近郊にて發掘せる、建中八年の借錢契が一通あるのみ。但し紙や石に刻されたる、宋代の地契の中には、契文末に年月日を記したものがあつた。元・明・清の契になると、逆に、年月日を契文の末に記入するものが多くなつて来る。

(2) 親族妨害擔保文言 唐・五代・宋には、不動産の典賣に對して、先づ親族、次に隣地者に優先權を與へ、先づ親族に問はずして他人に典賣せる場合は、親族は買主よりこれを追奪する權利があつた。明清時代の契には、親族より追奪される事なきを保證する文言が屢々記載されてをるが、仁井田學士の所謂親族妨害擔保文言が遠く西域出土の契にも現れてをることは、既に同氏によつて指摘されてをる。今その文言を摘録すれば、ペリオ第三一五五號典田契には「更親姻及別稱爲主記者、一仰保人恆當、隣近覓上好地充替」、同第三三三一號買舍契には「居住中間、或有兄弟房從及至姻親忤悛稱爲主記者、一仰舍主宋欺忠及妻男、隣近穩便買舍充替」と見え、スタイン第一九四六號賣身契にも、中間に親性眷表の妨害あらば、被賣人の父母が好人を覓めて充替する旨を記してをる。かくの如く新疆省及び燉煌の契にては、親族の妨害追奪あらば、保人や賣主に於て代償することになつてをる。

(3) 違約擔保文言と違約罰 新疆省及び燉煌發見の契には多く當事者の一方的契約解除を許さざる保證文言を載せ、往々にしてその次に違約せる場合に課する罰を特記してをる。ペリオ第三〇五一號借絹契には「不許開」、同第三一五五號典田契には「更不休悔、若先悔者、□□納入官」、同第三二五七號寄托田契には「更不

許休悔、如先悔者、罰狀羊壹口」、同第三三三一號買舍契には「更不許翻悔、如先悔者、罰黃金參兩、充入官家」、スタイン第一八九七號雇身契には「准法不許翻悔、如先悔者、罰上羊壹口、充入不悔人」、同五八二〇號賣(典)牛契には「立契後、有人先悔者、罰麥三石、入不悔人」、同第六〇六三號借地契には「立契已後、更不許休悔、如若充入不悔人」とあり、スタイン第一九四六號賣身契にも、仁井田學士の所謂違約擔保文言と違約罰とが見えてをる。違約罰は不悔人に歸屬する場合と官に入る場合とがあつた。

(4) 花押と畫指 契の同署人は、姓名の下に署名するか、然らざれば花押を畫くを常例とする。燉煌發見の契に現れたる略花押の形は雜多であるが、近世の契に見らるる如く「七」「十」に似たる符號を畫いたものが最も多い。新疆省より發掘されたる契に於ては、署名に代へるに畫指を以てした。これを唐代には畫指券と呼び、その多くは契文の最末に「畫指爲記」と記してをる。畫指とは手指の長さと同關節とを記して署名の代用とせるものであり、これに關しては既に二三の研究が出てをるから、今は贅言することを避けるが、ただ畫指の形式に就て氣附いた點を一二指摘しておきたい。畫指の形式は一定してゐない。第一の形式は、指の先端と同關節とを三つの黒點で標記したもので、新疆省出土の契や、スタイン第五八二〇號賣(典)牛契や、Le Coq 探檢隊が新疆省吐魯番に於いて獲たる唐の廣德三年の常平倉粟牒に於て見らるるものがそれである。第二の形式は指の先端と同關節とを三本の横線にて現はし、指の長さを一縦線にて示したもので、ペリオ第二六八六號動産質契の保人男毛之の下に見ゆるものがそれである。第三の形式は、第二形式と同様の指形の中に、男は「左手中

(指) 旨節」、女は「右手中旨節」と記入したもの(D模圖)で、これはペリオ第三二五七號の文書に現れて来る。この文書は後晉開運二年の年號を有し、初に寡婦阿龍の訴狀と索義成の寄托田契とを貼連し、次に取地人索佛奴の調書、陳狀寡婦阿龍の調書、立契佃種人索懷義の調書を書し、最後に裁判の判決を大書したものであるが、索佛奴及び索懷義は署名の代りに「左手中旨節」と記入した畫指を、寡婦阿龍は「右手中旨節」と記入した畫指を夫々書いてをる。燉煌掇瑣はこの文書を収録しながら、畫指を漏らして載せてゐない。第四の形式は、指の先端と關節と根本とを四本の横線にて現はし、一本の縦線にて連結し、男は「左手中指節」と記入せるもの(F模圖)で、これはペリオ探検隊が燉煌より將來せる後周顯德五年二月の牒文(七九號)に見出される。私の手録によれば、この文書は三人團保に關する牒文にして、前半を缺佚してをるが、團保の姓名を三人づつ十五組以上書き連ねてをり、各人の姓名の下に「左手中指節」と記した畫指が畫かれてをる。第五の形式は、スタイン探検隊が燉煌にて發見せる唐の咸通六年の尼靈惠唯書に見ゆるもの(G模圖)で、Serindia, Vol. IV, Plate CLXVIII にその寫眞が掲載されてをる。寫眞にてはやゝ明瞭を缺くも、外甥十二娘の下に「十二娘指印」と記入した畫指が畫かれてをる(C模圖)。これらの畫指の例に従へば、少くとも五代頃の畫指は、男は左手、女は右手を用ゐたと斷じて誤あるまい。従つて仁井田學士の引用する元の牧庵集^{十二}の「凡今鬻人、皆畫男女左右食指横理於券、爲信、以其疏密、判人短長壯小」の文も男は左手食指、女は右手食指を用ゐて畫指すと解すべきものである。朝鮮に於いては併合前まで畫指が行はれてをるが、男は「左寸」、女は「右寸」と記すを普通とする。左寸と記した畫指は殆ど例外なく男の場合である。

が、右寸と記したものは極めて稀にして、その多くは女の場合に用ゐられ、稀に男の畫指にもこれが現れて来る。その形にも種々あるが、比較的古い時代のものを畫指模圖に掲出しておいた。模圖Gは天啓元年^{辛酉}十月初十日の家産分配文書に見ゆる「右寸」と記したものであつて、母良女巨勿里の下に畫かれてをる女の畫指である。模圖Hは乾隆四十五年の賣屋文書に見ゆる「左寸」と記した男の畫指であつて、財主尹水使宅奴福伊の下に用ゐられてをる。我が國に於ても、奈良・平安時代の古文書に畫指を用ゐた例が見出されるが、正倉院文書に見ゆる畫指に就て云へば、男の場合は「左」又は「左手」と記されてをるが、息長真人眞野賣といふ女の畫指に限つて「右手指」と記されてをる。瀧川博士は「而してこの畫指は、右の手の食指を畫いてゐるが、これは異數であつて、左手であることが原則である。これが右手であるのは、或はこれが婦人の畫指である故であるかも知れぬ」と疑つてをらるるが、私も婦人なるが故に右手を用ゐたものと思ふ。尙ほ我が戸令集解や元の牧庵集によれば、畫指は食指を用ゐることになつてゐるが、支那に於ては中指を使用する場合もあつたことが、燉煌文書によつて始めて知られた。

最後に一言したきは、今日までに發見された所では、唐・五代・宋時代の契は悉く私契であつて、官契は一通も見出されてゐないといふことである。従つて吾々は今のところ、官契の形式を論ずる資料を何も持たないが、しかし私契に就ては、各種のものが今や吾々の前に提供された。それらが法制史社會史經濟史上の貴重なる研究資料であることは、敢へて私の冗言を要しない所であるが、殊に本論に於て學界に紹介された所の未公表の契十

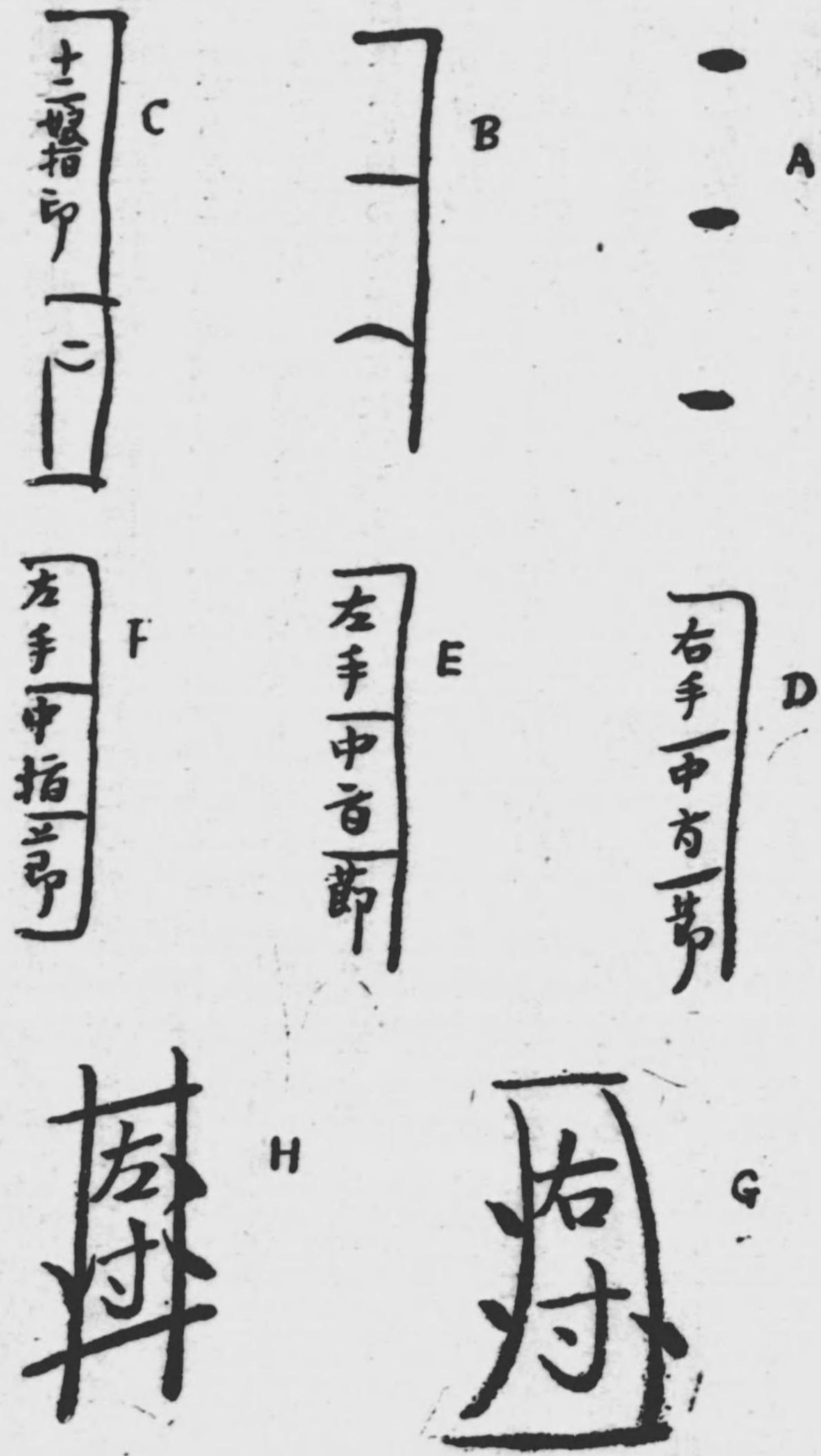


圖 模 指 畫

三通に對しては、私は弘く各方面よりの利用研究を翹望し、且つ貴重なる文書の閱覽謄寫を許されたるパリの國立圖書館寫本部及びロンドンの大英博物館東洋部主任に感謝の意を表して、この小論を終りたい。

- (一) 仁井田學士「唐宋時代に於ける債權の擔保」(史學雜誌第四十二編第十號頁七二以下)。
- (二) 同氏「西域出土の債權法史文書の研究」(史學雜誌第四十四編第七號頁九七)。

(三) 黑板博士「大寶令ニ見エタル官位ノ稱呼並ニ畫指ニツイテ」(法學協會雜誌第三十七卷第三號)。

瀧川博士「法律史話」四四、指紋と畫指。

勝峰學士「古文書學概論」第五章花押。

仁井田學士「清明集戶婚門の研究」(東方學報東京第四冊頁一四九)。

(四) 仁井田學士は「十二娘指之印」と讀まれたが、寫眞を見ると「之」の字を讀み入れるのはやゝ無理のやうである、

同氏「唐宋時代の家族共産と遺言法」(市村博士東洋史論叢) 參照。

(五) 同僚内藤教授の厚意により、多數の畫指の中から「右寸」と記したものを探索してもらつたが、僅か三通出たに過ぎず、その中の二通は女、他の一通は男の畫指であつた。朝鮮にては時代が降るにつれて、漸く畫指の意味が忘れられて形式的となり、男女による左寸右寸の區別も混亂して來たものであらうとのことである。

(六) 大日本古文書九所載天平十九年十二月廿二日近江國坂田郡司解婢賣買券。

—昭和十一年五月稿成る—

(昭和十一年十月、京城帝國大學文學會論叢第五輯「京城帝國大學創立十週年紀念論文集史學篇」)

敦煌文書中の經濟史資料

敦煌石室より發見されたる多數の古寫經古文書類が、今ロンドンの大英博物館・パリの國立圖書館及び北平の國立北平圖書館に分藏されてをり、その一部は離散して藏書家や圖書館の書架を飾つてゐることは既に周知の事である。これらの遺書遺文にして或は寫眞版により或は活字に組まれて世に紹介されたるものも決して僅少とは云へぬが、しかし莫大なる總點數から云へば九牛の一毛に過ぎぬであらう。歐洲に遊ぶ東洋學者にして敦煌遺書の調査に多少なりとも手を染めぬ者はあるまい。さうして夫々寫眞に撮り或はノートに筆録して歸るのであるが、その大多數は徒らに篋底に秘められて世にあらはれず終る。故に後から行く者は前人の調査済のものを再び調査せねばならぬといふやうな愚を繰返してをるのである。そこに何らかの連絡があつてよいとは必ずしも私一個の考に止まらぬであらう。それが急速には實現されないとすれば、せめて各自の旅囊に收めて將來せる資料の何らかの形式に於ける學界への公表を提唱して止まぬものである。零細なる斷簡であつても意外な研究の成果を將來する貴重な資料となることは、敦煌文書を扱ふ興徒の屢々經驗する所であつて次に紹介せんとする公文書の殘卷の如きはその一例にして、唐宋時代の經濟史資料として少からぬ興味を覺えしむるものである。佛國國立圖

書館に於いて作成せる私の手録中よりこれを紹介せむとする所以は、零細なる斷簡と雖もこれを學界に公表することの如何に必要なかを注意したいが爲めに外ならぬ。

(一) 燉煌郷官布籍

これはベリオ蒐集品目錄第三二二六號の佛頂心觀世音菩薩救難神驗經卷下の紙背に書寫されし文書の殘卷にして、曲尺にて高一尺、長二尺八寸、末尾を關いてをる。ゴチック體の文字は、原文書に朱筆を以て書かれてをることを示すものである。

壬申年三月十九日燉煌郷官布籍

布頭陰善友柒拾捌畝陰保升參拾陸畝半陰保住壹拾玖畝張富通

貳拾柒畝安慈兒貳拾畝安友住參拾捌畝半福賢通拾柒畝張

欺中壹拾伍畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭張衍奴壹頃柒拾柒畝張灰、貳拾參畝張万子肆拾肆畝半

趙通、肆畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭羅山胡壹頃伍畝羅友、壹頃鄧進達參拾畝馮進達拾伍

畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭張友全壹頃陸拾畝孟定奴肆拾曹畝陰富晟拾捌畝曹友

子貳拾伍畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭唐糝子壹頃陸拾畝安友恩伍拾參畝張懷滿參拾柒畝計地

貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭張友子壹頃貳拾畝索善友參拾伍畝半索保子貳拾柒畝

史富通伍拾玖畝宋安久玖畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭汜盈達壹頃伍拾壹畝張員宗陸拾玖畝張奴、參拾畝計地貳

頃伍拾畝共布壹疋

布頭鄧像通壹頃陸拾伍畝安慶達肆拾畝董住兒肆拾肆畝

計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭王清昇壹頃玖拾陸畝鄧文德伍拾肆畝計地貳頃伍拾共布壹疋

布頭劉再松壹頃拾肆畝半令狐善兒參拾伍畝康恩子陸拾畝張再

住拾玖畝索懷員拾伍畝張奴、伍畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭康全子參拾陸畝康保清壹頃伍拾柒畝半董赤玖拾壹畝

呂神友肆拾肆畝鄧文德壹畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋

布頭黑善興壹頃陸拾捌畝曹阿堆肆拾肆畝田員保拾捌畝張

住兒貳拾畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋
布頭趙索二壹頃參拾畝陰儒受玖拾畝張意順貳拾陸畝計地
貳頃伍拾畝共布壹疋
布頭賀清兒壹頃貳拾柒畝半馮常安捌拾捌畝馮神德貳拾壹
畝半兒骨子拾壹畝張幸成貳畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋
布頭索少清參拾捌畝王全子陸拾伍畝王丑胡肆拾伍畝羅安定
壹頃貳畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋
布頭張盈昌肆拾壹畝張幸德壹頃玖畝張定奴伍拾柒畝張幸成
肆拾貳畝半計地貳頃伍拾畝共布壹疋
布頭李保山壹頃參畝李善德參拾壹畝半李綏堆捌拾畝田
安住參拾貳畝半張幸成貳畝計地貳頃伍畝拾共布壹疋
布頭李富盈柒拾畝半高糝堆肆拾參畝安佛奴柒拾畝鄧再通
貳拾參畝石慶子貳拾畝陰光多貳拾參畝計地貳頃
伍拾畝共布壹疋
布頭李像奴玖拾壹畝李再住壹頃拾參畝宋昌盈貳拾畝吳畝

馮王三拾畝吳保住肆畝馮友、肆畝計地貳頃伍拾畝共布壹疋 (下闕)

文書の首には干支あるも年號なきを以て、正確なる年次を知ることが出来ぬが、唐の中期以後のものであることは推定に難くない。先づこの文書が田の多寡に應じて布を課する稅簿の一種であることは間違あるまい。さうとすれば、この文書は唐の租庸調法が廢滅に歸して兩稅法がこれに代つた以後のものでなければならぬ。何となれば租庸調は平等賦課を建前とするものであつて、毎丁に課せらるる稅額は平等にして所有田數とは無關係であるからである。ただ義倉米として徵收される地稅のみが、所有田の多寡に從つて每畝二升と定められてをるが、これは粟を以て納入すべきものにして、布を以て折納するやうな場合は萬々あるまい。しかるに安史の大亂後に新設された稅目の中には、田の多寡を基準として課稅する差等稅があり、これが德宗の建中元年の兩稅法となつたことは改めて説明を要しないが、元來兩稅法は財產稅であつて、田を有する主戸のみならず田なき客戸にも資産に應じて課せられた。しかし資産の主たるものは田であつたから、何時の頃からか兩稅は財產稅より地稅に變り宋代には専ら主戸のみ之を課し、田を所有せざる客戸には課せられなかつた。それから唐の兩稅は、制定當初に於ては錢納と定められてゐたが、銅錢の缺乏は物價の下落を導き、農民は農産物を賤賣して錢に換へて納入せねばならぬこととなり、著しくその負擔を増した爲めに、久しからずして一部分の物納を許すやうになつた。宋代には二稅はむしろ物納を原則とし、夏稅は主として絹紬綾綿絲、秋稅は主として苗米を納入したやうであつて、夏稅物帛とか秋苗とかいふ語の頻出するのはこれが爲めである。夏秋二稅が各戸の所有田數に比例して賦課

されたことは云ふ迄もない。この文書は恐らく兩税法に於ける夏税としての布に關する稅籍の殘卷であらうといふ推定は、以上説明せる所によつて先づ誤あるまい。ただその徵收期に關して多少の疑が残る。唐の兩税の徵收期は、通典卷六、唐會要卷八十三ともに「夏税六月内納畢、秋税十一月内納畢」と規定され、五代の後周は「今後夏税以六月一日起徵、秋税至十月一日起徵、永爲定制」(五代會要卷二十五)と定め、宋もこの制を踏襲したことは、南宋の吳會の能改齋漫錄^二二稅起催用周制の條に

本朝夏秋二稅起催、以六月十月一日、至今州縣遵用、按王溥五代會要、周顯德三年十月、宣三司指揮、諸道州府今後夏稅以六月一日起徵、秋稅至十月一日起徵、永爲定制、乃知本朝循用周制、

とあるによつて明である。しかるに、この文書には冒頭に「壬申年三月十九日」と日附されてゐて、夏稅徵收期としては早きに失するやうに思はれる。尤も五代及び宋ともに地方によつて多少の遲速のあつたことが見えてくるから、この場合も何らかの事情で特別に早く徵收されたものか、若くは三月十九日は稅額の決定日にして、實際の納入は六月に入つてから爲されたものか、恐らくそのいづれかであるとすれば解釋の出來ぬこともない。

唐の租庸調法によると、調は郷土の出す所に隨つて綾絹綿及び綿、若くは布及び麻を納れ、庸も亦絹綿若くは布を以て納入する定めとなつてゐたが、大唐六典卷三戸部郎中員外郎の條を見ると、綾絹綿を納るる州と布麻を納るる州とを區別して明記してをり、隴右道所管の沙州等二十一州は「厥賦布麻」となつてをる。かゝる土地の生産情態は急には變化するものでないから、兩税法時代になつても、夏稅として納入する織物も綾絹綿の如き

帛ではなくして布であつたらうと想像される。この文書に於て布を稅物としてをるのはこれによつて解釋が出來よう。

唐令に於ては、「若當戶不成疋端屯緞者、皆隨近合成」と規定されてゐて、庸調として納入する稅物は、帛ならば一疋(四丈)、布ならば一端(五丈)、綿ならば一屯(六兩)、麻ならば一緞(三斤)と整數を以て納入せしめ、若し當戶内に於て合成して尙ほ端數を生ずる時は、隨近の丁と合成して整數となすを要した。宋代に於ても、稅物に端數を生ずる時は、これを疋零といひ、疋零の取扱法としては次の二つの方法が採られた。一は折納價錢・折納見錢などと稱して、時價を以て錢に換算して折納せしめる。一は合鈔送納・湊鈔送納・合零就整などと稱して、數戶の疋零を合して整數となし原物を以て納入せしめる。續資治通鑑長編卷十六太祖開寶八年二月壬寅の條に

詔比者民輸租、其紬絹不成匹者、率三戶至五戶合成匹、以送官、頗爲煩擾、自今紬不滿半匹絹不滿一匹者、計丈尺輸其直、

とあつて、宋に入つてから紬絹の合鈔送納を禁じて錢を以て折納せしめることに改めた。しかしその後また合鈔送納に變つたらしく、宋會要食貨九を讀むと、南宋の紹興十二年九月十三日の赦文には

勘會人戶疋零稅賦、令合鈔送納、本以便民、行之少久、寔生姦弊……自今應疋零米斛絲綿匹帛、許人戶取便、或願合鈔湊成匹石等、或願據先折納見錢、並許送納、與免收頭子糜費、

といふ語があり、合鈔送納か折納見錢かは民の便に委せた。しかるに紹興二十五年十月四日には、詔して來年の二税は合零就整を許さずと命じたが、翌年正月二十六日の戸部の言に従つて折納價錢の外に合鈔送納を許すこととしてをる。南宋の朱子の劄子を見ると、江東路の南康軍に於ては、上三等戸の税絹疋等は湊鈔送納せしめ、下戸は一尺一百文足の割合を以て折價せしめたといふ^(三)。この熈寧文書の所屬年次は、他の熈寧文書の例から見ても初期より以後に降るものではないが、所謂合鈔送納の一實例であつて、二戸乃至八戸の所有田を合して貳頃伍拾畝なるやうに組合せ、その布を一疋と定めたものであるが、實際の田數の合計は必しも貳頃伍拾畝とはならず、多きは貳頃五拾畝、少きは貳頃四拾八畝半となるものがあり、又張幸成の田の如きは賀清兒と張盈昌と李保山との下に三分されて附せられ、張奴の田は汜盈達と鄧再松との下に二分されて附せられてをる。合鈔送納の方法を知らしむる資料として珍重さるべき資料と云へよう。

(一) 景定建康志卷四〇・四一田賦志。咸淳臨安志卷五九田稅。

(二) 以下引用の唐令は總て仁井田學士の「唐令拾遺」の復原文に據つた。

(三) 朱子經濟文衡續集卷十一同乞從民便送納錢絹。

(二) 公廩麥粟出便與人抄錄

これも佛國國立圖書館所藏のペリオ蒐集品目錄第三三七〇號の文書にして、曲尺にて高一尺、長二尺三分、末尾を闕佚してをる。

戊子年六月五日公廩麥粟出便與人抄錄如後

應戒友慶洪福員德四人各粟壹斗至秋陸斗

赤心安富通便粟兩碩至秋參碩 見人杜(杜口那波兵 作杜幸主)

兵馬使曹智盈便粟肆斗至秋陸斗 口承外生他略

赤心宋唱進便粟壹碩至秋壹碩伍斗 口承阿嬌趙氏

趙善通便粟參碩至秋肆碩伍斗 口承沙彌幸通

賈法律便粟壹碩至秋壹碩伍斗 口承沙彌幸通

洪閏游懷閏便粟肆斗至秋陸斗 口承曹保晟

莫高曹保晟便粟肆斗至秋陸斗 口承游懷閏

玉關傅流住便粟兩碩至秋參斗 口承熈煌安胡奴

當寺僧義忠便粟肆斗至秋陸斗 口承沙彌善通

玉關傅流住便粟壹碩至秋壹碩口斗 口承熈煌安胡奴

粟伍斗至秋口斗 口承游懷閏

斗 口承戒惠

斗 口承僧義忠

秋參碩	口承沙彌幸通
伍升	口承彭 <small>（彭下部波氏作員通七）</small>
	口承神沙康通達

龍勒程恩子便麥壹碩伍斗秋兩碩貳斗伍升 口承康通達

龍勒石章六便麥壹碩至秋壹碩伍斗 口承安友妻裴氏

普光寺尼索寺主便粟陸斗至秋玖斗 口承喜々

龍勒程恩子便粟伍斗至秋柒斗伍升 口承喜々

洪池鄧安久便麥壹碩至秋壹碩伍斗 口承索安六

赤心索安六便粟壹碩至秋壹碩伍斗 口承鄧安久

平康王安君貸麥壹碩伍斗至秋壹碩柒斗 口承王寺主

王寺主貸麥兩碩 口承王安君

法律貸麥（法上字部波氏作案）

（下 闕）

この文書も年號名を缺くを以て、正確なる年代を決定することは出来ぬが、恐らく唐末から宋初に至る間のものであらう。文書の内容は、公解の麥粟を貸付けて秋に至つて利息を附して返還せしめむとするものである。返還

期はその年の秋となつてゐるから、貸付期間は長くて四五箇月であり、その間の利息は五割となつてゐる。ただ平康王安君の場合が一石五斗に對する利息は僅か二斗（利率一割三分三厘強）に過ぎず、次の王寺主以下の場合には返還期と利息との規定がなく、而も利息五割の場合には皆「便」の字を使用せるに對して、王安君以下の場合には「貸」の字を使用してゐるのは如何に解釋すべきか、後考を待つこととしたい。債務者は利息の規定の下に各、略花押を畫いてゐるが、最初の應戒友慶洪福員德四人・兵馬使曹智盈・賈法律・平康王安君・王寺主・
 □法律は花押を畫いてゐない。債務者は夫々口承人を立ててゐるが、赤心安富通のみは見人を立て、最初の應戒等四人は見人も口承人も立ててゐない。敦煌發見の契によれば、口承人は保人と同様に留住保證の責を負うたが、見人は立合人の如きものにして保證の責を負ふものではなかつた。見人・口承人共に夫々略花押を畫いてゐるが、口承戒惠のみは「戒」の字を署名し、口承沙彌幸通は最初の場合のみ略花押を畫き第二回以後は省略してゐる。略花押とは署名の代りに畫く符號の如きものにして、「十」の字に似たものが最も多く、その他に「七」「一」「十」「兀」「一」「中」「之」「力」の如き形のものが使つられてゐる。この文書に見ゆる洪閏・莫高・玉關・燉煌・龍勒・洪池・平康・神沙がいづれも燉煌縣に屬する郷名であることは、那波學士の紹介されし天寶九載八月二十七日の牒狀に依つて明白であるが、赤心も亦郷名であらう。

隋唐時代には在京諸司及び州縣等の地方官司に屬する公解錢物の高利貸が公然と行はれた。これを出舉と云つた。これらの諸司には公解田が支給されたから、それより上る収益としての麥粟は、出舉の用に供することが出

來た筈であるが、別にまた公廩本錢を支給してその高利貸を許した。隋の開皇十四年には一時公廩錢物出舉の禁止を見たが、唐はこれを公認し、ただ利息や期間に制限を設けてその弊の緩和に努めたに過ぎない。唐會要卷八十八所載の開元十六年二月十六日の詔には「自今已後、天下貧舉、祇宜四分收利、官本五分取利」と、私本は月利四分（百の四）、官本は月利五分を以て最高利率と定めてをる。開元二十五年の雜令には

諸公私以財物出舉者、任依私契、官不爲理、每月取利、不得過六分、積日雖多、不得過一倍、若官物及公廩本利停訖、每計過五十日、不送盡者、餘本生利如初、不得更過一倍、
とあり、又の條に

諸以粟麥出舉、還爲粟麥者、任依私契、官不爲理、仍以一年爲斷、不得因舊本更令生利、又不得廻利爲本、と規定され、財物出舉の利率は公私ともに月利六分（百分の六）を最高とし、利を積むこと一倍を超過したり、利息を元本に繰入れて再び利息を附することを禁じ、粟麥出舉の期限は一年と定めてをる。宋初の雜令はこれを踏襲したが、南宋の慶元關市令になると

諸以財物出舉者、每月取利、不得過肆釐、積日雖多、不得過壹倍、卽元借米穀者、止還本色、每歲取利、不得過伍分（謂每斗不得過伍升之類）、仍不得准折價錢、

と、財物出舉の利率は月利四釐（百分の四）米穀を借りて米穀を以て還す場合は年利五分（十分の五）に制限されてをる。これらの制限は實際に於て如何なる程度まで遵守されたらうか。唐の公廩本錢の利率を唐會要によつ

て調査してみると武徳元年十二月には諸州に公廩本錢を置くこと纔に五萬錢以下にして「月納息錢四千文」とあるから、大約月利八分となる。開元六年七月の祕書少監崔沔の言には「且五千之本、七分生利、一年所輸四千二百」とあるから、これは月利七分である。開元十八年には復た公廩本錢を置き「收贏十之六」とあるが、これは恐らく年利六割（月利五分）と解される。會昌元年六月の孫簡の奏文には「準赦書節文、量縣大小、各置本錢、逐月四分收利」と見えてをり、又同月の戸部の奏文にも「今準長慶三年十二月九日勅、賜諸司食利本錢共八萬四千五百貫文、四分收利、一年抵當四萬九千九百九十二貫文」とあり、月利四分であつたことが判る。かくの如く公廩本錢の利率は月利八分から七分・五分・四分と次第に引下げられた。そして開元十八年の月利五分は同十六年二月十六日の詔による私本四分・官本五分といふ規定に合し、會昌元年の月利四分も開元二十五年令の最高利率月利六分といふ規定を超えてゐない。これによると、少くとも公廩本錢の場合は大體に於て法定利率が遵守されたと云へる。しかしこの熾煌文書に於ける公廩粟麥の利息は、六月五日から秋に至る四五箇月以内の期間に於て五割であり、頗る高率となつてをる。公廩錢物の利息が必しも法定利率に準據したものでなかつたことはこれによつても推知される。官本既に然りである。況や私本の利息が法定よりも一般に高率であつたらうことは想像に難くない。仁井田學士が嘗て指摘されたやうに、南宋の袁氏世範下には「貸穀以一熟論、自三分至五分」とあつて、南宋時代には貸穀の場合は秋收を一期として年三割乃至五割（この場合の分は十分の一）の利息を取つたが、唐五代頃に於ても借りた穀物は秋熟を期して返還するを慣例としたことは、和闐や熾煌から發見された借粟麥契に

よつて推知され得る。^(七)この燬文書に於て秋を以て返還期としてをるのも、この慣例に随つたものと解すべきである。

- (一) 拙著「支那西陲出土の契」(京城帝國大學創立十周年記念論文集—史學篇)に紹介せる契を見られたい。
- (二) 那波學士「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」(歴史と地理第參拾參卷第壹號乃至四號)。
- (三) 隋書食貨志。
- (四) 仁井田學士「唐令拾遺」雜令第三十三。
- (五) 唐會要卷九十一内外官料錢上、同卷九十三諸司諸色本錢。
- (六) 仁井田學士「清明集戸婚門の研究」(東方學報東京第四冊)。
- (七) 拙著「支那西陲出土の契」。

(昭和十二年二月、青丘學叢二七)

宋代水利田の一特異相

序 言

宋代には東南地方の水利田に園田・圩田・湖田・沙田・蘆場の名を以て呼ばれるものが出現し、いづれも相當に重大な社會問題として取扱はれるやうになつた。この種の水利田は前代には殆ど知られなかつたものと云つて太過なく、その點に於て支那の田制史上注目すべき一問題として取扱はるべきものである。この現象は宋の滅亡を以て消失せず、元明清の世にも繼續して存在したから、宋代特有のものとは云へないが、宋代ほど之が重大な社會問題を惹起したことはない。その點に於て宋代水利田の一特異相といふ題名も許されてよからう。

此の問題に就いては既に周藤學士の力作「宋元時代の佃戸に就いて」(史學雜誌四四ノ一〇・一一)といふ論文の「三、官田の小作關係」の中に於て一應論述されたが、同論文の性質上その輪郭を描かれたるに過ぎず、且つその後宋會要稿の刊行を見るに至り、從來我が國に行はれた東洋文庫抄本の宋會要食貨門に見えざる新資料も少か

らず獲るに至つたから、私も亦たこの問題を取上げて一文を草することとした。

一 浙西の圍田

周藤學士は前掲論文に於て「圍田とは河又は湖中に堤を築き其中を圍みて田としたものをいひ」と説明されたが、今少しその構造を詳にしたい。先づ元の王禎の農書一農器圖譜一田制門を見ると、圍田の圖を掲げてその説明に

圍田、築土作圍、以繞田也、蓋江淮之間、地多藪澤、或瀕水不時滄沒、妨于耕種、其有力之家、度視地形、築土作堤、環而不斷、内容頃畝千百、皆爲稼地、後值諸將屯戍、因令兵衆分工起土、亦倣此制、故官民異屬、とすひ、又同書三農桑通訣三灌溉篇にも

凡邊江近湖、地多閒曠、霖雨漲潦、不時淹沒、或淺浸瀰漫、所以不任耕種、後因故將征進之暇、屯戍於此、所統兵衆、分工起土、江淮之上、連屬相望、遂廣其利、亦有各處富有之家、度視地形、築土作堤、環而不斷、內地率有千頃、旱則通水、澇則洩去、故名曰圍田、

と、ほぼ同様の説明を下してをる。これに據ると元代の圍田は邊江近湖の地に土を築いて堤とし以て率ね千頃近くの田を圍みたるものをかく呼んだのであるが、宋代の圍田の構造もこれと大差はなかつた。宋代には圍田を構

築する行爲を呼んで圍裏・圍築・包圍などと稱し、田を圍む堤を陸岸・埧岸・圍岸・陸畦と云つた。陸・埧は同字にして、集韻には「稻田畦也」とあるから、陸岸は田間の畦に類し、その構造は餘り規模の大きいものではなかつたと思はれる。その多くは土築であつたらうが、中には葑草や沙塗を以て造られたものもあつた程である。(二)

圍田は如何なる地を圍んで構築されたかといふに、必ずしも江や湖とは限られず、あらゆる種類の瀦水の地が擇ばれた。南宋の衛涇の後樂集三一論圍田劄子(三)を見ると、

自豪右兼井之家既衆、始借壅閘之說、并吞包占、創置圍田、其初止及陂塘、陂塘多淺水、猶可也、已而侵至江湖、今江湖所存亦無幾矣、

と云つてをり、圍田も初は陂塘の如き比較的小さい瀦水地に設置されたが、後には江や湖に及んだことが判る。元來圍田は多く浙西に置かれたが、浙西は所謂澤國にして、太湖を中心としてその周圍に多數の湖や陂・塘・淹・瀆等の瀦水地が散在してをる。衛涇は論圍田劄子の中に於て兩浙の地勢を説いて次の様に云つてをる。

大抵二浙地勢、高下相類、湖高於田、田又高於江海、水少則汲湖水以溉田、水多則泄田水、由江而入海、惟瀦泄兩得其便、故無水旱之憂。

兩浙地方の田は湖よりは低く江海よりは高いといふ恵まれたる状態に在つたが、旱災に湖の水を引いて灌漑したり、水災に田の水を排泄する必要上、驚くべき水利の發達を見るに至り、江・浦等の水道が網の目の如くに開鑿されるやうになつた。(五)例へば太湖の水は松江(今の吳淞江)によつて揚子江に注がれたが、宋代には別に三十六浦を開鑿

してその排水を容易ならしめた。

宋會要稿^{第一二冊}食貨七水利上(同^{第一五冊}食貨六一下水利雜錄にも重出)に

(紹興二十八年)九月十三日、兩浙路轉運副使趙子瀟・知平江府蔣璨言、……今詢訪得浙西諸州、平江最爲低下、而湖常等州之水、皆歸於太湖、自太湖以導導食貨六于松江、自松江以注海、是太湖者數數食貨六州之水所瀦、

而松江者又太湖之所洩也、然以數州瀦水之巨浸、而獨洩以松松下食貨六之一川、宜其勢有所不勝受、而洩放有

有食貨六所不逮、是以昔人、於常熟之北、開二十四浦、疏而導之揚子江、又於崑山之東、開一十二浦、分而納

之海、兩邑大浦凡三十有六、而民間私小涇涇食貨六港、不可勝數、皆所以決壅滯而防泛溢也、……天禧天聖間、

運運食貨六使張綸、於常熟崑山縣、各開衆浦、以導積水、景祐間、郡守范仲淹、親至海浦、開浚浚食貨六五河、

以疏導諸邑之水、使使食貨六東南入于松江、東北入于揚子與海、政和間、提舉趙霖、將命興修水利、開浚三十

三浦、役工僅開常熟兩浦崑山一浦而罷、開三浦之後、迄今又四十年、諸浦堙塞、又非昔日之比、(下略)

とあり、又同書^{第一二冊}食貨八水利下に引く方域志には

(隆興)二年八月六日、臣僚言、大江之南海濱、有三十六浦、洩浙西陂湖之水入於海、浙西因無水患、近歲浦港淤塞甚多、且有力之家、圍田支閘、紹興二十八年、朝廷差趙子瀟、措置開濬、未及興工、改用任古、比子瀟所計、十減八九、議者非之、今歲果然、三十六浦實有四等、如茜涇・下張・崔・黃四・七了浦・掘浦・溪浦・金涇八所爲最要、如六鶴・楊浦・千步涇・甘草・六河・高浦・司馬浦・東浦九所又其次也、如浪港・參

浦・五嶽・川沙・頤遙・野兒・西陳・水門・澹浦・黃鶯・耿涇・丸浦・唐浦・石幢・鄧溝・北浦十六所又其

次也、如白茆・福山・許浦三所不大淤塞、……其後兩浙路轉運判官陳彌作言、奉旨平江府、躬至常熟崑山兩

縣、考利病、常熟之浦二十有四、皆北入于江、崑山之浦十有二、東入于海、蓋以太湖震澤居其上流、昔人患

松江之不能勝、欲使衆流涇得其歸故也、諸浦之興、始於天禧、成於景祐、逮政和間、稍已堙廢、夫瀦水則今

之塘湖是也、瀦水則今諸浦是也、(下略)

と云へる如く、三十六浦(六)の中の二十四浦は常熟縣に在つて北流して揚子江に入り、十二浦は崑山縣に在つて東流

して海に入り、その開鑿は北宋の眞宗の天禧、仁宗の天聖の間に始まり、同じく仁宗の景祐年間に成つた。然る

に徽宗の政和年間には漸く堙廢して、圍田の構築が次第に盛となつたが、この情勢は獨り三十六浦に限つたわけ

ではなく、この地方に於ては有らゆる瀦水の地が圍田構築の好き場所となつたことは、宋會要稿^{第一五冊}食貨八水利

上(同書^{第一五冊}食貨六一下水利雜錄にも重出)の次の文によつて具體的に證明されるであらう。

(乾道元年二月二十四日)知平江府沈度言、被旨開掘長州縣習義鄉清沼湖圍田一千八百三十九畝畝食貨六一盆地

鄉尙澤蕩圍田一千五百畝、蘇臺鄉元潭圍田一千五百八十八畝、樊洪瀆圍田三百三十二畝、營田一千九百六

十九畝、費村瀆圍田一千六百六十二畝、崑山縣大虞浦圍田二十六畝、小虞浦圍田一百六畝、新洋江圍田一百

七畝、崑崑下食貨六塘圍田三十三畝、許塘塘下食貨六田二十六畝、六河塘圍田一十三畝、常熟縣梅里塘圍田二畝、

白茆浦圍田二百三十一畝、自自食貨六今通泄水勢。

平江府に於ては長洲縣の清沼湖・尙澤蕩・元潭・樊洪瀆・費村瀆や、崑山縣の大虞浦・小虞浦・新洋江・崑山縣の梅里塘・六河塘や、常熟縣の梅里塘・白茆浦に各、圍田の設置を見たやうに、湖江蕩潭瀆浦塘などと稱する水道及び潞水地が悉く圍田構築の場所となつた。平江府以外の浙西の州府に於てもこれは同じであつたと思惟される。

元代には一圍田の面積が率ね千頃であつたことは王禎の農書によつて知らるる所であるが、宋代に於ては一圍田の面積は數百畝から千畝位に止つたらしく、宋會要稿食貨六一下水利雜錄には

(寧宗慶元)二年八月二日、戸部尙書袁說友・侍郎張仰言、近年以來、湖西諸郡圍田之利既行、而陂塘淹漬皆變爲田年歲既深、圍田日廣、曩日潞水之地、百不一存、水無所潞、旱無所取、雨則易潦、晴則易旱者、皆四田有以致之也、今湖西鄉落圍田、相望皆千百畝、陂塘潦漬悉爲田疇、(下略)と見えてをる。

圍田は多く浙西に構築されたことは既に一言した所であるが、浙西路に於ては、ただ嚴州が圍田の存在を證する記載を缺くのみにして、その他の臨安府・嘉興府・平江府・鎮江府・常州・湖州・江陰軍に遍く圍田の構築が行はれた。しかし浙西以外の他路に圍田の行はれたといふ記事は極めて稀である。宋史食貨志農田の條に

隆興二年八月詔、江浙水利、久不講修、勢家圍田、壅塞流水、諸州守臣按視以聞、於是知湖州鄭作肅・知宣州許尹・知秀州姚憲・知常州劉唐稽並乞開圍田濬港漬、詔湖州委朱夏卿、秀州委曾楮、平江府委陳彌作、常

州江陰軍委葉謙亨、宣州太平州委沈樞措置、

といふ江東路の宣州・太平州にも圍田が存在したらしい記載が有り、宋會要稿^{第一五}食貨六三上屯田雜錄に

(淳熙十年六月十六日)既而(郭)剛奏、淮西荒田、如昨來和州興置屯田五百餘頃、廬州管下亦有三十六圍、皆瀕江臨湖、號稱沃壤、自後廢罷、撥還逐州、召人墾佃、自餘荒地、皆豪彊之戶冒耕包占、無由考實、(下略)

とあつて、淮西路の廬州にも圍田が三十六所もあつたと見えてをる。しかし宣州や太平州に圍田の存在したといふ記載は、圍田に關するあれ程多數の記事を含む宋會要にも見出されないから、簡略なる宋史食貨志の文のみにてこれを立證することは少し無理であり、又廬州の三十六圍は明かに合肥(廬州の治所)三十六圩の誤であることは後述の如くであるから、淮西路に圍田の存在を證することは出來ぬ。しかし宋元四明六志所收の寶慶四明志^{卷二}昌國縣の條に秋稅と題して

苗米三千六百八十九石一斗三升三勺^{元額二千六百三十三石一斗三升三勺續添新收入戶圍田米五十六石}

と記載されてをり、浙東路明州昌國縣に圍田が存在したらしい、知見の及ぶ範圍では、これが浙西以外に於ける圍田の存在を立證する唯一の記事である。

因に浙西には壩田・塘田と呼べるものがあつた。宋會要稿食貨七水利上(同食貨六一下水利雜錄にも重出)に(紹興)二十三年七月二十三日、試右見^{食貨六}諫議大夫史才言、浙西諸郡、水陸平夷、民田最廣、平時無甚水甚旱之憂者、太湖之利也、數年以來、瀕湖之地、多爲軍下兵卒侵^{侵食貨六}據爲田、妨農利擅、其害甚大、蓋隊伍

既易於施工、土益增高、長堤彌望、曰一曰上食貨六堤田、水源既壅太湖之積、漸與民田隔絕不通、旱則據之以溉有下食貨六一而民田不沾有下食貨六利、乞專令本路監司躬親究究下食貨六一太湖舊舊下食貨六一軍軍上食貨六民各安其職、田疇盡蒙其利、農事有賴、上然、從之、

といふ記載がある。建炎以來繫年要錄六一紹興二十三年七月庚戌の條及び文獻通考六五田賦考水利田の條にもほぼ同文を載せてをるが堤田を墾田に作り、宋史高宗本紀また墾田と記してをる。堤は堤の俗字にして墾と同音同義の字である。衛涇の後樂集三一論圍田劄子にも

自紹興末年、始因軍中侵奪瀕湖水蕩、工力易辦、創置堤埂、號爲墾田、民田已被其害、と云つてをり、墾田は太湖の瀕地に軍兵によつて設置されたものであるが、恐らく圍田の一種に過ぎなかつたらう。

塘田といふ名は、宋會要稿食貨六一下水利雜錄にただ一箇所現れて來るに過ぎない。

(淳熙十年)四月九日、大理寺丞張抑言、浙西諸州豪宗大姓、於瀕湖陂蕩、多占爲田、名曰塘田、於是舊爲田者、始隔絕水出入之地、(下略)

この塘田も亦圍田の一種に與へられた名稱であらう。

圍田の構築は何年頃から始まつたか、その明確なる年時を指示することは困難であるが、既に北宋の眞宗仁宗時代から浙西その他の地方に於て陂澤湖塘の請佃が行はれ、これが取締を要する程になつてゐるから、圍田の構

築も事實上はこの頃に始まつたと思はれるが、未だ圍田といふ稱呼は生れなかつたのか、北宋末迄はかゝる名稱を用ゐた例が見當らぬ(七)。管見の及ぶ所では、宋史食貨志上一農田に載せたる徽宗の政和六年の詔に

比開墾地格推賞、平江府興修圍田二千餘頃、令佐而下、以差減磨勘年、

とあるが圍田の語を用ゐた最も早い例である。しかし圍田の構築が益、盛になり、重大なる社會問題として論ぜらるるに至つたのは南宋に入つてからである。

南宋時代に於ける圍田の構築は多く豪家及び寺觀によつて行はれた。圍田の構築される場所は官有地であるから、たとひ私人の構築によるも圍田は本來官有であらねばならぬので、豪家寺觀は多く請佃の名の下にその小作權の獲得を行つたが、又屢、冒占して私有と爲す場合があつた。いづれにしても江湖陂の塘水利は圍田の所有者によつて獨占されたから、民田は水旱の災を被らざるを得なくなつた。圍田の害が大いなる社會問題として取扱はるるに至つた理田はそこに存する。衛涇の論圍田劄子に

然圍田者、無非形勢之家、其語言氣力、足以陵駕官府、而在位者、每重舉事、而樂因循、故上下相蒙、恬不知怪、而圍田之害深矣、

とある如く、豪家は官府を凌駕するに足る權勢を有してゐたが爲めに、官吏もこれが取締を敢行することが出来なかつた。その結果として孝宗の頃には張子蓋の如く圍田九千餘畝を有する者すら出現するに至つてをる。衛涇は論圍田劄子に於て

臣伏見、乾道間、孝宗皇帝一日宣諭輔臣曰、聞浙西自有圍田、即有水患、屢有人理會、多爲權勢所梗、已而令漕臣王炎相視、有張子蓋圍田九千餘畝、湮塞水勢、立命開掘、仍戒勅不得再犯、
と記してをるが、宋會要稿食貨八水利下(同食貨六一下水利雜錄にも重出)には

(乾道)二年四月七日、吏部侍郎陳之茂言、……上曰、聞浙西自圍田、即有水患、前此屢有人理會、竟爲權勢所梗、卿等可檢點、累降指揮、已曾如何施行、仍委兩浙運副王炎、疾速相視利害、以聞、既而王炎言、相視圍田内、有張子蓋新舊田九十餘畝、占籍兩縣、堙塞水勢、久爲民患、躬至其地、地名四塘、周廻一畝食貨六約二十里、開掘已盡、泄水通快、地名長安、周廻一畝食貨六約四十里、見督縣官、併工開掘、乞戒勸張子蓋等家、再犯重宜一作食貨六典憲、已開掘去處、各立剽一作食貨六記、餘州縣依此、從之、

と、張子蓋の圍田を新舊合して九十餘畝と記してをる。その圍田は兩縣に跨り、四塘にあるものは周廻二十里、長安にあるものは周廻四十里にも達したとあるから、合計九十餘畝は餘り少きに失する。恐らく九千餘畝又は九十餘頃の誤であらう。これら豪家寺觀の圍田は、時代の風潮に従つて率ね莊園組織の下に佃戸をして小作せしめたことは、衛涇の論圍田劄子に見ゆる次の言によつて推知される。

凡圍田去處、多在荒僻之鄉、必立莊舍、佃戶聚居、既廣行包占、又欲侵奪側近民產、多蓄無賴惡少及刑餘罪人、號爲佃戶、實是姦民、幸遇豐年、粗得無事、歲收稍不能給、數十爲羣、江湖商賈村野居民、即被剽掠、甚至殺傷、間或敗露、在官具有案牘可考。

莊舍は云ふ迄もなく莊園内に在る佃戸の住家であるが、これらの佃戸が多く無賴の徒や刑餘の罪人によつて占められてゐたといふことは注目すべきことである。

南宋の紹興末頃から圍田の害を論ずるものが多くなり、朝廷に於ても遂に禁令を出して舊圍田の開掘を命じ、新圍田の構築を禁ぜざるを得なくなつた。衛涇の論圍田劄子に據ると、祖宗の成憲に

應江河山野陂澤湖塘池澗與衆共者、不許占據及請佃承買、官司糾劾以聞、諸澗水之地、爲衆共澗田者、輒許人請佃承買并請佃承買人、各以違制論、

と定められてをり、これに遵つて紹興二十八年には「諸路如有承買澗水地者、悉與改正」といふ指揮を降すに至つたとあり、宋會要稿食貨七水利上(同食貨六一下水利雜錄にも重出)には紹興二十九年二月十八日の敷文閣待制知平江府陳正同の上言に續いて

於是戶部言、在法、諸食貨六一澗水之地、謂衆共澗田者、輒不食貨六一許人請佃承買、并請佃承買人、各以違制論、每畝賞錢三貫、一百貫止、今欲下平江府、明立界至、約束人戶、即不得依前占射圍澗、從之、

とある。これが文獻に見ゆる最初の禁令である。これより殆ど南宋一代を通じて禁令の頒發を見たが、殊に圍田の開掘が盛に行はれたのは孝宗寧宗の世であつた。しかし豪家の權勢が禁令の奉行を阻止したり、或は開掘を行つた後から再び包圍されたりして、圍田の絶滅を計ることは出来なかつた。ここに於て孝宗の淳熙十一年には從來の圍田開掘の方針を緩和して、既設の圍田は之を公許し、ただ新にこれを構築するを禁ずるの態度に出たこと

は注目に値すると思ふ。宋會要稿食貨六一下水利雜錄に

〔淳熙十一年〕八月五日、詔浙西諸路州府、各將管下舊來團田去處、明立標記、仍出榜曉諭官民戶、今後不得於標記外再有圍裹、如敢違戾、具名申取朝廷指揮、仰漕臣常切覺察、

とあるがその禁令であつて、標記とは舊團田の處に立てられた公認の標札である。この標札は石に刻して立てられたと見えて、同書に載せられたる寧宗慶元二年八月二日の戸部尙書袁說友・侍郎張仰の上言中には「淳熙十一年内立碑標記團田簿籍」とか「石碑標記」といふ語があり、又嘉泰元年九月四日の中書門下省の言にも

檢會已降指揮、訪聞浙西州郡、團田不已、日侵水利、爲害匪輕、雖累有指揮築戢、官吏奉行不虔、遂至全無忌憚、可選差職事官二員專一措置、自淳熙十一年立石碑之後、不以官民戶、應輒有圍裹者、候秋割了日、限兩月盡行開掘、務在必行、無爲文具、(下略)

と、淳熙十一年の立石碑以後の團田を悉く開掘せしめてをる。この時は詔を勵行せしむる爲めに、大理司直留佑賢及び宗正寺主簿李澄の二使臣を派遣して團田の開掘を監督せしめ、開掘せる團田の簿籍を作製して尙書省に上申せしめ、豪家が再びこれを圍裹することを防がしめた。公認せる團田に對しては租錢を課したが、宋史食貨志上一農田に

寶佑元年、史館校勘黃國面對、團田自淳熙十一年讖石者當存之、復圍者、合權其利害輕重而爲之存毀、其租或歸總所、或隸安邊所、或分隸諸郡、

と、團田の租錢は或は總所に或は安邊所に或は郡に歸屬せしめよと云つてをる。總所は總領所の略にして、南宋の初に創置され地方の軍糧を總領した。安邊所は南宋の寧宗の嘉定元年に韓侂胄の首を送つて金と和を結ぶや、金に贈る歳幣や使節往來の費に充つる爲めに設くる所にして、これに隸屬する田を安邊所田と云つた。宋史食貨志上一農田の條に

嘉定以後、又有所謂安邊所田、收其租以助歲幣、

とあるがそれである。安邊所田の内容は同志に

開熙三年、韓侂胄既誅、金人講解、明年用廷臣言、置安邊所、凡侂胄與其他權倖沒入之田及團田湖田之在官者、皆隸焉、輸米七十二萬二千七百斛有奇、錢一百三十一萬五千緡有奇、籍以給行人金緡之費、迨與北方絕好、軍需邊用、每於此取之、

とある如く、沒官田や官有の團田・湖田を以て成り、更に宋會要稿^{第一六三}食貨七十下賦稅に

(嘉定)七年四月三日、尙書省勘會、安邊庫所拘推到團田、昨來本所申請、每畝歲納官會一貫、及有一貫二百文去處、緣其時米價高貴、會價減損、故立定錢數、未爲過當、近年幸值豐稔、米直廉平、官會錢陌復舊、合議施行、詔令安邊庫所、將見管團田、自嘉定六年秋租爲始、每畝一例各與減租錢四百文、其有已納足人戶、將合減錢數、理爲嘉定七年合納租錢、仍行下兩浙轉運司、廣出文榜曉示、

とあるによつて、安邊所に隸する團田の租錢は、初め官より發行する會子を以て每畝一貫文乃至一貫二百文を納

れしめたが、米價の下落によつて嘉定六年の秋租より毎畝四百文を減するに至つたことが判るであらう。

(一) 周藤學士「宋元時代の佃戸に就いて」(二)(史學雜誌四四ノ一一)。

(二) 宋會要稿^{第一二冊} 食貨八水利下に引く方城志の乾道九年十一月二十三日臨安府の上言に西湖に於ける圍田の害を論じて「冒佃侵多、故多葑茭蔓延、西南一帶已成平陸、而濱湖之民、每以葑草圍裹、種植荷花、駸駸未已」といひ、同書^{第一五冊} 食貨六一下水利雜錄に載せたる淳熙十一年十一月三日の詔の注に「戸部勘當、乞下浙西提舉司、更切委官審實、如係妄作沙塗包占湖面去處、即仰照條開掘施行」とある。

(三) 四庫全書珍本初集本。

(四) 宋會要稿^{第一五冊} 食貨六一下水利雜錄に「嘉定二年十一月四日、臣僚言、臣聞浙右號爲澤國、松江太湖控引灌溉、且無旱乾之憂」とある。

(五) 宋の范成大の吳郡志^{九卷} 水利上に引く北宋神宗熙寧三年の卿賈の上奏に蘇州地方の地勢を敘して「其浦之舊跡、闕者二十餘丈、狹者十餘丈、又有橫塘、以貫其中、而葦布之、是古者既爲縱浦、以通於江、又爲橫塘、以分其勢、使水行於外、田成於內、有圩田之象焉、……今崑山諸浦之間、有半里或一里二里而爲小溼、命之爲某家溼某家濱者、皆破古隄而爲之也」といひ、又その後の上奏にも「古人遂因其地勢之高下、井之而爲田、其環湖卑下之地、則於江之南北爲縱浦、以通于江、又於浦之東西爲橫塘、以分其勢而葦布之、有圩田之象焉、其塘浦闕者三十餘丈、狹者不下二十餘丈、深之^(者?)二三丈、淺者不下一丈」といひ、又「初賈言蘇州水利、其書與圖、大抵以爲環湖之地稍低、常多水、沿海之地稍高、常多旱、故古人治水之迹、縱則有浦、橫則有塘、又有門堰溼溼而葦布之、賈所能記者、總二百六十餘所」と云つてをる。宋會要稿^{第一二冊} 食貨七水利上・同^{第一五冊} 食貨六一下水利雜錄にも見えてをる。縱浦橫塘

の間に更に小溼の葦布せる狀が良く判る。

(六) 三十六浦の名稱は范成大の吳郡志^{九卷} 水利下所載の政和六年の戶曹趙霖の上言に^(墨海金壺)「若其當開之浦、則崑山常熟共三十六浦、除常熟之許浦及白茆・福山二浦、見今深闊、水勢通快、不須開治、惟三十三浦、崑山十有二、謂彌浦・下張浦・七了浦・苕溼浦・楊林浦・六鶴浦・顧溼浦・川沙浦・五岳浦・蔡浦・琅港浦・常熟二十有一、謂黃泗浦・奚浦・西陳浦・東陳浦・水門塘・崔浦・耿溼浦・魚磽浦・邬溼浦・瓦浦・塘浦・高浦・金溼浦・石撞浦・陸河浦・北浦・甘草浦・千步溼・司馬溼・金溼・錢溼・黃鶯漕、皆積久不浚、當分爲三等開修」と見えてをるが、宋會要稿に記されてをるものと多少の出入があり、悉くは一致しない。

(七) 北宋の單錚の吳中水利書の中に「今河上爲駢門、河下築堤防、以管水入江、百姓由是、緣此河堤、可以作田園」とか「方誘民以築田園、昔夾寬嘗欲使民就深水之中、壘成圍岸、大水行于地中、未能洩積水、而先成田園、以狹水道、當春夏湍流浩急之時、則水常湧行于田園之上、非止壞田園、且淹浸廬舍矣、此不智之甚也」とあり、圍岸といひ、田園といひ、圍田の構築を指すことは明瞭であるが、田園は田を圍む岸の意であつて、圍まれたる田を未だ圍田とは云はない。吳中水利書は文中に「自熙寧八年迄今十四載」の語あるによつて哲宗の元祐四年の撰に掛るを知る。宋史寧宗本紀嘉定元年閏四月の條に「辛未置拘權安邊錢物所」とあり、安邊所は拘權安邊錢物所の略であることが知られる。

二 江東淮西の圩田

周藤學士の云はれた如く、「圩田とは圍田の規模の大なるもの、稱で、従つて周圍（周廻）何里と稱せられるのである」が、文獻通考^六田賦考水利田の圩田水利の條には

江東水郷、隄河兩涯、田其中、謂之圩、農家云、圩者圍也、內以圍田、外以圍水、蓋河高而田在水下、沿隄通斗門、每門疏港以溉田、故有豐年而無水患、

と定義し、元〇王禎の農書^一農器圖譜一田制門には圍田の條に

復有圩田、謂疊爲圩岸、扞護外水、與此相類、雖有水旱、皆可救禦、
とあり、同書^三農桑通訣三灌溉篇にも

又有據水築爲堤岸、復疊外護、或高至數丈、或曲直不等、長至彌望、每遇霖潦、以扞水勢、故名曰圩田、內有溝瀆、以通灌溉、其田或不下千頃、此又水田之善者、

と説明せるによつて、ほぼ圩田の構造を推知することが出來よう。圩田は水邊の低地に堤岸を築いて之を圍みて田とせるものをいひ、その點に於ては圍田と異なる所はなかつた。圩田が圍田と區別されて特殊の稱呼を有するのは、圩田を包圍する堤岸が圍田のそれに比して大規模であつたが爲めに外ならぬ。圩田の堤岸は圩岸・圩埠・圩埂などと呼ばれてゐるが、埠は岸の俗字であり、埂は堤封を呼ぶ吳の方言である。^(三)元代の圩岸は高さ數丈に至るものが有つたといふが、宋代に於ても圩岸は皆高闊ともに大にして高きこと城壁の如きあり、或は蘆葦を植ゑて岸脚を圍み、^(四)或は榆柳を植ゑて風濤を防ぎ、宋會要稿^二食貨六一下水利雜錄に

（淳熙十一年）十二月二十六日、進呈知太平州陳曠奏、修圩畢工、已行具奏、躬親遍視驗實、今到圩上見得、

元水決破大埂成深潭處一百三十一丈、圩脚見闊七尺、面闊二丈、高一丈三尺、（下略）

とある如く、太平州の圩岸には實際に於て脚の闊七尺、面の闊二丈、高さ一丈三尺に及ぶものがあつたのである。従つて圩岸には斗門を設けて灌溉に便するやうになつてゐたが、その構造は宋會要稿^五食貨八斗門の條に載せたる次の二文によつて詳知される。

（乾道七年）十一月十二日、皇子判寧國府魏王愷言、化成惠民兩圩周圍、已置立斗門共二十四所、兩旁用石築疊、及以沙板安閘、高築土鉗、常加堅實、及斗門遞年專輪圩戶四名防守、（下略）

淳熙十四年四月四日、知太平州張子顏言、本州管下圩田、除繁昌縣並是私圩江湖隔遠外所、是當塗蕪湖兩縣諸圩、當塗受水特甚、至於斗門水函、多以竹木爲之、間用磚石、往往不牢、致有損壞、今當塗縣重新改造斗門一十三所、石卷砌四所、水函八所、修砌舊係磚石斗門五所、水函一十所、蕪湖縣重新改造斗門八所、用磚石卷砌、（下略）

圩田の斗門には竹木を以て造られたものもあつたが、堅牢なものに至つては磚石が用ゐられたのである。更に圩田の内部には灌溉用の河渠溝濠が開鑿され、その兩岸にはやや低い陸岸が築かれてゐた。宋會要稿食貨六一下水利雜錄に載せたる南宋の光宗紹熙四年八月十二日の知太平州葉翥の上言に

今措置、欲於圩田之內舊有通水小溝去處、開濬深闊、就用其土、增築陸岸、亦令高廣厚實、以爲裏濠、可爲

車戽出入之地、……今別行開濬、大壕以闊五尺深一丈、小溝以闊二丈深七尺爲約、及兩岸田塍亦高三四尺、脚闊四五尺、

とあるによつて圩内の大壕小溝の深闊やその塍岸の高闊の標準を知ることが出来る。

それでは一圩の面積は如何程に及んだかといふに、元の王禎の農書によれば千頃を下らざるものがあつたといふが、宋代の圩田の中にも千頃に垂んとするものがあつた。例へば宣州宣城縣にある化成一作化城圩の如きは既に北宋の眞宗天禧二年頃には水陸地八百八十餘頃、一歳の租米二萬四千餘碩に達したとあり、建康府の永豐圩は九百五十餘頃或は千頃の田を有したと傳へられ、太平州蕪湖縣の萬春圩は田一千二百八十頃と記されてをる。かくの如き大規模の圩田に於ては、これを包圍する圩岸の延長も數十里より二百里を越ゆるものもあつたやうである。建康府の永豐圩は最も宏大なる圩田として著名であつたが、「圩四至相去皆五六十里」といふからその圩岸の周圍は計八十里といひ、或は舊四十餘里新增築九里餘と記されてをり、その他宣州宣城縣にある化成一作化城・惠民兩圩の圩岸の周圍は計八十里といひ、或は舊四十餘里新增築九里餘と記され、太平州蕪湖縣にある萬春・陶新・政和三圩の圩岸は共長一百四十五里有餘とあり、太平州黃池鎮の延福或は延福、延福に作る等五十四圩は周圍一百五十餘里と記載されてをる。これらは特に規模の宏大なる著名の圩田であるが、北宋の范仲淹の范文正公政府奏議一作奏議上答手詔條陳十事に

江南應有圩田、每一圩方數十里、如大城、中有河渠、外有門閘、旱則開閘引江水之利、潦則閉閘、拒江水之害、旱澇不及、爲農美利、

とあるに據れば、方數十里に達する大城の如き圩田がむしろ普通であつたと云はねばならぬ。従つて宋代の圩田は圍田よりも遙かに宏大なる田を包容してゐたと見て誤はない。

圩田の大なるものに至つてはその内に多數の小圩田を包容してゐた。宋會要稿第二冊食貨七水利上（同書第一冊食貨六一下水利雜錄にも重出）に

（紹興二十三年）閏十二月二十七日、又言……當塗縣管一作管圩埭一所、係廣濟圩、長九十三里有餘、其圩與私圩五十餘所、並在一處、坐落青山前、各係低狹、埂外面有大埂埭一條、包套逐圩在內、抵漚一作漚湖水、今來逐圩被水損壞、詢訪人戶、只修外面大埂、不惟數倍省工食貨六一無委食貨六一無是食貨六一無是可以抵障水勢、所有腹裏圩埭、或有損損食貨六處、聽人戶自修、

とあり、建炎以來繫年要錄六一紹興二十有三年十月丁丑の條には

既而知當塗縣張津謂、被水農民、流徙過半、若令自修、力不能辨、遂用其說、共興長埂、周廻百八十里、包諸小圩、未幾成、

といひ、文獻通考六田賦考水利田（宋史食貨志上一農田にもほぼ同文）には

延延宋史無福等五十四圩、周廻延宋史無一百五十餘里、包圍諸圩在內、

宋代水利田の一特異相

と記されてをるに據れば、外面に一大堰を築いて五十餘の小圩を包容するものすらあつた。外面の大堰は堰長とも呼ばれたやうに周廻百五十里、百八十里にも及び、延々として相連つた偉觀が偲ばれる。

圩田の大なるものには夫々の稱呼を有してをり、宋會要・文獻通考・建炎以來繫年要錄・輿地紀勝等に現れて來る名稱を拾つて見ると、

江東路

建康府溧水縣——永豐圩(一四)

宣州宣城縣——化成(或は化城)圩・惠民圩・童圩・養賢圩・政和圩・蓮湖圩

太平州蕪湖縣——萬春圩・陶新圩・政和(或は和政)圩・獨山(或は獨山)圩・永興圩・保城(或は保城)圩・咸寶(或は咸寶)圩・保

勝圩・保豐圩・行春(或は行春)圩

同 當塗縣——廣濟圩

同 黃池鎮——福定圩・延福(或は延福)圩

廣德軍廣德縣——烏坦圩

淮西路

和 州——八家圩

無 爲 軍——城南圩・青崗圩・山元浦圩

無爲軍無爲縣——嘉城(或は嘉成)圩

同 廬江縣——楊柳圩

の二十七が獲られる。

この表によつても判る如く、圩田の分布地域は江東路及び淮西路であつたが、更に詳しく云へば、江東路に於ては建康府・宣州(寧國府)・太平州・池州・廣德軍、淮西路に於ては廬州・和州・無爲軍がその分布地域として文獻に現れてをり、それ以外の地に圩田の存在したといふ記載は餘り發見されぬ。宋會要稿食貨八水利下(食貨六一下水利雜錄にも重出)に

(隆興元年)六月十二日、工部尙書兼侍讀張闡等言、竊見近降指揮、將紹興府鑑湖田明州廣德湖田盡賣、二湖

元灌溉民田浩濶、後緣民間侵種種食貨六遂作圩田、今若一概出賣、竊恐於民間別有所防、

と、浙東路の紹興府及び明州に圩田の作られたことを傳へてをるが、しかし後述の如く、紹興府の鑑湖及び明州の廣徳湖の田は湖田の名を以て呼ばれたからして、この圩田は湖田の誤と見なければならぬものである。浙西に於いて堤岸を圩岸と呼んだ例はあるが圩田といふ語は現れて來ないから、浙西に圩田の存在したかは明かでない。故に圩田は江東淮西兩路地方に特有のものであつたと斷言して大過なきものと思ふ。就中圩田の多かつたのは江東路であつて、宣州宣城縣の圩田の數は實に一百七十九所の多きに上つたといひ、(一五)又景定建康志卷四田賦志に見ゆる南宋の理宗景定二年に於ける建康府管下五縣の管田統計を見ると、圩田の存在せざるは句容の一縣にして、